

**横浜市が耐震改修工事費用の一部を補助します！**

**－ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 －**

# 申請の手引き

**－ 改訂第2版 －**

**(事業者向け)**

昭和56年5月以前建築の  
木造住宅



平成 26 年4月 改訂

横浜市建築局企画部建築防災課

## はじめに

横浜市では、地震に対する木造住宅の耐震性の向上及び震災に強いまちづくりに寄与することを目的として、昭和 56 年 5 月末日以前に建築確認を得て着工した、木造個人住宅の耐震改修費用の一部を補助し、木造住宅の耐震改修を促進する、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」を平成 11 年 7 月 1 日より実施しています。

また、耐震改修工事の設計・施工を行うことができる事業者を市長が登録することにより、耐震改修を実施しようとする市民が、安心して信頼できる事業者に工事の設計・施工を依頼できるようにすることを目的とした、「設計・施工事業者登録制度」を平成 16 年 6 月 1 日より実施しています。

事業者のみなさまには、「設計・施工事業者登録制度」の趣旨をご理解いただき、登録事業者又は一時登録事業者の責務を果たし、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の利用を推進していただきますようお願いいたします。

## 本手引きについて

本手引きは、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」において、事業者が現場調査、耐震補強計画の立案、申請書類の作成、申請の手続き、耐震改修工事の施工、検査の受検及び工事完了報告等を適確かつ適正に行い、円滑に事業を実施することを目的としたものです。

「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の申請・設計・施工等にあたっては、本手引きに従ってください。

また、耐震補強計画の立案にあたっては、本手引き及び『一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」』に従うほか、原則として、「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル 平成 21 年版-第 2 刷」に従って施工ができるようにしてください。（ただし、本手引きと「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル 平成 21 年版-第 2 刷」に相違がある場合は、本手引きの記載内容を有効とします。）

なお、その他、以下のものも参考としていただけます。

- ◇ 一般社団法人横浜市建築士事務所協会：「既存木造住宅の耐震設計マニュアル改訂版」
- ◇ 一般財団法人日本建築防災協会：「木造住宅の耐震補強の実務—リフォームにあわせた耐震補強のすすめ—」
- ◇ 一般財団法人住宅金融普及協会：「木造住宅工事仕様書」

## 本手引き及び新様式の施行について

本手引き及び新様式は、平成 26 年 4 月 1 日以降に提出される全ての書類について適用します。ただし、様式については、平成 26 年 5 月 31 日までに提出される書類については、従前の様式を用いることができることとします（できる限り新書式を使用してください）。

## 横浜市木造住宅耐震改修促進事業に係る要綱について

本事業は以下の要綱に基づき実施しています。

- ◇ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 計画承認要綱
- ◇ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 補助金交付要綱
- ◇ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱

# 目次

## 第1章 横浜市木造住宅耐震改修促進事業について

### I 横浜市木造住宅耐震改修促進事業のフローについて

- 1 申請までのフロー（市の耐震診断を受診する場合） . . . . . 5
- 2 申請までのフロー（市の耐震診断を受診しない場合、又は、平成19年8月以前の市の耐震診断で総合評点が1.0以上であった場合） . . . . . 6
- 3 申請以降のフロー . . . . . 7
  - 【注意：申請及び承認の取り下げとして扱う場合について】 . . . . . 10
- 4 変更のフロー（【耐震設計】計画承認通知後から【補強工事】計画承認申請まで） . . . . . 11
- 5 変更のフロー（【補強工事】計画承認通知以降） . . . . . 12

### II 補助対象及び補助金額について

- 1 補助対象建築物 . . . . . 13
- 2 補助対象者 . . . . . 15
- 3 補助の設計・施工を行うことができる事業者 . . . . . 15
- 4 補助金額 . . . . . 16
- 5 補助上限単価と補助対象工事 . . . . . 17

### III 設計・施工事業者登録制度について

- 1 目的 . . . . . 22
- 2 登録事業者と一時登録事業者 . . . . . 22
- 3 登録事業者の登録要件 . . . . . 22
- 4 登録事業者の責務及び同意事項 . . . . . 23
- 5 登録事業者の情報の公開 . . . . . 24
- 6 登録事業者の登録内容の変更 . . . . . 25
- 7 登録事業者の登録の取消し . . . . . 25
- 8 登録事業者の登録の抹消 . . . . . 25
- 9 一時登録事業者の登録要件 . . . . . 25
- 10 一時登録事業者の責務及び同意事項 . . . . . 26
- 11 一時登録の申請 . . . . . 27
- 12 一時登録事業者の再度の一時登録申請の禁止 . . . . . 29

### IV 申請にあたっての注意点

- 1 申請手続きの注意点 . . . . . 30
- 2 申請者への対応 . . . . . 31
- 3 その他 . . . . . 34

### V 申請書類について

- 1 【耐震設計】計画承認申請書類一覧 . . . . . 36
- 2 【耐震設計】計画承認申請書類の詳細事項 . . . . . 37
- 3 【補強工事】計画承認申請書類一覧 . . . . . 48
- 4 【補強工事】計画承認申請書類の詳細事項 . . . . . 49

5	変更の手続き	68
6	計画変更承認申請の申請書類	71
7	名義変更届の書類	71
8	計画変更報告の書類	72
9	消費税報告兼計画変更報告の書類	72
10	検査申請の書類	73
11	工事完了報告の書類	74
12	補助金交付申請の申請書類	76
13	工事完了日の取扱い	77
14	収支決算書の書類	78
15	耐震改修計画取下げ・取止め届の書類	78
16	申請書類の入手方法	79
17	申請書類の提出先	79
18	横浜市建築局建築防災課の所在地	79
19	横浜市建築局建築情報課の所在地	79

## 第2章 計画承認申請の技術ポイントについて

### I 【耐震設計】計画承認申請の技術ポイントについて

1	耐震設計計画承認申請	80
2	建築基準法関係法令等	80
3	建築基準法第43条（敷地等と道路との関係）及び第44条（道路内の建築制限）	81
4	建築基準法第47条（壁面線による建築制限）	87
5	建築基準法第52条（容積率）	88
6	建築基準法第53条（建ぺい率）	90
7	建築基準法第56条（建築物の各部分の高さ）、建築基準法第58条（高度地区）	90
8	その他特に必要な関係法令等	91
9	【耐震設計】チェックリスト	91

### II 【補強工事】計画承認申請の技術ポイントについて

1	補強工事計画承認申請	93
2	精密診断法と一般診断法	93
3	現地調査	93
4	耐震改修方法	94
5	本事業における耐震補強計画	94
6	本事業における耐震補強計画の立て方	94
ア	上部構造評点	94
イ	必要耐力	94
ウ	壁の補強	99
エ	壁のつりあいよい配置（壁補強場所の選定の要点）	105

オ	接合部・金物	105
カ	柱頭・柱脚金物	106
キ	基礎	108
ク	建築物の一体性	110
ケ	腐朽・蟻害	111
コ	建築物の軽量化	111
サ	小屋組補強等	111
シ	特殊な構造	112
ス	ブロック塀への対応	114
7	【補強工事】チェックリスト	115

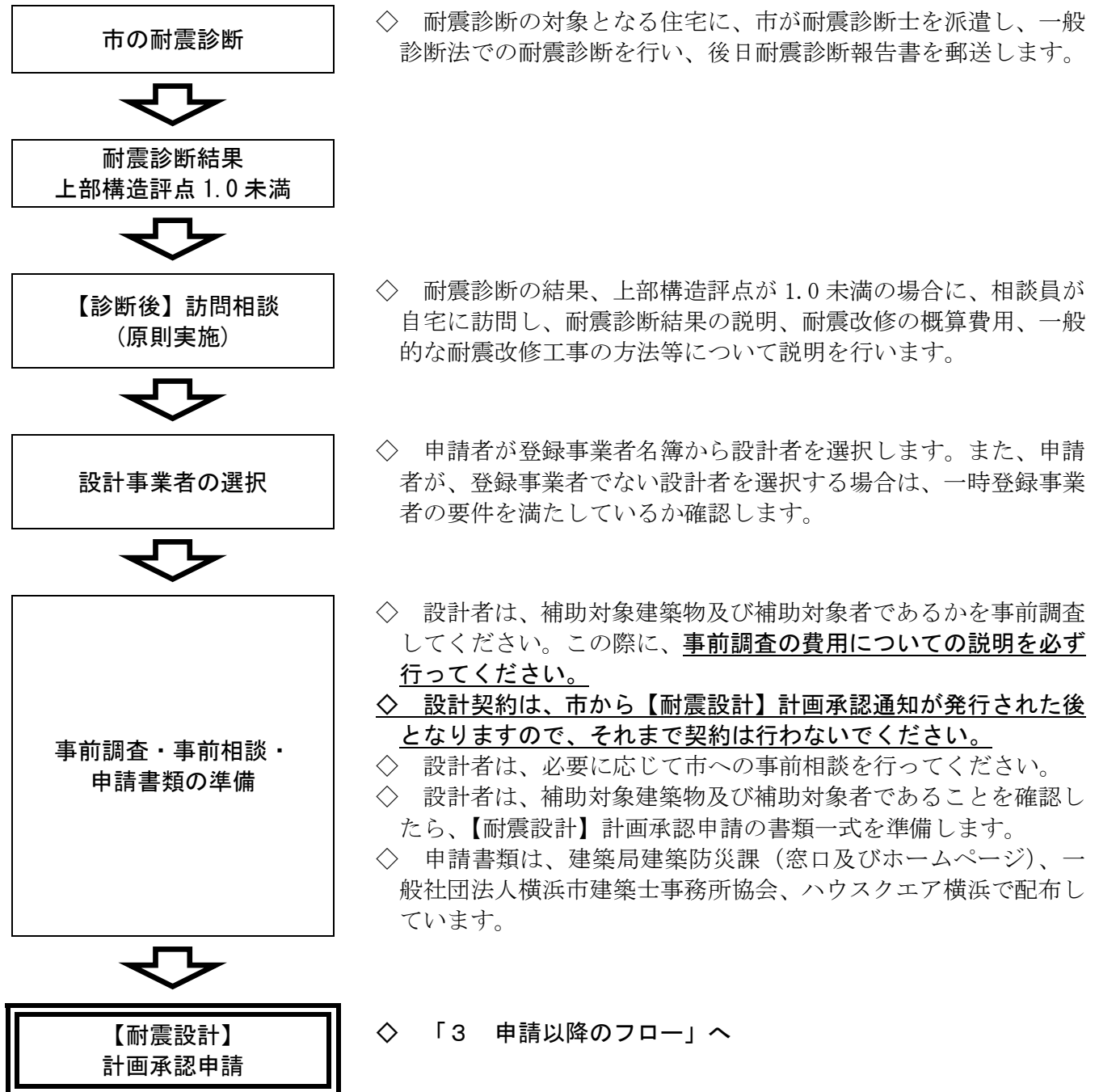
### 第3章 記入要領について

【耐震設計】計画承認申請書（第1号様式）	118
耐震改修工事承諾届出書	120
世帯員確認書	121
横浜市税の納税状況を調査することについての同意書	122
【補強工事】計画承認申請書（第3号様式）	123
補助予定額算出シート（手書き専用様式）	125
工事費の見積書（参考様式）	126
検査申請書（第8号様式）	127
工事工程表	128
検査工程一覧表	128
耐震改修工事完了報告書（第9号様式）	129
工事検査シート	131
補助金交付申請書（第1号様式）	134
補助金請求書（第4号様式）	136
耐震改修工事等収支決算書（第5号様式）	137

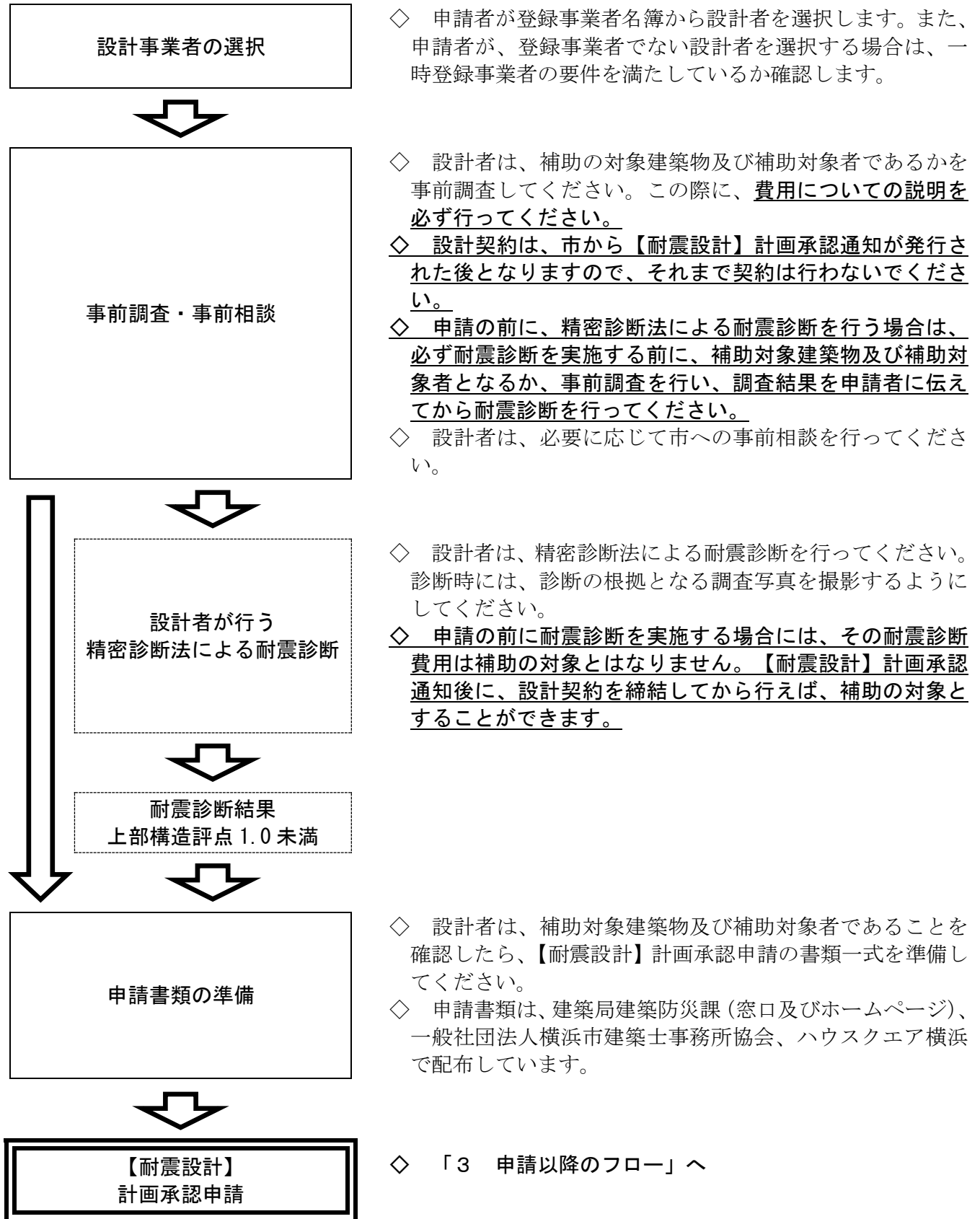
# 第1章 横浜市木造住宅耐震改修促進事業について

## I 横浜市木造住宅耐震改修促進事業フローについて

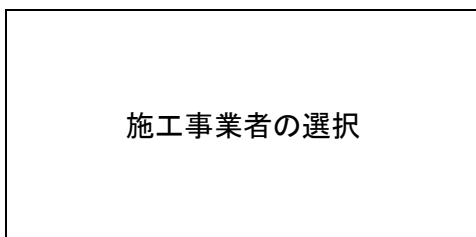
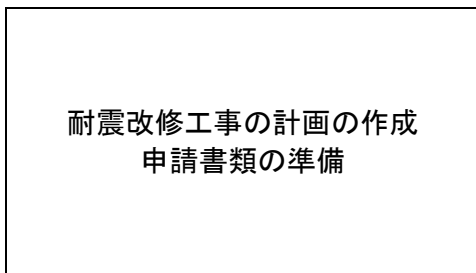
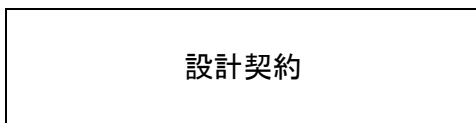
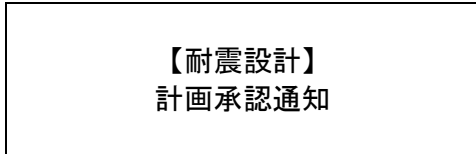
### 1 申請までのフロー（市の耐震診断を受診する場合）



## 2 申請までのフロー（市の耐震診断を受診しない場合、又は、平成 19 年 8 月以前の市の耐震診断で総合評点が 1.0 以上であった場合）



### 3 申請以降のフロー



◇ 受付は一般社団法人横浜市建築士事務所協会で行います。【耐震設計】計画承認申請の書類一式を持参又は郵送してください。

◇ 審査は横浜市建築局建築防災課が行います。

◇ 主に、補助対象建築物及び補助対象者であるか、又、設計費の補助について審査を行います。

◇ 【耐震設計】計画承認通知書は申請者に直接郵送します。

◇ 計画承認通知で補助区分及び設計費の補助予定額を通知します。（補助金額の確定は耐震改修工事完了報告後であり、設計費のみでの補助金の交付は行いません。）

◇ 【耐震設計】計画承認の通知日から 30 日以内に設計契約を行ってください。

◇ 契約者は申請者と同一としてください。

◇ 耐震改修工事の計画の作成を行い、【補強工事】計画承認申請の書類一式を準備してください。

◇ 精密診断法により、現況の耐震診断を行います（市の耐震診断を受診しないで、【耐震設計】計画承認申請前に、精密診断法による耐震診断を既に実施している場合を除く）。

◇ ここで行う、精密診断法による耐震診断は補助対象となります。

◇ 申請者が登録事業者名簿から施工者を選択します。また、申請者が、登録事業者でない施工者を選択する場合は、一時登録事業者の要件を満たしているか確認します。

◇ 工事契約は、市から【補強工事】計画承認通知書が発行された後となりますので、それまで契約は行わないでください。

◇ 【耐震設計】計画承認の通知日から 90 日以内に【補強工事】計画承認申請を行ってください。

◇ 受付は一般社団法人横浜市建築士事務所協会で行います。【耐震設計】計画承認申請の書類一式を持参又は郵送してください。

◇ 審査は横浜市建築局建築防災課又は市委託先が行います。

◇ 主に、上部構造評点が 1.0 以上となる適切な計画であるか、又、工事費の補助について審査を行います。

◇ 確認申請が必要な場合は、【補強工事】計画承認申請までに、確認済証を取得してください。



【補強工事】  
計画承認通知

- ◇ 【補強工事】計画承認通知書は申請者に直接郵送します。
- ◇ 計画承認通知で補強工事費の補助予定額を通知します。
- ◇ 検査を行う工程及び検査員氏名をお知らせします（計画承認通知とあわせて郵送します）。



工事契約

- ◇ 【補強工事】計画承認の通知日から 30 日以内に工事契約を行ってください。
- ◇ 契約者は申請者と同一としてください。



工事着工

- ◇ 工事契約後、速やかに工事着手してください。
- ◇ 工事工程が定まり次第、検査員に連絡をとり、検査員に工事工程表を渡してください。
- ◇ 工事着手後、申請の内容に変更が生じた場合は手続きが必要となります。詳しくは、P. 68 を参照してください。



検査申請

- ◇ 中間検査を受検する 5 日前までに、一般社団法人横浜市建築士事務所協会に検査申請書一式を持参又は郵送で提出してください。
- ◇ 中間検査申請書の提出がない場合には、中間検査を実施しませんので、注意してください。



中間検査

- ◇ 検査員に連絡をし、検査予約をし、【補強工事】計画承認通知時に指定された工程で中間検査を受検してください。（事前に工程表を検査員に提出してください。）
- ◇ 検査日の直前の検査予約は対応できません。余裕を持って予約をしてください。
- ◇ 検査を受検する前に、代表となる設計者（※）による検査を行ってください。また、検査には、代表となる設計者（※）が立ち会ってください。
- ※ やむを得ない理由がある場合は、当該事業者に所属する建築士の立会いでも可。
- ◇ 中間検査の受検の際には、工事検査シート及び工事写真（それまでの全ての箇所及び工程を撮影し、整理したもの）を用意しておいてください。
- ◇ 中間検査の内容は記録に残し、検査員から指示がある場合には従ってください。
- ◇ 中間検査を行う箇所について変更がある場合については、「6 変更のフロー（【補強工事】計画承認通知以降）」を参照してください。

【中間検査を行う工程】

- ◇ 根切完了時、配筋完了時（基礎工事を行う場合）
- ◇ 耐力壁補強完了時、柱頭柱脚金物取付け完了時（耐力壁工事を行う場合）
- ◇ 既存屋根撤去完了時（屋根の軽量化又は 2 階の減築を行う場合）
- ◇ 建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事の完了時
- ◇ その他市長が必要と認める工程
- ※ 補助対象外工事は原則として検査対象外ですが、必要に応じて検査対象とする場合があります。



工事完了  
完了検査

- ◇ 補助対象外工事を含む、全ての工事が完了したら検査員に連絡をし、検査予約をし、工事完了から 30 日以内に完了検査を受けてください。
- ◇ 検査日の直前の検査予約は対応できません。余裕を持って予約をしてください。
- ◇ 完了検査を受検する前に、代表となる設計者（※）による検査を行ってください。また、検査には、代表となる設計者（※）が立ち会ってください。
  - ※ やむを得ない理由がある場合は、当該事業者に所属する建築士の立会いでも可。
- ◇ 工事検査シートと工事箇所ごとの写真等を用意し、完了検査を受けてください。
- ◇ 現地の状況と写真等の必要書類をもとに検査を行います。検査員からの指示がある場合は、それに従ってください。
- ◇ 工事が適正に行われたことが確認されると、検査員が工事検査シートに署名及び押印を行います。
- ◇ 確認申請が必要であった場合は、別途、建築基準法上の完了検査を受検し、検査済証を取得してください。
- ◇ 代表となる設計者（工事監理者）は、耐震改修工事の完了確認後、速やかに「耐震改修に伴う固定資産税の減額措置に必要な証明書」を申請者に発行してください。

補助金の交付申請  
(完了報告書提出)

- ◇ 完了検査を受けてから 90 日以内に、補助金交付申請書類一式、工事完了報告書類一式、補助金請求書及び住宅耐震改修証明申請書（所得税特別控除用）を一般社団法人横浜市建築士事務所協会に持参又は郵送で提出してください。
- ◇ 耐震改修工事が適正に行われたかを横浜市建築局建築防災課が審査します。
- ◇ 【補強工事】計画承認の通知日から 1 年以内に耐震改修工事完了の報告が必要です。

補助金額の確定（補助金交付）通知  
耐震改修済証発行

- ◇ 補助金額の確定（補助金交付決定）通知書、耐震改修済証及び住宅耐震改修証明書（所得税特別控除用）は申請者に直接郵送します。
- ◇ 最終的に確定した補助金額を通知します。

補助金の請求

- ◇ 補助金の交付申請時に一緒に提出した、補助金請求書を受理し、補助金の支出の手続きを市が行います。

補助金の支出

- ◇ 補助金請求書の受理から約 2～3 週間後、市が申請者の口座に補助金を振り込みます。

収支決算書の提出

- ◇ 設計契約及び工事契約の領収書を添付して、収支決算書を一般社団法人横浜市建築士事務所協会に持参又は郵送で提出してください。
- ◇ 補助金交付決定通知日より 60 日以内に提出してください。

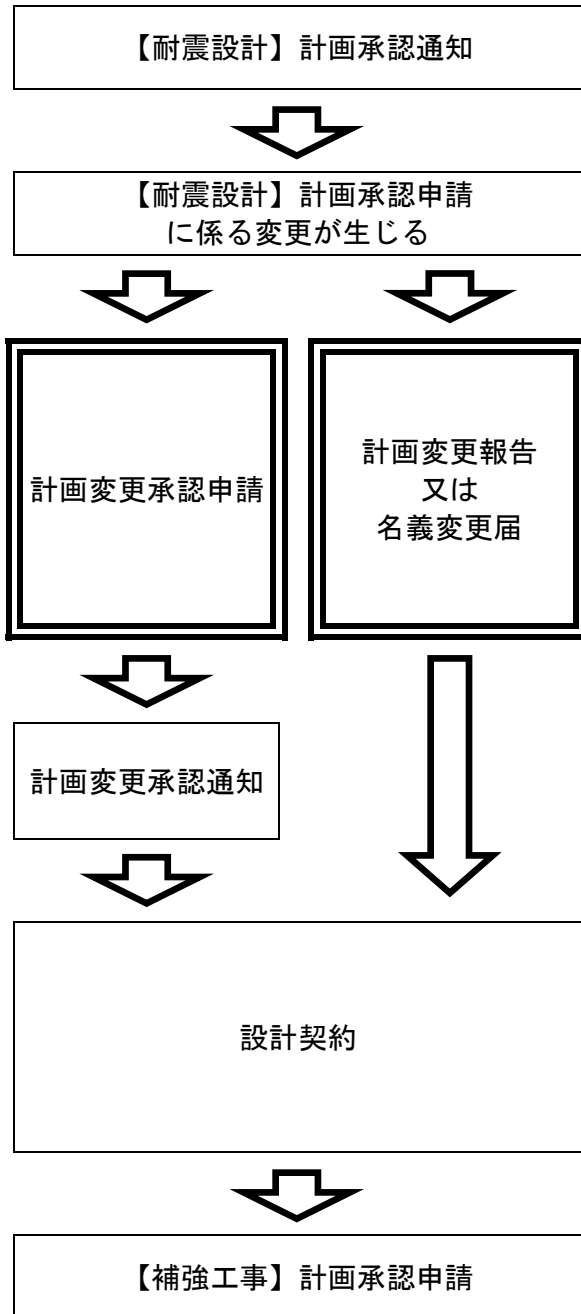
**【注意：申請及び承認の取り下げとして扱う場合について】**

本事業の申請の手続きには期間が定められています。次の期間を超えた場合には、申請の取り下げとして扱う場合があるほか、申請者に起因する場合を除き、事業者登録を取り消す（再度の一時登録申請を認めない）場合があります。

- ① 【耐震設計】計画承認申請（審査開始日）から、【耐震設計】計画承認通知まで 180 日以内
- ② 【耐震設計】計画承認通知から、設計契約締結まで 30 日以内
- ③ 【耐震設計】計画承認通知から、【補強工事】計画承認申請まで 90 日以内
- ④ 【補強工事】計画承認申請（審査開始日）から、【補強工事】計画承認通知まで 180 日以内
- ⑤ 【補強工事】計画承認通知から、工事契約締結まで 30 日以内
- ⑥ 【補強工事】計画承認通知から、耐震改修工事完了報告まで 1 年以内
- ⑦ 工事完了から、完了検査を受けるまで 30 日以内
- ⑧ 完了検査を受けてから、耐震改修工事完了報告及び補助金交付申請まで 90 日以内
- ⑨ 補助金交付申請（審査開始日）から、補助金額の確定通知まで 180 日以内

また、本事業に係る手続きにおいて、市長が当該登録事業者書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90 日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合は、事業者登録を取り消す（再度の一時登録申請を認めない）場合があります。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除きます。

#### 4 変更のフロー（【耐震設計】計画承認通知後から【補強工事】計画承認申請前まで）



◇ ここでいう変更とは、計画変更承認申請、計画変更報告及び名義変更届が必要な場合をいいます。

◇ 受付は一般社団法人横浜市建築士事務所協会で行います。変更に必要な書類一式を持参又は郵送してください。

なお、計画変更報告については、横浜市建築局建築防災課に必要な書類一式を直接持参又は郵送してもかまいません。

◇ 審査は横浜市建築局建築防災課が行います。

◇ 計画変更承認通知書は申請者に直接郵送します。

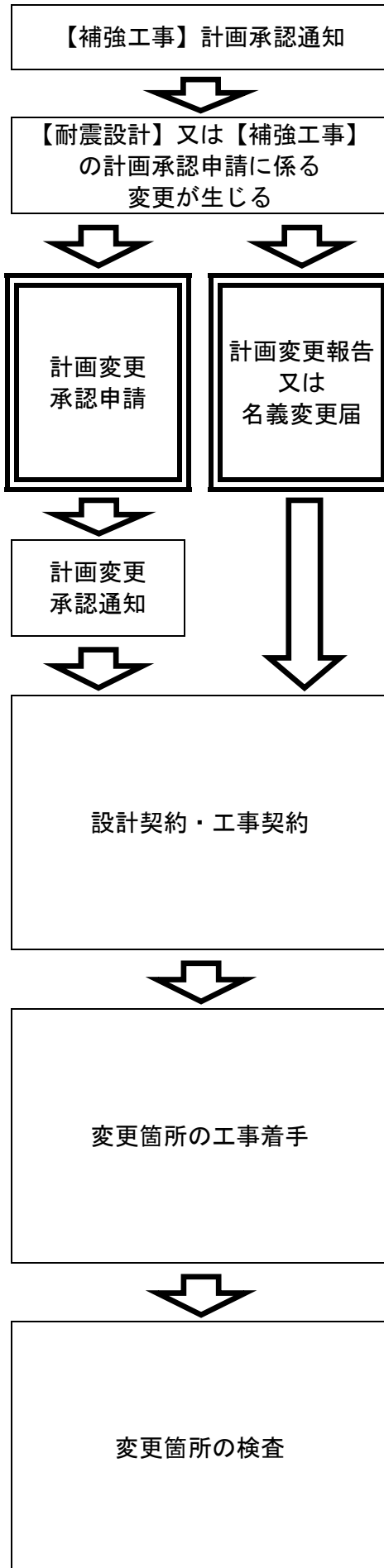
◇ 計画変更承認通知で、変更後の補助区分及び設計費の補助予定額を通知します。

◇ 変更後の設計契約は、計画変更承認通知後、又は、計画変更報告書・名義変更届の提出以降としてください。

◇ 契約者は申請者と同一としてください。

◇ 契約後、速やかに、契約書の写しを一般社団法人横浜市建築士事務所協会に持参又は郵送してください。

## 5 変更のフロー（【補強工事】計画承認通知以降）



◇ 【補強工事】計画承認通知以降のフローです。工事着手後も、同様のフローとなります。

◇ ここでいう変更とは、計画変更承認申請、計画変更報告及び名義変更届が必要な場合をいいます。

◇ 受付は一般社団法人横浜市建築士事務所協会で行います。  
【耐震設計】計画承認申請の書類一式を持参又は郵送してください。

なお、計画変更報告については、横浜市建築局建築防災課に直接持参又は郵送してもかまいません。

◇ 審査は横浜市建築局建築防災課が行います。

◇ 計画変更承認通知書は申請者に直接郵送します。

◇ 計画変更承認通知で、変更後の補助区分及び補助予定額を通知します。

◇ 変更後の設計契約・工事契約は、必ず計画変更承認通知後、又は、計画変更報告書・名義変更届の提出以降としてください。

ただし、変更契約であり、かつ、補助対象外である、補強工事以外の設計費・工事費の変更契約については、契約後の計画変更報告も可とします。

◇ 契約者は申請者と同一としてください。

◇ 契約後、速やかに、契約書の写しを一般社団法人横浜市建築士事務所協会に持参又は郵送してください。

◇ 【補強工事】計画承認申請に係る計画変更承認申請の場合は、変更箇所の工事着手（中間検査の受検を含む）は、計画変更承認通知後としてください（契約金額に変更がない場合を含む）。

◇ 【補強工事】計画承認申請に係る計画変更報告の場合は、変更箇所の工事着手する前に、必ず横浜市建築局建築防災課への相談が必要です。相談を行わず、工事施工が行われた場合は、補助金の交付ができない場合がありますので、注意してください。

◇ 【補強工事】計画承認申請に係る計画変更報告の場合は、当該変更箇所について、横浜市建築局建築防災課への相談を行っていない場合には、中間検査を中止する場合がありますので、注意してください。

◇ 完了検査を受検する前（工事検査シートの工事監理者確認日より前）に、全ての変更の手続きを終了させていることが必要です。完了検査時に、変更手続きが行われていないことが分かった場合には、完了検査を中止します。

## II 補助対象及び補助金額について

### 1 補助対象建築物

補助の対象となる建築物は、以下の全てに該当するものです。

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得て着工された、木造在来軸組構法の 2 階建て以下の住宅
- ◇ 建築基準法施行前に着工された建築物も対象とします。
  - ◇ 建築確認の履歴が不明の場合は、横浜市建築局建築防災課に相談してください。
  - ◇ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築工事が着工され、増築部分の延べ面積が、現況及び耐震改修工事完了時の延べ面積の 2 分の 1 を超えるものは対象外です。
  - ◇ 混構造の建築物は対象外です。
  - ◇ 構造上 3 階建てとなるものは対象外です。ただし、構造上 3 階となる部分が、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 8 号の規定により階数に算入されない場合で、かつ、当該部分の安全性を耐震改修工事の計画をたてる設計者が確認した場合を除きます。
  - ◇ 小屋裏物置等があり、現況が 3 階建てであっても、工事完了後に 2 階建てとなるものは対象とします。
  - ◇ 住宅の用途がない建築物は対象外です。
  - ◇ 意匠上一体のものは、全て安全性を確認する（木造在来軸組構法の場合は、上部構造評点を 1.0 以上にする）こととします。
  - ◇ 同一建築敷地内に複数の建築物（用途が住宅のもの）がある場合（母屋と離れ等の場合）は、原則として、全て安全性を確認する（木造在来軸組構法の場合は、上部構造評点を 1.0 以上にする）こととします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、1 棟のみを補助対象建築物とすることができることとします（ただし、離れのみを補助対象とすることはできません）。この場合、補助対象建築物にしなかった建築物は、今後、本事業を利用して補助を受けることはできません。
  - ◇ 長屋や、同一建築敷地内にある複数の建築物（用途が住宅のもの）がある場合（母屋と離れ等の場合）であっても、本事業の申請は 1 件として取扱います（2 件以上として、申請することはできません）。
- ② 耐震診断の結果、上部構造評点又は総合評点が 1.0 未満であると診断された住宅
- ◇ 具体的には、以下のアからエのいずれかに該当する住宅をいいます。

<p><b>ア 市が実施した耐震診断の結果、上部構造評点又は総合評点が 1.0 未満と診断された住宅</b></p> <p><b>イ 市が平成 19 年 8 月以前に実施した耐震診断の結果、総合評点が 1.0 以上であったが、精密診断法で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満となった住宅</b></p> <p><b>ウ 市の耐震診断を受診したことがない住宅で、精密診断法で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満となった住宅</b></p> <p><b>【注意】</b> 市が平成 19 年 9 月以降に実施した一般診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 以上となった住宅は、補助対象建築物にはなりません。</p>
---
  - ◇ 「上部構造評点」とは、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方

法」に定める、一般診断法又は精密診断法での耐震診断の結果を表す指標値です。

- ◇ 「総合評点」とは、財団法人日本建築防災協会(当時)発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に定める、「わが家の耐震診断表」による耐震診断の結果を表す指標値です。
- ◇ ここでいう「精密診断法」とは、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める、「精密診断法」をいいます。
- ◇ 市の耐震診断は、平成19年8月以前に実施したものは、財団法人日本建築防災協会(当時)発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に定める「わが家の耐震診断表」で、平成19年9月1日以降に実施したものは、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法で行っています。
- ◇ ウの場合、精密診断法での耐震診断は、【耐震設計】計画承認通知後に、設計契約を締結してから行えば、補助の対象とすることができます。

### ③ 上部構造評点（精密診断法による）が1.0以上となる耐震改修工事を行う住宅。

- ◇ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める、「精密診断法」による耐震診断を用いて、建築物全体の上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事を行う住宅が対象です。
- ◇ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める、「一般診断法」による耐震診断を用いて耐震改修工事を行う住宅は対象外です。

### ④ 所有者等が自己の居住の用に供する住宅

- ◇ 「所有者等」とは、「所有者、所有者の配偶者若しくは一親等の親族(所有者の両親、所有者の子、所有者の配偶者の両親、所有者の子の配偶者)」のことをいいます。
- ◇ 補助対象となる住宅は、『「一戸建ての住宅」、「多世帯住宅」、「事務所及び店舗等非住宅部分を所有者等が経営(利用)している併用住宅」、「長屋」及び「共同住宅」』（※）です。ただし、住戸が複数ある場合は、全ての住戸について、当該住戸の所有者等が自己の居住の用に供している住宅が対象です。

なお、1世帯が居住するのは1住戸のみとして取扱います。

※ 「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（編集：日本建築行政会議）」等を参照してください。

- ◇ 貸家・空家等の部分がある住宅は対象外です。
- ◇ 耐震改修工事完了の報告までに「所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等の親族が自己の居住の用に供する住宅」となる住宅は対象となります。

### ⑤ 建築基準法関係法令等に適合する住宅

- ◇ 具体的な項目については、P. 80を参照してください。
- ◇ 耐震改修工事と同時に増築を行う場合は、工事完了後の状態が建築基準法関係法令等に適合する必要があります。
- ◇ 耐震改修工事と同時に増築を行うにあたり、建築確認申請が必要な場合は、耐震改修工事完了

の報告までに検査済証の写しの提出が必要になります。

## ⑥ 過去に市の耐震改修に係る補助を受けていない住宅

## 2 補助対象者

補助の対象者となるものは、次の全てに該当する者とする。

### ① 1の「補助対象建築物」の所有者等のうち、当該住宅に居住している者で、自己の居住の用に供するため耐震改修を行う者

- ◇ 「所有者等」とは、「所有者、所有者の配偶者若しくは一親等の親族(所有者の両親、所有者の子、所有者の配偶者の両親)」のことをいいます。
- ◇ 申請者は、以下のとおりとします。

#### ア 「補助対象建築物」に所有者本人が居住している場合

⇒ 居住している所有者本人を申請者とします。

※ 居住している所有者が複数いる場合は、そのうち代表者が申請者となります。

#### イ 「補助対象建築物」に所有者本人が居住しておらず、「所有者の配偶者若しくは一親等の親族」が居住している場合

⇒ 居住している「所有者の配偶者若しくは一親等の親族」を申請者とします。

※ 居住している所有者の配偶者若しくは一親等の親族が複数いる場合は、そのうち代表者が申請者となります。

#### ウ 「補助対象建築物」に現在居住しておらず、耐震改修工事完了の報告までに居住する場合

⇒ 耐震改修工事完了の報告の時点で、アに該当する場合は、アに従い、イに該当する場合は、イに従います。

- ◇ 長屋等で、各住戸が区分所有されており、かつ、耐震改修に係る耐震設計及び耐震補強工事の契約を区分所有者(住戸)ごとに行う場合は、「各住戸の上記アからウに該当する者」が連名で申請してください。(この場合、【耐震設計】計画承認書を提出する前に市にご相談ください。)
- ◇ 所有者が複数いる場合は、申請者以外の所有者からの耐震改修工事承諾届出書(様式あり)の提出が必要となります。

### ② 1の「補助対象建築物」に居住する世帯の世帯員全員に市税の滞納がないこと

### ③ 耐震改修工事終了後、原則として、1の「補助対象建築物」に5年間居住する者

## 3 補助の設計・施工を行うことができる事業者

### ① 設計・施工事業者登録制度により登録された事業者(登録事業者)

### ② 申請者から、設計・施工を委託したいと申出があった登録事業者ではない事業者(一時登録事業者)

- ◇ 一時登録事業者は、当該申請のみ設計・施工を行うことができ、登録事業者名簿には記載されません。
- ◇ 一時登録事業者には、一時登録要件及び責務があります。詳しくは、P. 25を参照してください。



#### 4 補助金額

- ◇ 平成 25 年 12 月 27 日までに【耐震設計】計画承認申請を行った場合の補助金限度額は以下のとおりです。

	一般世帯（課税区分）	非課税世帯※（非課税区分）
耐震設計費に係る補助金限度額	200,000円	300,000円
補強工事費に係る補助金限度額	2,050,000円	2,700,000円
合計	2,250,000円	3,000,000円

※ 補助対象建築物に居住している全ての方の過去 2 年分の課税（非課税）証明書の提出が必要です。

- ◇ 平成 26 年 1 月 6 日から平成 26 年 9 月 30 日までに【耐震設計】計画承認申請を行った場合の補助金限度額は以下のとおりです。

	一般世帯（課税区分）	非課税世帯※（非課税区分）
耐震設計費に係る補助金限度額	200,000円	300,000円
補強工事費に係る補助金限度額	1,300,000円	1,950,000円
合計	1,500,000円	2,250,000円

※ 補助対象建築物に居住している全ての方の過去 2 年分の課税（非課税）証明書の提出が必要です。

- ◇ 平成 26 年 10 月 1 日以降に【耐震設計】計画承認申請を行った場合の補助金限度額は以下のとおりです。

	一般世帯（課税区分）	非課税世帯※（非課税区分）
補助金限度額	750,000円 （内訳未定）	1,150,000円 （内訳未定）

※ 補助対象建築物に居住している全ての方の過去 2 年分の課税（非課税）証明書の提出が必要です。

- ◇ 耐震設計費の補助金額は、「耐震設計費（補強工事以外の設計費を除く、実際に耐震設計に要す費用）」と「耐震設計費に係る補助金限度額」のいずれか低い額で千円未満を切り捨てて得た額となります。（平成 26 年 10 月 1 日以降に【耐震設計】計画承認申請を行う場合については未定）
- ◇ 補強工事費の補助金額は、「補強工事費（補強工事以外の工事費を除く、実際に補強工事に要す費用）」、「補強工事費に係る補助金限度額」、「補助上限単価の積算額（次項参照）」のうち、最も低い額で千円未満を切り捨てて得た額となります。（平成 26 年 10 月 1 日以降に【耐震設計】計画承認申請を行う場合については未定）

## 5 補助上限単価と補助対象工事

※ 平成26年10月1日以降に【耐震設計】計画承認申請を行う場合については未定です。

### ア 補助上限単価

「補助上限単価」とは、工事の数量に応じて適正な補助金額を決定するために設けた単価のことをいいます。よって、事業者が作成する見積書の単価とは異なります。

表 補助上限単価一覧

名称	内容	単位	補助上限単価 (円)	備考	
耐震設計	耐震設計（課税世帯）	式	200,000		
	耐震設計（非課税世帯）	式	300,000		
基礎工事	布基礎新設・補強	m	30,000		
	ベタ基礎新設・補強	m <sup>2</sup>	31,000		
耐力壁工事	1階	新設・両面補強	m	192,000	
		片面補強	m	116,000	
	2階	新設・両面補強	m	213,000	
		片面補強	m	129,000	
	壁四隅補強（金物使用）		ヶ所	68,000	既存筋交い等に対して採用
屋根工事	葺替え	m <sup>2</sup>	12,000	屋根の軽量化及び2階の減築工事に採用	
その他の工事	建具取替え（外部腰窓）	ヶ所	71,000	壁新設時に採用	
	建具取替え（外部掃出し窓・玄関ドア）	ヶ所	179,000		
	設備工事（配管移設・復旧）	ヶ所	20,000	給水・給湯・排水・ガスのみ	

### イ 補助上限単価の積算額

◇ 「補助対象工事の数量」に、工事の内容に応じた「補助上限単価」を乗じ、それらを積算したものが、「補助上限単価の積算額」となります。

【例】

布基礎新設（補助上限単価：30,000円/m）	×	4.55m	=	136,500円
耐力壁工事（1階片面補強）（補助上限単価：116,000円/m）	×	16.38m	=	1,900,080円
耐力壁工事（2階片面補強）（補助上限単価：129,000円/m）	×	4.55m	=	586,950円
合計（補助上限単価の積算額）				2,623,530円

◇ 補助対象工事であり、かつ、「補助上限単価がないもの」については、当該工事費の見積額を「補助上限単価の積算額」に算入します。

なお、この場合の当該工事費の見積りは、「一式」は不可です。材料費、人工等について、数量及び単価を詳細に記載してください。

◇ 「補助上限単価の積算額」に算入する工事費については、当該工事が必要であることが分かる資料の提出が必要となります。

【例】 腐朽部材の撤去・入れ替え工事費を「補助上限単価の積算額」に算入する場合

⇒ 当該部材が腐朽していることが分かる写真の提出

### ウ 補助上限単価に含まれる内容

補助上限単価には、以下の工事が含まれています。補助上限単価に含まれている工事の費用を、別途「補助上限単価の積算額」に算入することができません。

例えば、耐力壁工事の戸袋復旧工事は、「耐力壁工事の補助上限単価」の内容に含まれているため、「補助上限単価の積算額」に「耐力壁工事の補助上限単価」とは別に、「戸袋復旧工事費」を算入することはできません。

### ① 基礎工事

仮設、土工事、はつり・撤去処分、躯体工事、床復旧工事等一式（全て周辺部を含む。）

### ② 耐震壁工事

仮設、撤去処分、壁・床・天井・室内建具・戸袋復旧工事、補強金物取り付け工事、設備機器（空調・衛生・照明・配線・メータ等）撤去・移設・復旧工事及び雨水縦樋等の撤去・移設・復旧工事等一式（全て周辺部を含む。）

### ③ 屋根工事

仮設、撤去・処分、野地板、ルーフィング、軒樋等、一式

## エ 補助上限単価の積算額と見積書

◇ 「補助上限単価の積算額」に算入されている工事の内容と、補強工事（補助対象工事）の見積書の工事の内容は同じにしてください。

◇ 「ウ 補助上限単価に含まれる内容」にあるように、補助上限単価に含まれている工事の費用を、別途「補助上限単価の積算額」に算入することができませんが、補助対象工事であれば、補強工事（補助対象工事）の見積書には算入できます。

#### 【例】

耐力壁工事を行うためにエアコンの脱着が必要な場合、エアコンの脱着工事費は、「耐力壁工事の補助上限単価に含まれている工事」になるので、「補助上限単価の積算額」に算入できませんが、補助対象工事であるため、補強工事（補助対象工事）の見積書には算入できます。

## オ 補助対象工事（市の補助上限単価のあるもの）

補助対象工事は以下のとおりです。ただし、「キ 補助対象外工事」に記載のある工事を除きます。

なお、耐力壁工事のための撤去及び復旧工事として補助対象とできるのは、おおむね耐力壁の外周 45 cm の範囲までです。それ以上の部分について行う工事（クロス貼り工事、外壁塗装等）は、補助対象外工事とします（耐力壁工事を行うためにやむを得ない範囲を除く）。

また、設置不良の筋かいを取り替える工事（補強後の筋かいの基準耐力が 2.4kN/m 以上のものに限る）は、筋かいの新設工事と扱い、補助対象工事です。この場合、設置不良であることが分かる写真の提出が必要です。（設置状況が良好な筋かいを同じ仕様で取り替える工事は、補助対象外です。ただし、同じ仕様での取替えであっても、平成 12 年建設省告示第 1460 号に適合する金物（筋かい金物、柱頭・柱脚金物及び仕口・継手に設置する金物）を設置する場合は、補助対象となります。この場合、他に面材での補強がなければ、補助上限単価は耐力壁工事（壁四隅補強）となります。）

### ① 基礎工事（布基礎新設・布基礎補強）

◇ 基礎Ⅱ仕様の基礎（無筋コンクリート造の布基礎・柱脚に足固めを設けた玉石基礎・束石基礎）を、基礎仕様Ⅰ（鉄筋コンクリート造の布基礎）の基礎にする基礎工事は補助対象です。

◇ 基礎Ⅲ仕様の基礎（柱脚に足固めのない玉石基礎・束石基礎等）を基礎Ⅱ仕様の基礎（柱脚に足固めの有る玉石基礎・束石基礎）又は基礎Ⅰ仕様の基礎（鉄筋コンクリート造の布基礎）にする基礎工事は補助対象です。

◇ 布基礎新設工事（既存基礎を撤去し、新設する場合を含む）は、「鉄筋コンクリート造の布基礎」を新設する場合のみが補助対象です。

◇ 補助対象ではない耐力壁工事の箇所で行う基礎新設工事は補助対象外です。

◇ 基礎補強工事は、原則として補強を行った部分は補助対象としますが、補修が目的と認められる工事は補助対象外です。

◇ 数量は、新設・補強ともに柱芯での施工延長とします。

### ② 基礎工事（ベタ基礎新設・ベタ基礎補強）

◇ 地盤の長期許容支持力が 30kN/m<sup>2</sup>未満の地盤に設けるベタ基礎の新設及び補強工事が補助対象です（地盤の長期許容支持力が 30kN/m<sup>2</sup>以上の場合は補助対象外です）。

- ◇ ベタ基礎の新設及び補強工事を補助対象工事とする場合は、地盤の長期許容支持力が 30kN/m<sup>2</sup>未満であることが確認できる地盤調査資料の写しの提出が必要です。

### ③ 耐力壁工事（新設）

- ◇ 「既存の状態が有開口壁の外壁に、無開口壁を新設する工事」は補助対象です。この工事を、市の補助上限単価区分では「新設」といいます。
- ◇ 内壁に壁を新設する工事は、原則として補助対象外です。
- ◇ 減築に伴い新設する外壁は補助対象外です。
- ◇ 壁新設後の基準耐力が両面ともに 2.5kN/m未満で、かつ、軸組（筋かい・土塗壁等）の基準耐力が 2.4kN/m未満である場合は補助対象外です。
- ◇ 開口部に筋かいのみを新設し補強を行う耐力壁工事は、「片面補強」として扱います。（開口部のまま、面材で補強を行う耐力壁工事は補助対象外です。）

### ④ 耐力壁工事（両面補強）

- 「壁の両面を撤去し、かつ、壁の両面を基準耐力が 2.5kN/m以上になるように補強する工事」は補助対象です。この工事を、市の補助上限単価区分では「両面補強」といいます。

### ⑤ 耐力壁工事（片面補強）

以下の工事は市の補助上限単価区分では「片面補強」といい、補助対象です。

- ◇ 壁の両面又は片面を撤去し、かつ、壁の片面を基準耐力が 2.5kN/m以上になるように補強する工事
- ◇ 壁の両面又は片面を撤去し、かつ、軸組（筋かい・土塗壁等）の基準耐力が 2.4kN/m以上になるように補強する工事
- ◇ 壁の両面又は片面を撤去し、かつ、壁の片面を基準耐力が 2.5kN/m以上になるように、さらに、軸組（筋かい・土塗壁等）の基準耐力が 2.4kN/m以上になるように補強する工事

### ⑥ 耐力壁工事（壁四隅補強）

- ◇ 「現況の壁仕様（面材及び軸組材の仕様）はそのまま、平成 12 年建設省告示第 1460 号に適合する金物（筋かい金物、柱頭・柱脚金物（C P L 金物以上）及び仕口・継手に設置する金物）を設置する工事」は補助対象です。この工事を、市の補助上限単価区分では「壁四隅補強」といいます。
- ◇ 壁四隅補強後（金物設置後）の基準耐力が両面ともに 2.5kN/m未満で、かつ、軸組（筋かい・土塗壁等）の基準耐力が 2.4kN/m未満である場合は補助対象外です。
- ◇ 「壁四隅補強」は、1つの壁（1隅×4箇所）に対し数量 1 です。
- ◇ 「両面補強」及び「片面補強」の耐力壁工事には、「補強金物取り付け工事」が含まれているため、同一工事箇所において、別途「壁四隅補強」の補助上限単価を算入することはできません。
- ◇ 通し柱であっても、仕口金物の設置が必要です。

### ⑦ 屋根工事（葺替え）

- ◇ 屋根の軽量化を目的として行う、屋根の葺替え工事は補助対象です。また、補助対象とする面積は、水平投影面積ではなく、計画の実長に基づく面積です。
- ◇ 2階を減築した箇所に設置する 1階の屋根の新設工事についても、屋根の葺替え工事として取扱い、補助対象とします。この場合、現況の 2階の屋根が重いか軽いかは問いません。また、補助対象とする面積は、現況の 2階の屋根の水平投影面と計画の 1階屋根の水平投影面が重なる部分の計画の実長に基づく面積（水平投影面積ではない）です。

### ⑧ 建具取替え（外部腰窓・外部掃出し窓・玄関ドア）

- ◇ 「既存の状態が有開口壁である外壁の一部に、無開口壁を新設する工事」に伴い、建具（外部腰窓、外部掃出し窓又は玄関ドア）を取替える工事は補助対象です。
- ◇ 外部腰窓と外部掃出し窓では建具取替えの補助上限単価が異なりますが、建具取替え前後で腰窓から掃出し窓に、又掃出し窓から腰窓に変更になる場合は、取替え後の建具で補助上限単価を採用します。

- ◇ 既存の状態が有開口壁である外壁全てに無開口壁を新設した場合は、他に外部腰窓、外部掃出し窓又は玄関ドアを移設しても、その工事は補助対象外です。
- ◇ 既存の状態が無開口壁である外壁の耐力壁工事に伴う建具取替え工事の費用は、「両面補強」又は「片面補強」の補助上限単価に含まれているため、補助上限単価に積算できません（補助対象工事として見積書への計上は可）。
- ◇ 内壁工事に伴う建具取替え工事は、補助対象外です。

### ⑨ 設備工事（配管移設・復旧）

- ◇ 補助対象である耐力壁工事及び基礎工事を行うために、「給水管・給湯管・排水管・ガス管」の移設や復旧が必要となる場合の、その設備工事（配管移設・復旧工事）は補助対象です。ただし、配管移設・復旧工事を伴わない設備の撤去工事は補助対象外です。
- ◇ 「補助対象である耐力壁工事を行う既存の壁」又は「補助対象である基礎工事を行う既存の基礎」に給水管・給湯管・排水管・ガス管が縦断、横断又は貫通している場合に補助対象となります。
- ◇ 管が補助対象である耐力壁工事や基礎工事の箇所を貫通している場合は、1つの管の貫通につき、数量1とします。

#### 【例】

補助対象である耐力壁工事を行う箇所に給水管及びガス管が貫通しており、耐力壁工事を行うために、両方の管の撤去及び復旧を行う場合には、数量は2となります。

- ◇ 1つの管が複数の耐力壁工事や基礎工事の箇所を縦断、横断又は貫通している場合は、数量は1とします。
- ◇ 設備工事（配管移設・復旧）を補助対象とする場合には、当該設備工事が必要であることが確認できる写真及び配管図等の資料の提出が必要となります。
- ◇ 「給水管・給湯管・排水管・ガス管」以外の設備の移設・復旧工事費用は、補助対象である「基礎工事」、「耐力壁工事」及び「屋根工事」の補助上限単価に含まれているため、補助上限単価に積算できません（補助対象工事として見積書への計上は可）。
- ◇ 既存設備配管の老朽化に伴う取替え工事は補助対象外です。
- ◇ 樋は排水管として扱いません。

## カ 補助対象工事（市の補助上限単価のないもの）

補助対象工事は以下のとおりです。ただし、「キ 補助対象外工事」に記載のある工事を除きます。

### ① 床剛性を向上させるための補強工事

撤去及び下地の復旧までを対象とし（補助上限単価に含まれるものを除く）、仕上は補助対象外とするほか、1階の床剛性を向上させるための補強工事は補助対象外とします。

### ② 腐朽部材（土台、柱、梁）の撤去・入れ替え工事

撤去処分及び腐朽部分の部材の入替えまでを対象とし（補助上限単価に含まれるものを除く）、復旧工事は補助対象外とします。

### ③ その他、必要と認められる耐震補強工事

補助上限単価にない内容の工事を補助対象工事とする場合は、【補強工事】計画承認申請をする前までに、必ず横浜市建築局建築防災課に相談をしてください。

## キ 補助対象外工事

以下のものは、補助対象外工事です。当該工事費は、「補助上限単価の積算額」及び「補強工事（補助対象工事）の見積書」に算入できません。「補強工事費以外の工事費（補助対象外工事費）の見積書」に算入してください。

- ◇ 増築工事（ただし、1階より2階が突出している場合に、2階の突出部分の外壁の直下に1階の壁（壁基準耐力が2.5kN/m（軸組等は2.4kN/m）以上のもの）を新設する場合を除く。）
- ◇ 間取りや室内の広さ変更、耐力壁新設を伴わない建具取替え、床張替え及び外壁仕様の変更等のリフォーム工事

- ◇ 既存部材の防蟻処理
- ◇ 床下防湿コンクリート工事
- ◇ 擁壁工事等の外構工事
- ◇ 法令違反・既存不適格部分の是正工事
- ◇ 有開口壁のままの耐力壁工事（ただし、特殊な工法等で精密診断法1による耐震診断の計算において、構造上、無開口壁として扱うものを除く）
- ◇ 補強前の状態で、上部構造評点が1.0以上の場所を補強する工事（ただし、構造上必要と認められる部分はこの限りではない）
- ◇ 補強後の上部構造評点を1.5よりも大きく向上させる補強工事（ただし、上部構造評点を1.5まで向上させるために必要な補強工事は補助対象とする）
- ◇ 工事後の壁の基準耐力が2.5kN/m（軸組等は2.4kN/m）未滿となる耐力壁工事
- ◇ 平成12年建設省告示第1460号に適合する金物を設置しない耐力壁工事
- ◇ 耐震補強工事ではなく、補修及び維持管理に関する工事（ただし、補修により上部構造評点上がる場合を除く）
- ◇ 2階の増築により増加する、1階の耐力壁工事
- ◇ 地盤改良工事
- ◇ その他、必要な耐震補強工事と認められないもの

#### ク 特殊な工法の場合補助上限単価

特殊な工法の場合の補助上限単価は、原則として、在来工法で補強を行う場合と差異がないように扱います。特殊な工法を使用する場合は、必ず事前に補助上限単価の取扱いについて、補助対象となるか等を含め、早い段階での建築局建築防災課への相談が必要です。

### Ⅲ 設計・施工事業者登録制度について

#### 1 目的

横浜市木造住宅耐震改修促進事業による耐震改修工事の設計・施工を行うことができる事業者を市長が登録することにより、耐震改修を実施しようとする市民が、安心して信頼できる事業者により工事の設計・施工を依頼できるようにすることを目的としています。

#### 2 登録事業者と一時登録事業者

横浜市木造住宅耐震改修促進事業の耐震改修工事に係る設計（工事監理を含む）又は施工は、原則として設計・施工事業者登録制度において、設計区分（※）又は施工区分に登録された事業者（以下、「登録事業者」という。）のみが行えます。ただし、申請者から、登録事業者ではない事業者により設計又は施工を委託したいと申出があった場合には、当該申請に限り、当該事業者（一時登録事業者）が耐震改修工事に係る設計・施工を行えるものとします。

登録事業者への登録は、年に1度（通常4月ごろに）募集を行いますので、その際に応募してください。

また、一時登録事業者は、計画承認申請書類一式を提出する際に、あわせて一時登録申請書類一式を提出してください。

※ 耐震改修を行おうとする木造住宅が耐震改修促進法附則第3条第1項又は同法第7条第3号に掲げる建築物（耐震診断が義務付けされる建築物）に該当する場合は、補助事業に基づく木造住宅の設計は、設計区分での登録を受けた登録事業者に所属する建築士のうち、耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号に該当する建築士のみが行うことができます。

#### 3 登録事業者の登録要件

登録を受けることができる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者です。

##### ア 設計区分・施工区分ともに共通の登録要件

- ① 耐震改修工事の設計・施工を自ら行う市内事業者（横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、法人登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。以下同じ。）であること。
- ② 登録事業者の責務を遵守することを宣誓した事業者であること。
- ③ 市長が行う登録事業者講習会を受講すること。
- ④ 過去に、再度の一時登録申請の禁止されたことがない事業者であること。
- ⑤ 登録の禁止を受けていない事業者であること。

##### イ 設計区分の登録要件

- ① 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の内容を理解し、同「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「精密診断法1」を用いて耐震補強計画を作成することができること。また、それを証明するために、設計・施工事業者登録申請時に、市長が求める方法及び様式で「精密診断法1」による耐震診断の計算書等を提出することができること。
- ② 建築士法第23条に規定する建築士事務所登録を行っていること。
- ③ 過去に、代表となる設計者として、「精密診断法1」を用いて木造住宅の耐震改修工事の計画をたて、かつ、当該計画に基づき耐震改修工事の工事監理業務を行った実績のある建築士が、当該事業者により所属していること。

- ④ 当該事業者にも所属する建築士が建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務停止命令を受けていないこと。
- ⑤ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による建築士事務所の閉鎖を命じられていないこと。

#### ウ 施工区分の登録要件

- ① 建築工事業に関する建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を得ていること。
- ② 過去に、木造住宅の耐震改修工事を施工した実績のある者が当該事業者にも所属していること。
- ③ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けていないこと。

### 4 登録事業者の責務及び同意事項

登録事業者は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとします。

#### ア 設計区分・施工区分ともに共通の責務及び同意事項

- ① 本事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- ② 本事業の利用を推進すること。
- ③ 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱に規定する手続きを、両要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- ④ 市長が指定する講習会に参加し、知識や技術力の向上に努めること。
- ⑤ 耐震改修及び本事業の手続きにかかる知識及び技術力を当該事業者にも所属する者で共有し、円滑に耐震改修及び本事業の手続きを行うこと。
- ⑥ 当該事業者の、登録事業者として依頼を受けた業務、広告・啓発活動、耐震改修にかかる実績、所属する建築士、建築士法第 23 条第 1 項に規定する建築士事務所登録及び建設業法第 7 条に規定する建設業許可等について、市長が報告を求めた際には、市長が定める期間内に報告すること。
- ⑦ 当該事業者の登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- ⑧ 市民が複数の事業者から見積書を徴収することに異議を唱えないこと。
- ⑨ 市長が発行する本事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
- ⑩ 本事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- ⑪ 市長が本事業の申請者に対し、当該登録事業者についてのアンケートを実施し、その結果を公序良俗に反するものを除き公表することに同意すること。
- ⑫ 市長がこの要綱及び本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、登録事業者は、市長が登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- ⑬ 登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討委員会に諮ったうえで、市長が登録を取り消した場合に、市長が当該事業者の再登録の禁止又は事業者名の公表を行うことに異議を唱えないこと。

#### イ 設計区分の責務及び同意事項

- ① 耐震診断、耐震改修及び本事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- ② 所属する建築士又は建築施工管理技士が建築 C P D（継続職能/能力開発）情報提供制度において情報提供されている講習会等に参加し、建築 C P D を 1 年間に 12 単位以上取得し、建築に関する知識や技術力の向上に努めること。
- ③ 本事業において、市長が定める方法に従い耐震補強計画を作成し、工事監理業務を適切に行うこと。
- ④ 本事業において、市長が別に指定する「木造住宅耐震診断プログラム（N 値又は変換 N 値計算



を含む)」を用いて、耐震補強計画を作成するように努めること。

- ⑤ 本事業にかかる工事監理業務においては、原則として当該申請の代表となる設計者が、市長が実施する中間検査及び完了検査に立会い、適切に受検すること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者にも所属する建築士の立会いでも可とする。
- ⑥ 本事業にかかる設計契約を締結する場合、又は、本事業に先行して補助対象外の業務として、対象建築物の調査、耐震診断及び見積書の作成等を請け負う場合は、当該業務を実施する前に当該事業の申請者（発注者）に重要事項説明を行うこと。
- ⑦ 本事業の対象建築物について、「精密診断法1」に基づき、現地調査を詳細に行い、写真及び図面にて調査結果を正確に記録し、現況の保有耐力を正確に評価すること。
- ⑧ 本事業に基づく木造住宅の耐震改修にかかる設計業務は全て当該事業者のみで行い、地盤調査を除き、他のものへ当該業務を請け負わせないこと。
- ⑨ 本事業にかかる耐震改修工事後、速やかに当該事業の申請者に当該耐震改修工事を行った建築物の固定資産税の減額に必要な書類（平成25年3月30日国土交通省告示466号別表の書式）を発行すること。

※ 所得税の特別控除に必要な書類は市長が発行します。

#### 【市長が指定する木造住宅耐震診断プログラム】

##### ◇ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価（2004年版精密診断法での評価）を受けているもの

- ① ソフト名：House-DOC Ver.2.2  
会社名：株式会社構造システム
- ② ソフト名：ホームズ君耐震診断 pro Ver.3.1  
会社名：株式会社インテグラル
- ③ ソフト名：安心精密診断2004 Ver.2.00  
会社名：株式会社東京デンコー

※ ヴァージョンについては、古いヴァージョンのものも使用可としますが、評価の有効期限が過ぎたものとなりますので、上記のヴァージョンを使用するように努めてください。

※ 2012年版の本事業での導入時期は未定です。

##### ◇ その他市長が認めるもの

ソフト名：改修くん Ver404  
団体名：横浜木の建築倶楽部

※ 使用する場合には横浜木の建築倶楽部へ連絡をしてください。

[http://www.geocities.jp/kaishukun\\_hama/](http://www.geocities.jp/kaishukun_hama/)

※ 最新のヴァージョンを使用するようにしてください。

#### ウ 施工区分の責務及び同意事項

- ① 耐震改修及び本事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- ② 本事業において、市長が定める方法及び耐震補強計画に従い工事を行い、市長が実施する中間検査及び完了検査を適切に受検すること。
- ③ 本事業にかかる工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。
- ④ 本事業にかかる工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

## 5 登録事業者の情報の公開

登録された事業者の名簿及び事業者登録票を市民に公開します。登録事業者名簿は、横浜市建築局建築防災課（窓口・ホームページ）、各区役所広報相談係、ハウスクエア横浜で閲覧できます。

## 6 登録事業者の登録内容の変更

登録事業者は、登録内容に変更があった場合は、登録事項変更届（第14号様式）に関係書類（登録申請時に提出した書類のうち、変更となったもの全て）を添えて横浜市建築局建築防災課に提出してください。変更内容は登録事業者名簿に反映されます。

また、申請から収支決算書の提出までの間に、設計事業者又は施工事業者の名称・住所・代表者名等を変更する場合には、名義変更届（様式あり）を提出してください。

## 7 登録事業者の登録の取消し

登録事業者が、次のいずれかの要件に該当する場合には、検討委員会に諮ったうえで、登録を取り消すことがあります。また、登録の取消しの理由によっては、再登録を認めないほか、事業者名の公表を行うことがあります。

- ① 登録要件を欠いた場合
- ② 登録事業者の責務及び同意事項に反していると認められる場合
- ③ 本事業にかかる手続きにおいて、市長が当該登録事業者に書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ④ 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の、規定又は規定に基づく条件に違反した場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ⑤ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業設計・施工事業者登録制度実施要綱又は本事業に規定する手続きにおいて、虚偽の申請、届出又は報告等を行った場合。

## 8 登録事業者の登録の抹消

登録事業者は、登録の抹消を申し出る場合には、事業者登録抹消申出書（第14号様式）を市長に提出してください。

なお、登録を抹消した場合は、登録事業者名簿からも抹消します。

## 9 一時登録事業者の登録要件

一時登録を受けることができる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者です。

### ア 設計区分・施工区分ともに共通の一時登録要件

一時登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓した事業者であること。

### イ 設計区分の一時登録要件

- ① 建築士法第23条に規定する建築士事務所登録を行っていること。
- ② 当該事業者に所属する建築士が建築士法第10条第1項の規定による業務停止命令を受けていないこと。
- ③ 建築士法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖を命じられていないこと。
- ④ 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の内容を理解し、同「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「精密診断法1」を用いて耐震補強計画を作成することができること。
- ⑤ 耐震改修工事の設計等を自ら行う市内事業者であること。ただし、本事業の設計にかかる事業費が100万円未満（消費税を含む）の場合は、この限りではない。
- ⑥ 耐震改修を行おうとする木造住宅が耐震改修促進法附則第3条第1項又は同法第7条第3号に

掲げる建築物（耐震診断が義務付けされる建築物）に該当する場合は、本事業に基づく木造住宅の設計は、当該一時登録事業者に所属する建築士のうち、耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号に該当する建築士が行うこと。

#### ウ 施工区分の一時登録要件

- ① 耐震改修工事の施工等を自ら行う市内事業者とする。（ただし、耐震補強計画の工法の特殊性により、市内事業者により施工を行うことが難しいと認める場合は、この限りでない。）
- ② 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていないこと。

### 10 一時登録事業者の責務及び同意事項

一時登録事業者は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとします。

#### ア 設計区分の責務

- ① 本事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- ② 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱に規定する手続きを、両要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- ③ 市長が発行する本事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
- ④ 本事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- ⑤ 当該事業者の一時登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- ⑥ 市長がこの要綱及び本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、一時登録事業者は、市長が一時登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- ⑦ 一時登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討委員会に諮ったうえで、市長が一時登録事業者の再度の一時登録申請を認めないとした場合に、当該決定に異議を唱えないこと。
- ⑧ 耐震診断、耐震改修及び本事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- ⑨ 本事業において、市長が定める方法に従い耐震補強計画を作成し、工事監理業務を適切に行うこと。
- ⑩ 本事業において、市長が別に指定する「木造住宅耐震診断プログラム（N値又は変換N値計算を含む）」を用いて、耐震補強計画を作成するように努めること。（「4 登録事業者の責務及び同意事項」を参照）
- ⑪ 本事業にかかる工事監理業務においては、原則として当該申請の代表となる設計者が、市長が実施する中間検査及び完了検査に立会い、適切に受検すること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者に所属する建築士の立会いでも可とする。
- ⑫ 本事業の対象建築物について、「精密診断法1」に基づき、現地調査を詳細に行い、写真及び図面にて調査結果を正確に記録し、現況の保有耐力を正確に評価すること。
- ⑬ 本事業に基づく木造住宅の耐震改修にかかる設計業務は全て当該事業者のみで行い、地盤調査を除き、他のものへ当該業務を請け負わせないこと。
- ⑭ 本事業にかかる設計契約を締結する場合は、当該事業の申請者に重要事項説明を行った上で契約を締結すること。
- ⑮ 本事業にかかる耐震改修工事の完了後、速やかに当該事業の申請者に当該耐震改修工事を行った建築物の固定資産税の減額に必要な書類（平成25年3月30日国土交通省告示466号別表の書式）を発行すること。

## イ 施工区分の責務

- ① 本事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- ② 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱に規定する手続きを、両要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- ③ 市長が発行する本事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
- ④ 本事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- ⑤ 当該事業者の一時登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- ⑥ 市長がこの要綱及び本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、一時登録事業者は、市長が一時登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- ⑦ 一時登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討委員会に諮ったうえで、市長が一時登録事業者の再度の一時登録申請を認めないとした場合に、当該決定に異議を唱えないこと。
- ⑧ 耐震改修及び本事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- ⑨ 本事業において、市長が定める方法及び耐震補強計画に従って工事を行い、市長が実施する中間検査及び完了検査を適切に受検すること。
- ⑩ 本事業にかかる工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。
- ⑪ 本事業にかかる工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

## 11 一時登録の申請

一時登録の申請を行う場合は、計画承認申請書類一式を提出する際に、あわせて一時登録申請書類一式（下記を参照）を一般社団法人横浜市建築士事務所協会に提出してください。設計区分の一時登録申請は、【耐震設計】計画承認申請書類一式と同時に、施工区分の一時登録申請は、【補強工事】計画承認申請書類一式と同時に行います。

なお、【耐震設計】計画承認申請書一式を提出する際に、設計区分と施工区分の両方の一時登録申請を行うことも可能です。

また、申請から収支決算書の提出までの間に、設計事業者又は施工事業者の名称・住所・代表者名等を変更する場合には、名義変更届（様式あり）を提出してください。

### 【一時登録申請に必要な書類】

設計と施工の両方の登録をする場合は、「設計・施工事業者一時登録申請書」、「事業者一時登録票」及び「市内事業者であることを証する書類」は1つとなります。ただし、それ以外の書類については、それぞれ提出が必要です。

#### ① 設計・施工事業者一時登録申請書（第9号様式）

- ・ 一時登録の申請を行う区分に○をしてください。
- ・ 申請者の住所、事業者名、代表名は、代表権があるものとしてください。（支店及び営業所等で登録申請をする場合で、支店及び営業所等に代表権がない場合は、本社等の代表権があるものを記入してください。）
- ・ 印は法人の場合は法人代表印を、個人事業者の場合は個人印を押印してください。

#### ② 事業者一時登録票（第10号様式）

支店又は営業所等で一時登録をする場合（登記上の所在地と事務所の所在地が異なる場合を含む。）は、上段の欄は支店又は営業所等について、下段の『支店等での登録の場合』の欄は、本社等について記入してください。

なお、この場合も、設計・施工事業者一時登録申請書、宣誓書及び計画承認申請書等に記載する

一時登録の申請者の住所、事業者名、代表名は、代表権があるものとしてください。

**③ 宣誓書（設計区分・一時登録：第 11 号様式）（施工区分・一時登録：第 12 号様式）**

- ・ 設計区分の一時登録申請を行う場合は第 11 号様式を、施工区分の一時登録申請を行う場合は第 12 号様式の提出が必要です。また、両方の区分に登録申請を行う場合は、第 11 号様式及び第 12 号様式の両方を提出してください。
- ・ 宣誓書に記載された登録事業者の責務及び同意事項を熟読してください。
- ・ 住所、事業者名、代表名及び代表印は、代表権があるものとしてください。（支店及び営業所等で登録申請をする場合で、支店及び営業所等に代表権がない場合は、本社等の代表権があるものを記入してください。）
- ・ 印は法人の場合は法人代表印を、個人事業者の場合は個人印を押印してください。

**④ 市内事業者であることを証する書類（ただし、設計についての一時登録事業者で、本事業の設計にかかる事業費が 100 万円未満（消費税を含む）の場合を除く。）**

次のいずれかのものを提出してください。

**ア 横浜市一般競争有資格者名簿に登録されている場合**

横浜市のホームページ（次のアドレスを参照）に掲載された横浜市一般競争有資格者名簿から、当該事業者を検索し、当該事業者が表示されたものを印刷して提出してください。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

**イ アに該当しない場合、かつ、法人の場合**

当該事業者（法人）の履歴事項全部証明書（原本・計画承認申請日より 3 か月以内のもの）（法務局で取得できます。）を提出してください。

**ウ ア及びイに該当しない場合（個人事業者等）**

納税証明書（原本）（ただし、当該事業者の事業者名及び所在地が記載されたものに限る。）、その他ご相談ください。

**⑤ 建築士法第 23 条に規定する建築士事務所登録を証する書類**

- ・ 設計区分の一時登録申請を行う場合は、建築士事務所登録申請書の写し（受付印のあるもの・表紙のみ）及び建築士事務所登録通知書の写しを提出してください。（両方の提出が必要です。）
- ・ 建築士事務所登録の変更を行っている場合は、当該変更に係る書類の写し（表紙のみ）も併せて提出してください。

**⑥ 建築工事業に関する建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を証する書類**

- ・ 施工区分の一時登録申請を行う場合は、建築工事業に関する建設業許可申請書の写し（受付印のあるもの・表紙のみ）、及び建設業許可通知書の写しを提出してください。（両方の提出が必要です。）
- ・ 建設業許可の変更を行っている場合は、当該変更に係る書類の写し（表紙のみ）も併せて提出してください。

**⑦ 当該補助事業の代表となる設計者が、耐震改修促進法施行規則第 5 条第 1 号又は第 2 号に該当する建築士であることを証する書類（設計区分の一時登録申請を行う場合で、かつ、耐震改修を行おうとする木造住宅が耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項又は同法第 7 条第 3 号に掲げる建築物（耐震診断が義務付けされる建築物）に該当する場合）**

建築士免許証の写し及び国土交通大臣の認定がある講習会（※）を受講した際の受講証の写しを提出してください。

※ 「登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に係る認定について（技術的助言）（平成 26 年 2 月 10 日国住指第 3842 号）」を参照してください。

なお、木造住宅については、一般財団法人日本建築防災協会が平成 16 年度以降に実施した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」等が国土交通大臣の認定がある講習会が該当します。

**⑧ その他市長が必要と認める書類**

## 12 一時登録事業者の再度の一時登録申請の禁止

一時登録事業者が、次のいずれかの要件に該当する場合は、検討委員会に諮ったうえで、一時登録事業者の再度の一時登録申請を認めないことがあります。

- ① 一時登録事業者の責務及び同意事項に反していると認められる場合
- ② 本事業にかかる手続きにおいて、市長が当該一時登録事業者に書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ③ 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の、規定又は規定に基づく条件に違反した場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ④ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業設計・施工事業者登録制度実施要綱又は補助事業に規定する手続きにおいて、虚偽の申請、届出又は報告等を行った場合。

## IV 申請にあたっての注意点

### 1 申請手続きの注意点

申請手続きにあたって、特に注意が必要な点は以下のとおりです。その他の注意点は、本手引きを参照してください。

なお、登録事業者又は一時登録事業者の責務に反する行為があったと認められる場合には、登録の取消し又は再度の一時登録申請を認めない場合がありますので、そのようなことがないようにしてください。

- ① 【耐震設計】計画承認通知の前に設計契約を締結してしまうと、補助は受けられません。
- ② 【補強工事】計画承認通知の前に補強工事の契約を締結したり、工事に着手したりすると補助は受けられません。
- ③ 申請内容に変更があった場合に、適切に変更手続きを行わずに、変更契約の締結及び変更部分の工事着手を行うと補助が受けられない場合があります。
- ④ 補助金の支払いは、補強工事の完了後となります。計画の承認通知を受けていても、耐震改修工事を取り止めた場合等は、補助金は支払われません。
- ⑤ 計画の承認通知書は、補助金の支払いをお約束するものではありません。耐震設計や補強工事が行われなかった場合や、計画に基づいた適正な耐震改修工事が行われなかった場合、その他要綱に違反した場合等は、補助金は支払われませんので注意してください。
- ⑥ 「市の耐震診断を受診したことがない住宅」及び「市が平成19年8月以前に実施した耐震診断の結果、総合評点が1.0以上であった住宅」の精密診断法による現況の耐震診断の費用は、申請の前に耐震診断を実施する場合には、補助の対象とはなりません。また、【耐震設計】計画承認通知後に、設計契約を締結してから行えば、補助の対象とすることができます。申請の前に耐震診断を行う場合には、申請者に補助対象とならないことを説明したうえで、耐震設計の設計契約とは別契約で行ってください。
- ⑦ 中間検査を受検する5日前までに、一般社団法人横浜市建築士事務所協会に検査申請書一式を持参又は郵送で提出してください。中間検査申請書の提出がない場合には、中間検査を実施しませんので、注意してください。
- ⑧ 中間検査を行う箇所について変更がある場合は、当該変更について横浜市建築局建築防災課への相談を行っていない場合には、原則として中間検査を実施しません。
- ⑨ 本事業の申請の手続きには期間が定められています。次の期間を超えた場合には、申請の取り下げとして扱う場合があるほか、申請者に起因する場合を除き、事業者登録を取り消す（再度の一時登録申請を認めない）場合があります。
  - ア 【耐震設計】計画承認申請（審査開始日）から、【耐震設計】計画承認通知まで180日以内
  - イ 【耐震設計】計画承認通知から、設計契約締結まで30日以内
  - ウ 【耐震設計】計画承認通知から、【補強工事】計画承認申請まで90日以内
  - エ 【補強工事】計画承認申請（審査開始日）から、【補強工事】計画承認通知まで180日以内
  - オ 【補強工事】計画承認通知から、工事契約締結まで30日以内
  - カ 【補強工事】計画承認通知から、耐震改修工事完了報告まで1年以内
  - キ 工事完了から、完了検査を受けるまで30日以内
  - ク 完了検査を受けてから、耐震改修工事完了報告及び補助金交付申請まで90日以内
  - ケ 補助金交付申請（審査開始日）から、補助金額の確定通知まで180日以内

## 2 申請者への対応

本事業は市民の方（申請者）、事業者、市が三位一体となって耐震改修工事を進めることが不可欠であり、特に事業者の申請者への対応が非常に重要です。それぞれの段階で、申請者の立場にたち、申請者が安心して耐震改修工事を行えるように、登録事業者又は一時登録事業者として注意する点等は以下のとおりです。

なお、登録事業者又は一時登録事業者の責務に反する行為があったと認められる場合には、登録の取消し又は再度の一時登録申請を認めない場合がありますので、そのようなことがないようにしてください。

### ● 耐震改修工事の依頼を受けたときの注意点

#### ① 市民の方から連絡があった場合は、良心的かつ誠実に相談に応じてください。

- ◇ 市民からの依頼があった際に、なんらかの理由をつけて初めから断ることは、登録事業者、本事業への信頼を損ないかねません。市民からの相談を受けた場合には、特段の理由がない限り断らずに相談に応じてください。

#### ② 不安を与えるような言動・行動は慎んでください。

- ◇ 市民の方の多くは建築に関する知識が豊富ではなく、事業者に期待をもって依頼しますので、不安を与えるような言動や行動は慎んでください。

#### ③ 依頼を受けたらていねいに説明・報告をしてください。

- ◇ 市民の方は、費用がいくらかかるのか、いつ工事が始められるのか、工期はどのくらいかかるのか、工事中に生活にどのような影響があるか等の様々のことを疑問に思っています。依頼を受けた場合には、市民の方が納得のいくまで、補強計画、見積り金額及び工事工程等を説明してください。
- ◇ 工事が完了して補助金が支出されるまで、適宜市民の方に対して、事前調査、耐震設計、申請続き、工事及び検査等の進捗状況を逐次報告してください。

#### ④ 補助金が受けられるか否かの正確な調査を行わないうちに、補助金が受けられないと市民の方に伝えないでください。

補助対象建築物及び補助対象者となるかどうかは、正確な調査を行わなければ分かりません。例えば、一見して建築基準法関係法令等に適合していない場合でも、耐震改修工事完了までに是正できれば、補助対象建築物となる可能性があるほか、既存不適格扱いができ、補助対象建築物となる場合があります。調査方法及び判断方法については、P. 80 以降を参照し、判断が難しい特殊な事例の場合は、必ず横浜市建築局建築防災課に相談を行ってから、市民の方に調査結果を伝えるようにしてください。

#### ⑤ 補助対象建築物及び補助対象者か否かの事前調査を行う場合や、見積書を作成する場合等は、必ずその費用等について説明を行い、市民の方の了解を得てから業務を行ってください。

市民の方の中には、「補助金を使えるのであれば、耐震改修工事をしたい」という方や、「見



積書を見てから、耐震改修工事を行うかどうか決めたい」という方が多くいらっしゃいます。よって、補助対象建築物及び補助対象者か否かの事前調査の結果や、見積書の内容や金額及び耐震改修工事の方法等によっては、耐震改修工事を見合わせる場合があります。その際に、トラブルにならないよう、あらかじめ、各段階に応じて要する業務とそれに対する費用（無料と有料の範囲をはっきりさせて）を適正な金額で見積もり、できる限り書面により市民の方に説明し、了解をとったうえで業務を行ってください。

**⑥ 【耐震設計】計画承認申請の前に、精密診断法による耐震診断を行う場合は、原則として耐震診断を実施する前に、補助対象建築物及び補助対象者か否かの事前調査を行ってください。また、事前調査及び耐震診断を行う場合は、必ずその費用等について説明を行い、市民の方の了解を得てから業務を行ってください。**

- ◇ 「市が平成19年8月以前に実施した耐震診断の結果、総合評点が1.0以上であったが、精密診断法で耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満となった住宅」や、「市の耐震診断を受診したことがない住宅で、精密診断法で耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満となった住宅」が承認対象建築物となったため、【耐震設計】計画承認申請の前に、設計者が精密診断法による耐震診断を行うことがあります。【耐震設計】計画承認通知後、設計契約を締結してから精密診断法による耐震診断を行う場合は、その費用を補助対象とすることができますが、【耐震設計】計画承認申請前に耐震診断を行う場合には、その費用が補助対象とできないことを市民の方に説明し、理解してもらったうえで行ってください。
- ◇ 市民の方の中には、「補助金を使って耐震改修工事をしたいので、耐震診断を受診したい」という方が多くいらっしゃいます。そのため、先に精密診断法による耐震診断を行い、その後、補助対象建築物及び補助対象者とならないことが判明した場合、耐震改修工事を見合わせる場合があります。よって、原則として、耐震診断を行う前に、補助対象建築物及び補助対象者か否かの事前調査を優先して行ってください。
- ◇ 補助対象建築物及び補助対象者か否かの事前調査や、精密診断法による耐震診断を行う場合は、⑤と同様に、トラブルにならないように、あらかじめ、各段階で必要な業務とそれに対する費用（無料と有料の範囲をはっきりさせて）を適正な金額で見積もり、できる限り書面により市民の方に説明し、了解をとったうえで業務を行ってください。

**● 耐震改修工事の計画を作成するときの注意点**

**① 現況の建築物の耐震性を把握し、申請者が理解できるようにていねいに説明を行い、申請者の要望をよく聴いたうえで、耐震改修工事の方向性を決定してください。**

- ◇ 市の耐震診断は、一般診断法によるものですので、設計者は必ず再度調査を行い、精密診断法で耐震診断を行い、現況の建築物の耐震性を把握してください。（市の耐震診断報告書や、【診断後】訪問相談の資料のみを参考にして、耐震改修工事の計画を作成することはしないでください。）
- ◇ 現況の建築物の耐震診断の結果について、なぜその上部構造評点になっているのか、壁の強

さ、壁の配置、金物の設置状況、基礎形式、劣化状況、地盤・地形、建築物の重さ等を踏まえて、申請者が理解できるように専門用語を避け、ていねいに説明してください。また、どのようにすれば、上部構造評点を向上させることができるかも、あわせて説明してください。

- ◇ 申請者の資金計画や、希望する耐震性等をよく聴き、耐震改修工事の方向性を決定してください。

## ② 耐震改修工事後に、大地震が発生した場合の被災の可能性や損傷程度について十分に説明してください。

一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める、「精密診断法」による耐震診断は、大地震時に建築物が「倒壊」する可能性を診断するものです（「損傷しない」と同意ではありません。）。

## ③ 作成した耐震改修工事の計画について、工事の内容・方法、費用、生活への影響・工期・計画変更の可能性等についてていねいに説明を行い、申請者が計画を理解したうえで、計画の了解を得てください。

- ◇ 補強する位置や補強方法について、専門用語を避け、ていねいに説明し、申請者がその必要性を理解できるようにしてください。
- ◇ 耐震改修工事の費用について、何にいくらかかるのか、なぜその工事又は費用が必要なのかをていねいに説明してください。
- ◇ 新築工事に比べ、工事の条件などの制約が多く、又、申請者が生活しながらの工事となる場合が多いため、工事中の状況（住戸への出入り、工事中の音、工事中に使用できない部分とその期間、工期、工事時間、近隣への配慮、車両の出入り及びシックハウス・アスベスト対策等）を十分に説明してください。
- ◇ 建築物の設計図書が十分でない場合や、目視調査が困難である場合には、ある程度想定して計画をせざるを得ないことが多々あります。そのため、工事着工後に初めて分かること（部材の腐朽、筋かいの有無及び壁仕様の違い等）も多く、工事の変更が発生する可能性があることを申請者に説明してください。

## ● 耐震改修工事を行うときの注意点

### ① 工事着工にあたり、工事の状況や、その日の工事の内容、箇所、時間等について適宜申請者に説明をしてください。また、近隣の方へ事前説明を行うようにしてください。

工事着工後は、申請者が現在の工事の状況はどうなっているか、これからどのような工事を行うのか、生活にどのような影響があるのか等を把握できるように、適宜申請者に説明を行ってください。

### ② 工事着工にあたり、事前に近隣の方に、どのような工事を行い、どのような影響があるかを説明し、理解を得るようにしてください。

工事着工後も、近隣の方へ影響が出る工程がある場合は、その工程に着手する前に、近隣の方への説明を行ってください。

**③ 工事着工後、変更を行う場合は、変更理由及び変更内容について、当該変更箇所に着手する前に、申請者にていねいに説明をしてください。**

- ◇ 工事着手後に、どのようなことが判明し、なぜ変更が必要になったのか、又、どのように変更をするのかを、申請者が理解できるように専門用語を避け、ていねいに説明してください。
- ◇ 必ず当該変更箇所に着手する前に、申請者に説明をし、変更について了解を得てください。なお、別途申請の変更手続きが必要となりますので、注意してください。

**● 耐震改修工事完了後の注意点**

**工事完了後に、工事施工写真等の施工状況が分かる資料一式を申請者に渡して工事の報告をしてください。**

工事施工写真等は、補助金申請のためだけのものではなく、申請者に適切に耐震改修工事が施工されたことを報告するためのものです。工事完了後には、工事施工写真等の施工状況が分かる資料一式をまとめ、申請者に工事の報告を行ってください。

**3 その他**

その他、本事業において以下の点に注意してください。

**● 設計事業者の注意点**

建築士法を順守し、業務を行ってください。

- ◇ 設計契約（工事監理を含む）の際には、建築士免許若しくは建築士免許証明書を提示のうえ、重要事項説明を行ってください。
- ◇ 設計契約書（工事監理を含む）は、「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類」を参考にすることができます。
- ◇ 重要事項説明では、『四会推奨標準様式「重要事項説明書」』を参考にすることができます。
- ◇ 上記二つについては、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会のホームページを参照してください。  
<http://www.njr.or.jp/>
- ◇ 設計・施工事業者登録制度では設計事業者が工事監理業務を行うこととなっていますので、必ず設計事業者（原則として当該申請の代表となる設計者）が工事監理を行い、検査に立ち会うようにしてください。
- ◇ 設計者は、工事監理を終了したときは、直ちに、工事監理結果を文書（法定様式あり）で申請者に報告してください。
- ◇ その他、建築士法を順守し、業務を行ってください。

## ● 横浜市建築局建築防災課に事前相談が必要なもの

### ① 混構造

建築物の一部に鉄骨や鉄筋コンクリート等がある場合は、原則として、補助対象建築物とはなりません。在来軸組構法の木造住宅として、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法による耐震診断により、上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事を行うことが可能なものは、補助対象建築物とすることができる場合があります。市民の方から相談を受けた建築物の一部に鉄骨や鉄筋コンクリート等がある場合は、必ず【耐震設計】計画承認申請を行う前に、できる限り早い段階で建築局建築防災課に相談してください（市の耐震診断を受診している場合を含む）。

### ② 特殊な構造

スキップフロア、平面形状や立面形状が不整形（渡り廊下がある場合等）、一辺4mを超える大きな吹き抜け等の特殊な構造の場合は、計算方法や補強方法等について、必ず耐震補強計画を立てる前に、できる限り早い段階で建築局建築防災課に相談してください。

### ③ 特殊な工法で耐震改修工事を行う場合

一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載のない工法（特殊な工法）での補強を行う場合には、「一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価」、又は、「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定」を取得したものである必要があるほか、補助対象となるか等の本事業での取扱いについて、必ず耐震補強計画を立てる前に、できる限り早い段階で建築局建築防災課への相談が必要です。使用の可否、設計・施工・検査方法、補助上限単価の取扱い等の確定に時間を要する場合があります。

### ④ 市の耐震診断報告書に「詳細な調査が必要」や「市に相談が必要」と書かれている場合

市が行った耐震診断の報告書に、「詳細な調査が必要」や「市に相談が必要」と記載されている場合は、本事業を利用にあたり、詳細な調査のうえ、「補助の対象となるか否か」又は「耐震補強計画の立案方法」等について市に相談が必要であることを示しています。

このような記載がある場合には、必ず【耐震設計】計画承認申請を行う前に、できる限り早い段階で建築局建築防災課に相談してください。

### ⑤ その他

その他、補助対象建築物又は補助対象者となるかどうか判断に迷う場合には、【耐震設計】計画承認申請を行う前に、できる限り早い段階で建築局建築防災課に相談してください。

特に、市の耐震診断を受診していない場合には、補助対象建築物又は補助対象者となるかどうか注意が必要です。

## V 申請書類について

### 1 【耐震設計】計画承認申請書類一覧

【耐震設計】計画承認申請に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

詳細については、次項の「2 【耐震設計】計画承認申請書類の詳細事項」を確認してください。

番号	書類名	必ず提出	場合により提出	様式	記入要領
①	【耐震設計】計画承認申請書（第1号様式）	○		有	P. 118
②	提出書類チェックリスト（【耐震設計】計画承認申請）	○		有	
③	委任状	○		有	
④	一時登録申請書類一式		○	一部有	
⑤	設計費の見積書（設計事業者作成の見積書を添付）	○			
⑥	建物の登記事項証明書（全部事項証明）（申請日から3か月以内のもの）	○			
⑦	補助対象建築物に関する所有権の確認届出書		○	有	
⑧	建物の課税台帳登録事項証明書（物件証明書）（申請日から3か月以内のもの）		○		
⑨	売買契約書の写し		○		
⑩	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）（申請日から3か月以内のもの）		○		
⑪	耐震改修工事承諾届出書		○	有	P. 120
⑫	住民票の写し（申請日から3か月以内のもの）	○			
⑬	世帯員確認書	○		有	P. 121
⑭	横浜市税の納税状況を調査することについての同意書	○		有	P. 122
⑮	課税（非課税）証明書（過去2年間市民税・県民税が非課税であることを確認）		○		
⑯	誓約書		○	有	
⑰	経営者等が確認できる書類		○		
⑱	建築物概要書	○		有	
⑲	案内図・配置図・平面図・立面図・断面図・求積図・求積表	○ (断面図以外)	○ (断面図)		
⑳	位置指定図の写し・開発登録簿の写し等		○		
㉑	狭あい道路拡幅整備事業の協議書の写し（協議済のもの）・ 狭あい道路敷実測図の写し		○		
㉒	2項道路の道路後退線の位置を確認できる資料		○		
㉓	建築敷地を確認できる資料		○		
㉔	建築確認通知書（確認済証）の写し又は建築確認申請台帳記載証明書	○			
㉕	新築時・増築時・リフォーム工事時の図面一式		○		
㉖	現況写真（建築物外観、道路、敷地、外構（塀・擁壁等）等の状況が分かるもの）	○			
㉗	木造住宅の耐震診断報告書の写し（市の耐震診断を受診している場合は必ず提出）		○		
㉘	その他、市長が必要と認める書類		○		
㉙	【耐震設計】チェックリスト	○		有	

## 2 【耐震設計】計画承認申請書類の詳細事項

【耐震設計】計画承認申請に必要な書類の詳細については以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

なお、★印があるものは、各項目に記載されている事項に該当する場合に必要となります。

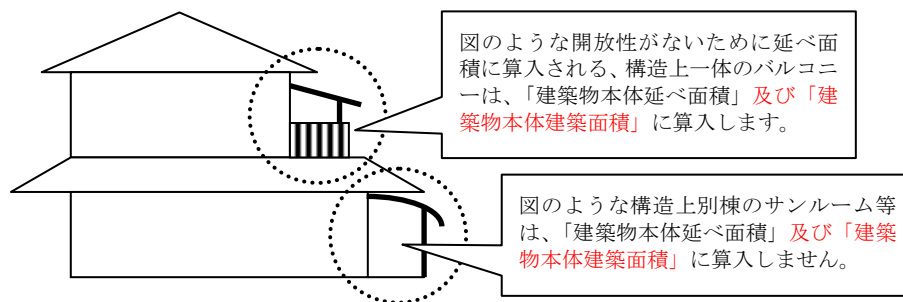
### ① 【耐震設計】計画承認申請書（第1号様式）【記入要領P. 118】

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 第2面の「建築物本体延べ面積」と、建築物概要書の「(D)のうち建築物本体延べ面積」の現況の面積は同じになりますので、不整合のないようにしてください。

また、「建築物本体延べ面積」は、耐震改修工事を行う建築物のみの延べ面積で、構造上別棟となる物置、車庫及びサンルーム等の面積は除きます（下図参照）。

なお、この扱いは、建築物概要書の「(F)のうち建築物本体建築面積」についても同様です。

【図 建築物本体延べ面積の取扱い】



- ◇ 第2面の「代表となる設計者（工事監理者） 資格・氏名」には申請者が本事業に係る手続きを委任する建築士の資格及び氏名を記入してください。この欄に記入する資格・氏名と、委任状の「委任する者（代表となる設計者・工事監理者） 資格・氏名」に記入する資格・氏名は同一となります。
- ◇ 「代表となる設計者（工事監理者）」以外に担当者がある場合は、第2面の「その他の担当者 氏名」に当該担当者の氏名を記入してください。
- ◇ 第2面の「設計費予定額」及び「②のうち耐震設計費予定額」が設計費の見積書と不整合のないようにしてください。
- ◇ 第2面の「工事費概算額」及び「①のうち補強工事費予定額」は、【耐震設計】計画承認申請の段階でのおおよその工事費を記入してください。【補強工事】計画承認申請の際に変更となっても支障ありません（変更手続きは不要です）。

なお、【耐震設計】計画承認申請の際には、工事費の見積書の提出の必要はありません。

### ② 提出書類チェックリスト（【耐震設計】計画承認申請）

チェックリストを使用し、書類の不足がないことを確認してから提出してください。

### ③ 委任状

- ◇ 様式があるので、利用してください。（委任事項の追加は不可とします。）
- ◇ 「委任する者（代表となる設計者・工事監理者） 資格・氏名」には申請者が本事業に係る手続きを委任する建築士の資格及び氏名を記入し、建築士印を押印してください。この欄に記入する資格・氏名と、【耐震設計】計画承認申請書の第2面の「代表となる設計者（工事監理者） 資

格・氏名」は同一となります。

- ◇ 委任者の氏名は自署してください。
- ◇ 申請者以外の方からの当該申請に係る市への問い合わせは、原則として、この委任状にて申請者より委任をされた代表となる設計者（登録事業者又は一時登録事業者）が行うことができます。

#### ★④ 一時登録申請書類一式

- ◇ 登録事業者でない事業者が設計を行う場合に、設計区分の一時登録申請書一式の提出が必要です。また、当該事業者が施工も行う場合には、設計区分と施工区分両方の一時登録申請書一式（一部の書類は兼ねられます）の提出が必要です。
- ◇ 登録事業者でない事業者が施工のみを行う場合は、通常は【補強工事】計画承認申請の際に、施工区分の一時登録申請書一式を提出しますが、ここで提出してもかまいません。
- ◇ 一時登録申請書一式の詳細については、P. 27 を参照してください。

#### ⑤ 設計費の見積書（設計事業者作成の見積書を添付）

設計費の見積書作成の注意点は以下のとおりです。

##### 【設計費の見積書の作成の注意点】

- ◇ 以下の項目を必ず記載してください。
  - ア 見積書を作成した日付
    - ※ 申請日より前の日付となります。
  - イ 依頼主氏名（申請者）
  - ウ 設計業務の名称
    - 【例】〇〇邸耐震設計業務
  - エ 設計を行う建築物の所在地
    - 【例】横浜市〇〇区〇〇1-2-3
  - オ 設計事業者名・代表者名
    - ※ 登録事業者又は一時登録事業者の事業者名・代表者名と同一としてください。
    - なお、法人の場合で、やむを得ず登録している事業者名及び所在地等と違う名称及び所在地等で見積書を作成する場合（事業者の登録は営業所だが、見積書は本社で作成する等の場合）は、登録している事業者と見積もりを作成するものが同一法人と確認できる組織表等を提出してください。
    - ※ 社印又は代表印を必ず押印してください（担当者印のみは不可）。
- ◇ 耐震設計費（補助対象）と、補強工事以外の設計費（補助対象外）は別々に計上するか、別々に見積書を作成してください。
  - ※ 耐震設計費（補助対象）とは、補強工事に係る現況建物調査費、耐震設計費、補強工事監理費、その他（地盤調査費等）をいいます（当該業務に係る経費・消費税を含む）。
  - なお、設計・施工事業者登録制度では設計事業者が工事監理業務を行うこととなつていいますので、工事監理費を必ず計上してください。
  - ※ 補強工事以外の設計費（補助対象外）とは、上記の耐震設計費以外の設計費及び工事監理

費等をいいます（当該業務に係る経費・消費税を含む）。具体的には、リフォーム工事・外構工事・違反是正工事（道路後退整備・道路突出物整備等）等の工事に係る設計費・工事監理費等になります。

- ◇ 直接人件費（現況建物調査費、耐震設計費、補強工事監理費等）、経費、その他（地盤調査費等）ごとに分けて設計費を計上してください。
- ◇ 耐震設計費（補助対象）と補強工事以外の設計費（補助対象外）ごとに分けて小計（消費税込のもの）を記載してください（別々に見積書を作成する場合を除く）。
- ◇ 耐震設計費の見積もりは、一式計上を避け、適切に人工及び単価を明記してください。
- ◇ 直接人件費だけでなく、経費、その他（地盤調査費等）及び消費税も、耐震設計費（補助対象）と補強工事以外の設計費（補助対象外）ごとに分けてください。
- ◇ 耐震補強以外の工事費がある場合は、その工事の設計及び工事監理が発生しますので、設計費（工事監理費を含む）についても耐震設計費及び耐震補強以外の設計費に分けて見積書を作成してください。
- ◇ 設計費に関しては、平成 21 年 1 月 7 日国土交通省告示第 15 号を参考にしてください。
- ◇ 耐震設計費（補助対象）に地盤調査費を計上する場合は、【補強工事】計画承認申請時に地盤調査資料の写しの提出が必要です。
- ◇ 【耐震設計】計画承認申請の受付日時点で有効期限内のものとしてください。
- ◇ 値引きを行う場合は、耐震設計費（補助対象）からの値引きと、補強工事以外の設計費（補助対象外）からの値引きに分け、全体の設計費からの値引きはしないでください。また、消費税額の算出は、値引き後の設計費から行ってください。
- ◇ 見積書の工期（設計・工事監理期間）は、【耐震設計】計画承認申請の受付日以降とし、当該期間と、適用される消費税率に齟齬がないようにしてください。  
なお、【耐震設計】計画承認申請から、同計画承認通知を行うまでの間に、消費税率が変更された場合は、再度新消費税率での見積書の提出が必要となります。
- ◇ 設計費（工事監理費を含む）については、「設計の役務が一括して完了した日」を基準に消費税率が適用されます。設計費に複数の消費税率を適用させる場合には、あらかじめ税務署で当該設計費に適用される消費税率を確認してください。

## ⑥ 建物の登記事項証明書（全部事項証明）（申請日から 3 か月以内のもの）

不動産登記法第 51 条の規定により、建物の登記事項に変更がある場合（本事業に係る工事又は本事業と同時に行う工事により、変更となる場合を含む。）には、耐震改修工事完了の報告までに変更登記を行ってください。

- ◇ 補助対象建築物の増築の登記がされていないために、登記事項証明書の床面積と現況の面積が異なる場合、又は、本事業に係る工事又は本事業と同時に行う工事により床面積が変更となる場合は、耐震改修工事完了の報告までに工事完了時の面積で登記を行い、建物の登記事項証明書（全部事項証明）を提出する必要があります。この場合、誓約書の提出が必要になります。

なお、耐震改修工事を行わない付属建築物等については、当該申請においては登記の必要はありません。



- ◇ 補助対象建築物の登記事項証明書に記載された所在地と、実際の所在地が異なる場合は、耐震改修工事完了の報告までに実際の所在地に変更登記を行い、建物の登記事項証明書（全部事項証明）を提出する必要があります。この場合、誓約書及び実際の所在地の確認ができる資料（公図の写し、地積測量図等）の提出が必要になります。
- ◇ 権利部（甲区）の所有者の住所・氏名が住民票と異なる場合は、耐震改修工事完了の報告までに変更登記を行い、建物の登記事項証明書（全部事項証明）を提出する必要があります。この場合、誓約書の提出が必要になります。ただし、次のア及びイの場合は申請においては登記の必要はありませんが、他の理由で登記を行う場合には、あわせて変更登記を行ってください。
  - ア 住居表示が開始されたために所有者の住所が変更になった場合
  - イ 住民票の写しに記載されている所有者の旧住所（転居前の住所）が、登記された所有者の住所である場合
- ◇ 相続、贈与及び売買等の影響で、権利部（甲区）の登記（所有権の登記）が現在の所有と異なる場合は、耐震改修工事完了の報告までに権利部（甲区）の登記（所有権の登記）を行い、建物の登記事項証明書（全部事項証明）を提出する必要があります。この場合、誓約書及び「補助対象建築物に関する所有権の確認届出書」の提出が必要となります。また、相続及び売買の場合の注意点は次のとおりです。

**【相続の場合（登記されている所有者が亡くなられた場合）】**

- ◇ 相続が確定していないと、所有者が定まらず、結果、補助対象建築物及び補助対象者であるか否かが確定しませんので、必ず相続が確定してから申請を行ってください。また、全ての所有者（相続人を含む）の耐震改修工事承諾届出書の提出が必要となるため、相続の確定が必要です。
 

なお、所有者の配偶者若しくは一親等の親族が申請者となる場合も、所有者が確定しないと補助対象建築物及び補助対象者であるか否かが確定しませんので、相続の確定が必要です。
- ◇ 遺産分割協議書の提出は必要ありませんが、耐震改修工事完了の報告までに所有権の登記が完了しない場合は、補助対象建築物及び補助対象者となりませんので、注意してください。

**【売買の場合】**

- ◇ 売買を行い、【耐震設計】計画承認申請の時点で権利部（甲区）の登記（所有権の登記）を行っていない場合には、売買が行われたことを証するものとして、売買契約書の写しを提出してください。
- ◇ 売買契約が行われていても、引渡しを受けていない場合には、【耐震設計】計画承認申請を提出することはできません。

- ◇ 建物の登記がされていない場合の提出書類及び注意点は次のとおりです。

**【建物の登記がされていない場合】**

- ◇ 耐震改修工事完了の報告までに権利部（甲区）の登記（所有権の登記）を行い、建物の登記事項証明書（全部事項証明）を提出する必要があります。
- ◇ 誓約書、「補助対象建築物に関する所有権の確認届出書」及び「建物の課税台帳登録事項証明書（物件証明書）（各区役所の税務課で発行）」の提出が必要です。

**★⑦ 補助対象建築物に関する所有権の確認届出書**

建物の登記の権利部（甲区）の登記（所有権の登記）が現在の所有と異なる場合、又は、建物の登記がされていない場合に、全ての所有者の届出が必要です。氏名は自署してください。

**★⑧ 建物の課税台帳登録事項証明書（物件証明書）（申請日から3か月以内のもの）**

- ◇ 建物の登記がされていない場合に提出が必要です。
- ◇ 当該建築物の所有者が複数いる場合は、「家屋共有者氏名表」が添付された建物の課税台帳登録事項証明書（物件証明書）を提出してください。
- ◇ 現年度分のものを提出してください。
- ◇ 各区役所で発行されます。

**★⑨ 売買契約書の写し**

- ◇ 補助対象建築物の売買契約をし、建物の権利部（甲区）の登記（所有権の登記）が完了していない場合に提出が必要です。
- ◇ 引渡しを受けたことが分かるものを提出してください。

**★⑩ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）（申請日から3か月以内のもの）**

- ◇ 申請者が補助対象建築物の所有者本人ではなく、所有者の配偶者若しくは一親等の親族の場合に、提出が必要です。申請者と補助対象建築物の所有者との関係を確認できるものを提出してください。

**★⑪ 耐震改修工事承諾届出書【記入要領P. 120】**

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 補助対象建築物の所有者（相続人を含む）が複数いる場合に、申請者を除く全ての所有者（相続人を含む）の耐震改修工事承諾届出書の提出が必要です。
- ◇ 申請者が所有者でない場合に提出が必要です。

**⑫ 住民票の写し（申請日から3か月以内のもの）**

- ◇ 補助対象建築物に居住する者全てが記載されている住民票の写しが必要です。
- ◇ 世帯分離をしている場合は、それぞれの住民票の写しを提出してください。
- ◇ 耐震改修工事完了後に入居する場合は、現在居住している場所（市外を含む）の住民票の写しを添付してください。また、耐震改修工事完了の報告までに、補助対象建築物に申請者が居住を開始し、異動後の住民票の写しを提出する必要があります。この場合、誓約書の提出が必要となります。

**⑬ 世帯員確認書【記入要領P. 121】**

記入要領に従い記入してください。

**⑭ 横浜市税の納税状況を調査することについての同意書【記入要領P. 122】**

補助対象建築物に居住している18歳以上の方全員（現在市外居住しており、耐震改修工事完了後

に補助対象建築物に入居する場合は、入居する補助対象建築物の所有者全員）について、横浜市税の納税状況の調査を実施します。同意書は一人一枚ずつ自署してください。この調査により滞納（延滞金を含む。）があると確認されたときは、補助対象者とはなりません。ただし、滞納されていた市税の納付（延滞金を含む。）が確認できる書類（納税証明書）の提出があれば、補助対象者となります。

なお、調査する税目は次のとおりです（延滞金を含む）。

- |                      |
|----------------------|
| ア 市民税                |
| イ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） |
| ウ 固定資産税（償却資産）        |
| エ 軽自動車税              |
| オ 特別土地保有税            |

★⑮ 課税（非課税）証明書（過去2年間市民税・県民税が非課税であることを確認）

- ◇ 「非課税区分」の補助金限度額で申請を行う場合に提出が必要です。
- ◇ 補助対象建築物に居住している全ての方（現在別の建築物に居住しており、耐震改修工事完了後に補助対象建築物に入居する場合は、入居する全ての方）の過去2年分の課税（非課税）証明書の提出が必要です。
- ◇ 各区役所で発行します。
- ◇ 申請日に応じて、どの年の課税（非課税）証明書を提出するかが異なりますので、以下を参照してください。

なお、【耐震設計】計画承認通知後に、計画変更承認申請にて、「課税区分」から「非課税区分」に変更する場合は、当初の【耐震設計】計画承認申請日より、いつの課税（非課税）証明書を提出するかを判断します。

**【申請日が1月1日から6月30日までの場合】**

申請する年の2か年前と3か年前の各々1年間分（1月1日から12月31日）の証明書  
（例）平成26年1月1日～6月30日の申請の場合  
平成25年度（平成24年分）と平成24年度（平成23年分）の証明書

**【申請日が7月1日から12月31日までの場合】**

申請する年の1か年前と2か年前の各々1年間分（1月1日から12月31日）の証明書  
（例）平成26年7月1日～12月31日の申請の場合  
平成26年度（平成25年分）と平成25年度（平成24年分）の証明書

## ★⑩ 誓約書

- ◇ 次に該当する場合に提出が必要です。誓約書の内容（報告が必要な事項等）を確認し、申請者が自署してください。

### 【誓約書の提出が必要な場合】

- ア 補助対象建築物の登記が必要な場合。
- イ 申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居する場合。
- ウ 補助対象建築物について、建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事が必要な場合。
- エ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認申請が必要な場合（工事完了後に、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を取得する必要があります）。
- オ 補助対象建築物について、市が平成19年8月以前に実施した耐震診断の結果、総合評点が1.0以上であった場合。
- カ 補助対象建築物について、市の耐震診断を受診したことがない場合。
- キ その他市長が耐震改修工事完了の報告までに報告を求める事項がある場合。

- ◇ 上記のアからエの場合は「誓約書その1」を、上記オ又はカの場合は「誓約書その2」を提出してください。
- ◇ 「誓約書その1」は、該当する事項全てに○をつけてください。また、アの場合については、登記を行う事項を記載してください。

## ★⑪ 経営者等が確認できる書類

補助対象建築物に、店舗及び事務所等の非住宅部分（住宅以外の用途の部分）がある場合は、所有者又は所有者の配偶者・一親等の親族が経営（利用）していることが分かる書類（営業に係る許可証の写し、加盟店契約書の写し、その他ご相談ください。）を出してください。

## ⑫ 建築物概要書

- ◇ 建築基準法関係法令等に「不適合」又は「既存不適格」の場合は、「4(5) その他」に、その内容と対応方法を記載してください。
- ◇ 誓約書の提出が必要な場合は、「5 承認対象建築物及び補助対象建築物とするために、耐震改修工事完了の報告までに行うこと」に、その内容を記載してください。

## ⑬ 案内図・配置図・平面図・立面図・断面図・求積図・求積表

- ◇ 次の図面を全て提出してください。図面は全て現況の図面を提出し、耐震改修工事完了後に、現況から図面に記載された事項が変更になる場合は、計画の図面も提出してください。ただし、【耐震設計】計画承認申請時点で、計画の図面が確定していない場合は、【補強工事】計画承認申請の際に計画の図面を提出してください。

## 【提出する図面と記載事項】

### ● 案内図

◇ 敷地の場所、敷地の形状、方位が分かるように記載してください。

### ● 配置図

◇ 次の内容を記載してください。

- ・ 建築基準法道路種別
- ・ 道路幅員（公道の幅員及び建築基準法の道幅員）
- ・ 道路中心線、道路後退線（建築基準法 42 条 2 項道路及び第 43 条ただし書き空地の場合）
- ・ 建築基準法の道路位置（公道の幅員と建築基準法の道路幅員が異なる場合）
- ・ 公道杭、公道境界線、民杭、隣地境界線
- ・ 敷地、隣地及び道路の高低差
- ・ 敷地内通路の幅員及び延長（敷地内通路がある場合）
- ・ 方位（真北方向）
- ・ 道路斜線及び高度地区の検討位置及び距離
- ・ 軒先線、軒高線及び屋根形状（屋根伏図）
- ・ 敷地内の工作物及び建築物等（物置、カーポート、地下車庫、ベランダ、バルコニー、テラス、擁壁及び塀等の位置、柱、屋根、寸法及び高低差等）
- ・ 擁壁及びびがけの安全性についての所見（擁壁及びびがけがある場合）
  - ※ 擁壁及びびがけの安全性に疑義があり、地震時に建築物に影響が出ると思われる場合は、安全策について検討してください。
- ・ 外壁後退最短距離（壁面線指定地区の場合）
- ・ 是正（撤去）範囲及び方法（「不適合」及び「既存不適格」があるために、耐震改修工事完了までには是正が必要な場合）
  - ※ 道路斜線及び高度地区に係る是正を行う場合は、立面図だけでなく、屋根伏図（配置図）にも是正（撤去）範囲及び方法を記載してください。
- ・ その他補助対象建築物であることを確認するために必要な事項

### ● 平面図

- ◇ 原則として、配置図とは別に作成してください。
- ◇ 建築物と一体のベランダ、バルコニー、テラス及びサンルーム等がある場合は、柱・壁・屋根の位置及び寸法を記載してください。
- ◇ 増築がある場合は、増築部分分かるように図示し、増築部分の着工時期を記載してください。
- ◇ 耐震改修工事完了までには是正が必要な場合は、是正（撤去）範囲及び方法を記載してください。
- ◇ 地階がある場合は、地階となることが確認できる図面等（平均地盤面の算定図及び算定式、地階の判定図等）が別途必要です。

## ● 立面図

- ◇ 東西南北の4方面全て提出してください。
- ◇ 道路斜線及び高度地区の斜線及び検討式を記載してください。
- ◇ 道路斜線及び高度地区の検討距離を記載してください。
- ◇ 階高、軒高、最高高さ及び屋根勾配を記載してください。
- ◇ 道路境界線、隣地境界線、道路幅員等を記載してください。
- ◇ 耐震改修工事完了までに是正が必要な場合は、是正（撤去）範囲及び方法を記載してください。
- ◇ 平均地盤面を算定した場合は、平均地盤面を記載してください。

## ★ 断面図

- ◇ スキップフロア等の特殊な構造の場合や、建物に影響のある擁壁やがけ等がある場合に提出してください。
- ◇ スキップフロアの場合は、それぞれの階高を全て記載してください。
- ◇ がけの状況、高低差、擁壁の仕様、安息角等を記載してください。

## ● 求積図・求積表（建築物及び敷地）

- ◇ 物置、カーポート、地下車庫、ベランダ、バルコニー、テラス、小屋裏物置及び出窓等は、高さ、柱位置、開放性、平均地盤面等を確認し、建築面積及び延べ面積が正確に計算されているかを確認してください。
- ◇ 「神奈川県建築基準法取扱基準一面積、高さ、階数等の算定方法一」及び「横浜市建築基準法取扱基準集」を参考にしてください。
- ◇ 昭和56年6月1日以降に着工した増築部分がある場合は、昭和56年5月31日までに着工した部分と、昭和56年6月1日以降に着工した部分の延べ面積を記載してください。
- ◇ 建築物概要書の「4 容積率・建ぺい率」と不整合のないようにしてください。

## ★ その他補助対象建築物であることを確認するために必要な図面

- ◇ 必要事項が記載されていないために審査が行えない場合には、再度、市から設計者に図面等の提出を求め、提出があつてから審査を開始することとなりますので、そのようなことがないように注意してください。

## ★⑩ 位置指定図の写し・開発登録簿の写し等

- ◇ 補助対象建築物の建築敷地が建築基準法第42条第1項第5号道路（位置指定道路）に接している場合は、指定幅員及び建築敷地の場所が分かるように位置指定図の写しを提出してください。
- ◇ 補助対象建築物の建築敷地が建築基準法第42条第1項第2号道路のうち都市計画法の開発許可による道路に接している場合は、開発道路幅員及び建築敷地の場所が分かるように開発登録簿の写しを提出してください。
- ◇ 位置指定図の写し及び開発登録簿の写しは、横浜市建築局建築情報課で取得できます。

## ★⑳ 狭あい道路拡幅整備事業の協議書の写し（協議済のもの）及び狭あい道路敷実測図の写し

- ◇ 狭あい道路の整備促進路線に指定されている場合は、事前に横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当との協議を済ませ、「協議書の写し（協議済のもの）」及び「狭あい道路敷実測図の写し（測量を行った場合）」を提出してください。

## ★㉑ 2項道路の道路後退線の位置を確認できる資料

- ◇ 補助対象建築物の建築敷地が建築基準法第42条第2項道路に接している場合は、2項道路の道路後退線の位置を確認できる資料を提出してください。ただし、㉑の「狭あい道路拡幅整備事業の協議書の写し（協議済のもの）及び狭あい道路敷実測図の写し」を提出する場合には、原則として提出の必要はありません。
- ◇ 資料としては、建築計画概要書（補助対象建築物及び周囲の建築物の道路後退線を確認：横浜市建築局建築情報課で発行）、建築確認申請台帳記載証明書（検査済証取得の有無：横浜市建築局建築情報課で発行）、「道路区域線図（公道の区域を確認：市ホームページで閲覧・道路局道路調査課で発行）」、「道水路等境界明示図・復元図（公道の区域を確認：各土木事務所で発行）」等があります。

## ★㉒ 建築敷地を確認できる資料

- ◇ 「敷地面積」及び「敷地形状」の現況が、新築当時の確認申請時、又は、最後の増築の確認申請時と異なる場合は、建築敷地の設定の根拠となる資料（面積、形状及び土地の所有者が確認できるもの）を提出してください。
- ◇ 資料としては、建築計画概要書（補助対象建築物及び隣地の建築物の敷地面積及び敷地形状の確認：横浜市建築局建築情報課で発行）、建築確認申請台帳記載証明書（検査済証取得の有無：横浜市建築局建築情報課で発行）、土地の登記事項証明書（登記された土地の面積の確認、土地の所有者の確認）、公図の写し（土地（筆）の位置の確認）、地積測量図（登記された土地の面積及び形状の確認）等があります。
- ◇ 「建築敷地」が増加した部分の土地の所有者が、申請者ではない場合は、土地使用承諾書等の書類を提出していただく場合があります。

## ㉓ 建築確認通知書（確認済証）の写し又は建築確認申請台帳記載証明書

- ◇ 補助対象建築物の新築時及び増築時の建築確認通知書（確認済証）の写しを提出してください。
- ◇ 建築確認通知書（確認済証）に添付された図面（副本）の写しも提出してください。
- ◇ 検査済証がある場合は、検査済証の写しも提出してください。
- ◇ 建築確認通知書（確認済証）を紛失している場合は、「建築確認申請台帳記載証明（横浜市建築局建築情報課で発行）」を提出してください。

## ★㉔ 新築時・増築時・リフォーム工事時の図面一式

- ◇ 建築確認通知書（確認済証）に添付された図面（副本）以外に新築時・増築時・リフォーム工

事時の図面がある場合は提出してください。

- ◇ 図面以外にも壁の仕様等が確認できる書類がある場合には提出してください。

## ②⑥ 現況写真（建築物外観、道路、敷地、外構（塀・擁壁等）等の状況が分かるもの）

- ◇ 敷地の周囲、建築物の外観（四方面全て）及び敷地内のその他の建築物・工作物の状況が分かる写真を提出してください。
- ◇ 建築基準法 42 条第 1 項第 1 号以外の道路は、道路（法第 43 条ただし書き空地を含む）の幅員が分かるように、メジャーテープを当てた写真（近景及び遠景）を提出してください。
- ◇ 敷地内通路がある場合は、その幅員及び延長が分かるように、メジャーテープを当てた写真（近景・遠景）を提出してください。

## ★②⑦ 木造住宅の耐震診断報告書の写し

- ◇ 市の耐震診断を受診している場合は、木造住宅の耐震診断報告書の写し（プランニングシート、計算書等を含む全て）を提出してください。
- ◇ 設計者が行う、精密診断法による耐震診断の報告書は、【補強工事】計画承認申請の際に提出してください。

## ★②⑧ その他、市長が必要と認める書類

- ◇ 耐震改修を行おうとする木造住宅が耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項又は同法第 7 条第 3 号に掲げる建築物（耐震診断が義務付けされる建築物）に該当する場合で、かつ、登録事業者が本事業に基づく木造住宅の設計を行う場合は、当該事業の代表となる設計者が、耐震改修促進法施行規則第 5 条第 1 号又は第 2 号に該当する建築士であることを証する書類として、建築士免許証の写し及び国土交通大臣の認定がある講習会（※）を受講した際の受講証の写しを提出してください。

※ 「登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に係る認定について（技術的助言）（平成 26 年 2 月 10 日国住指第 3842 号）」を参照してください。

なお、木造住宅については、一般財団法人日本建築防災協会が平成 16 年度以降に実施した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」等が国土交通大臣の認定がある講習会が該当します。

- ◇ 補助対象建築物及び補助対象者であることを確認するために、その他の資料の提出が必要となる場合があります。

## ②⑨ 【耐震設計】チェックリスト

- ◇ P. 92 のチェックリストに、チェックしたものを提出してください。
- ◇ チェック内容を確認し、建築物が建築基準関係法令等に適合しているかを確認してください。



### 3 【補強工事】計画承認申請書類一覧

【補強工事】計画承認申請に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

詳細については、次項の「4 【補強工事】計画承認申請書類の詳細事項」を確認してください。

番号	書類名	必ず提出	場合により提出	様式	記入要領
①	【補強工事】計画承認申請書（第3号様式）	○		有	P. 123
②	提出書類チェックリスト（【補強工事】計画承認申請）	○		有	
③	一時登録申請書類一式		○	一部有	
④	誓約書		○	有	
⑤	建築物概要書	○		有	
⑥	プランニングシート （耐力壁工事・基礎伏図・屋根伏図）	○ (耐力壁工事)	○ (基礎伏図・屋根伏図)	有	
⑦	耐震補強説明書・数量表	○ (耐力壁工事)	○ (耐力壁工事以外)	有	
⑧	補助予定額算出シート	○		有	P. 125
⑨	案内図・配置図・平面図・立面図・断面図・求積図・求積表		○		
⑩	現地調査シート	○		有	
⑪	精密診断法による耐震診断の計算書（現況・補強計画）	○			
⑫	保有耐力診断書・補強効果判定書（現況・補強計画）	○		有	
⑬	現況写真（工事箇所番号ごと、写真位置も添付）	○			
⑭	現況の精密診断法による耐震診断の根拠資料	○			
⑮	特殊な工法の資料		○		
⑯	地盤調査資料の写し		○		
⑰	確認済証の写し		○		
⑱	工事費の見積書（施工事業者作成の見積書を添付）	○		有 (参考)	P. 126
⑲	【耐震設計】計画承認通知書（第2号様式）の写し	○			
⑳	設計契約書の写し	○			
㉑	その他、市長が必要と認める書類		○		
㉒	【補強工事】チェックリスト	○		有	

## 4 【補強工事】計画承認申請書類の詳細事項

【補強工事】計画承認申請に必要な書類の詳細については以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

なお、★印があるものは、各項目に記載されている事項に該当する場合に必要となります。

### ① 【補強工事】計画承認申請書（第3号様式）【記入要領P. 123】

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 第2面の「建築物本体延べ面積」と、建築物概要書の「(D)のうち建築物本体延べ面積」の計画（工事完了後）の面積は同じになりますので、不整合のないようにしてください。また、記入方法についてP. 37を参照してください。
- ◇ 第2面の「代表となる設計者 資格・氏名」には申請者が本事業に係る手続きを委任する建築士の資格及び氏名を記入してください。  
なお、この欄に記入する資格・氏名と、委任状の「委任する者（代表となる設計者） 資格・氏名」に記入する資格・氏名は同一となります。
- ◇ 「代表となる設計者」以外に担当者がある場合は、第2面の「その他の担当者氏名」に当該担当者の氏名を記入してください。
- ◇ 第2面の「工事費予定額」及び「①のうち補強工事費予定額」が工事費の見積書と不整合のないようにしてください。
- ◇ 第2面の「①のうち補強工事費予定額」及び「補助上限単価の積算額」が、補助予定額算出シートと不整合のないようにしてください。

### ② 提出書類チェックリスト（【補強工事】計画承認申請）

- ◇ チェックリストを使用し、書類の不足がないことを確認してから提出してください。

### ★③ 一時登録申請書類一式

- ◇ 登録事業者でない、事業者が施工を行う場合に、施工区分の一時登録申請書一式の提出が必要です。ただし、【耐震設計】計画承認申請の際に、既に提出している場合には、提出する必要はありません。
- ◇ 一時登録申請書一式の詳細については、P. 27を参照してください。

### ★④ 誓約書

- ◇ 【耐震設計】計画承認申請時より、現況及び計画の図面が変更になったことにより、耐震改修工事完了の報告までに市長に報告が必要な事項（P. 43の「誓約書の提出が必要な場合」を参照）が新たに発生した場合は、「誓約書その1」を提出してください。
- ◇ やむを得ない理由により、精密診断法1による現地調査が十分ではない場合（目視調査ができない箇所がある場合、かつ、信頼できる図面又は新築当時の施工写真等がない場合等）は、現況の建築物の上部構造評点が正確に把握できないほか、実施する工事が補助対象となるか判断ができないため、耐震改修工事着手後、改めて当該建築物の現況（工事着手前の状況）を詳細に調査し、耐震改修工事完了の報告までに市長に報告する必要があります（現況の精密診断法による計算書が変更となる場合は、計画変更の手続きが必要となります。）。この場合は、「誓約書その1」

の提出が必要です。「誓約書その1」の「その他市長が報告を求めるもの」に「工事着手後に行う、当該建築物の現況の精密診断法1による耐震診断の結果」と記入し、当該欄の左の欄に○をつけてください。

### ⑤ 建築物概要書

- ◇ 【耐震設計】計画承認申請と同様に記入してください（【耐震設計】計画承認申請時に記載した事項から変更してもかまいません）。

### ⑥ プランニングシート（耐力壁工事・基礎伏図・屋根伏図）

- ◇ プランニングシートには以下に記載された事項のみを記載し、それ以外の情報は市から記載を求めた場合を除き記載しないでください（本事業用の図面として作成してください。）。

なお、プランニングシート以外に図面が必要と設計者（工事監理者）が判断する場合は、別途図面を作成してください。ただし、原則としてプランニングシート以外の耐震補強工事に係る図面は提出不要です（補助対象建築物であることを確認するための図面等又は市から提出を求めた図面等を除きます）。

#### 【プランニングシート（耐力壁工事）の作成方法】

以下の手順で作成してください。

- 1 市の様式、設計者が作成した図面又は木造住宅耐震診断プログラム（計算ソフト）から出力された図面を用意してください。用紙はA4又はA3サイズとします。

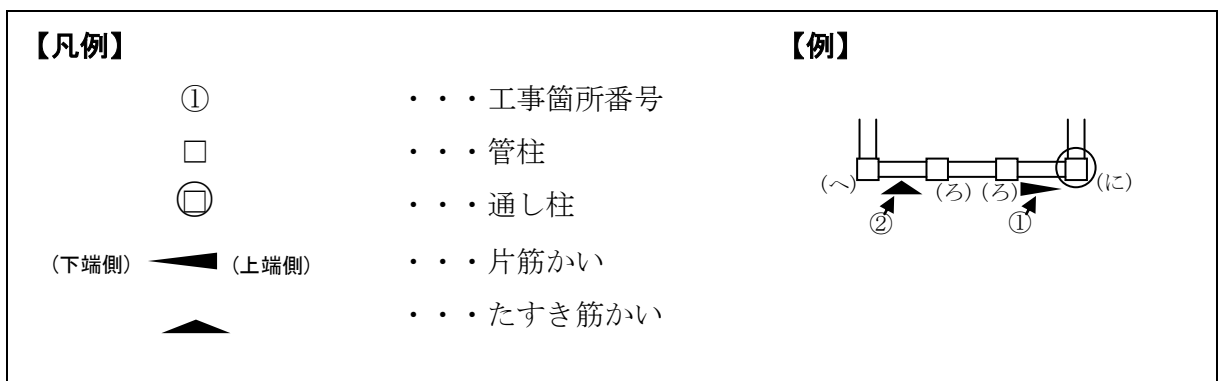
なお、設計者が作成した図面又は計算ソフト出力図面を使用する場合も、下記の2及び3以外の情報は記載しないようにしてください。

- 2 耐力壁工事を行う箇所（柱間ごと）に工事箇所番号を凡例に従い、矢印付きで記載してください。ここで番号を記載した側（矢印で指示した側）が耐震補強説明書（耐力壁工事）の壁Aに該当します。（他の工事箇所番号と重複しないようにしてください。）

なお、設備工事（配管移設・復旧）には工事箇所番号を付番する必要はありません。

- ※ 通常は、補助対象工事のみに工事箇所番号を記載しますが、補助対象外工事であっても、構造耐力上重要なものは工事箇所番号を記載してください。この場合、補助対象外のものであっても、補強説明書の作成をしてください。

【例】補助対象外の間取りの変更による新設壁のうち、構造用合板や筋かいを設置するもの



3 プランニングシート（耐力壁工事）には工事箇所番号のほか、以下の内容を凡例に従って記載してください。

・ 平面図（間取り）

※ 木造住宅耐震診断プログラム（計算ソフト）から出力された計算書の平面図と、プランニングシートの通り芯番号の付番及び位置をそろえてください。

・ 室名

・ 通し柱の位置（通し柱の管柱の別）

・ 筋かい（片筋かいは向きまで記載し、寸法及び現況・新設の区別は記載しない。）

・ 設置する柱頭・柱脚金物（柱頭と柱脚で金物が異なる場合は分かるように両方記載）

※ 計算書との整合に注意してください。

※ 柱頭・柱脚金物は、平成12年建設省告示第1460号表三の呼称（いろはにほへと・・・）での記載、一般名称（かすがい打、CPL、CPT・VP、羽子板ボルト・短冊金物（スクリュー釘なし）、羽子板ボルト・短冊金物（スクリュー釘なし）、HD-B10、HD-B15・・・）での記載又は具体的名称（製品名）で記載をしてください。（製品名で記載する場合には、当該製品のカタログ（Zマーク表示金物、同等認定金物、性能認定品の金物、性能試験済みの金物の別及び許容（基準）引抜耐力が分かるもの）を添付してください。）

・ 補助対象とする設備工事（配管移設・復旧）の位置（補助対象である耐力壁工事箇所を縦断・横断又は貫通するもの）（必要に応じて配管図）

上記及び工事箇所番号以外の壁仕様等の情報は記載しないでください（市から記載を求め場合を除きます）。

### 【プランニングシート（基礎伏図）の作成方法】

基礎工事を行う場合に以下の手順で作成してください。

1 市の様式を使用するか、設計者が図面を作成してください。

2 基礎の仕様ごとに凡例を作成してください。

3 現況の基礎位置を基礎形式ごとに記載してください。

4 補強する基礎位置を基礎形式ごとに記載してください。

5 補強する基礎の位置又は基礎形式ごとに工事箇所番号を記載してください（他の工事箇所番号と重複しないようにしてください。）。

6 補強する布基礎の施工長さ（柱芯での長さとします。）を記載してください。また、ベタ基礎での補強の場合は、ベタ基礎の施工面積（柱芯での面積とします。）を記載してください。

なお、施工延長（施工面積）は、耐震補強説明書及び数量表との不整合がないようにしてください。

7 補助対象とする設備工事（配管移設・復旧）がある場合で、かつ、当該設備が補助対象である基礎工事箇所を縦断・横断又は貫通する場合は、当該設備工事（配管移設・復旧）の位置を記載してください。（必要に応じて配管図）

## 【プランニングシート（屋根伏図）の作成方法】

屋根の軽量化又は2階の減築を行う場合に以下の手順で作成してください。

- 1 市の様式を使用するか、設計者が図面を作成してください。  
なお、屋根の形状（大きさ又は勾配等）が現況と計画で異なる場合は、現況のプランニングシートと計画のプランニングシートをそれぞれ作成してください。
- 2 屋根の仕様ごとに凡例を作成してください。
- 3 現況の屋根を仕様ごとに記載してください。
- 4 葺替え又は新設する屋根を仕様ごとに記載し、寸法を記載してください。
- 5 葺替え又は新設する屋根の箇所又は仕様ごとに工事箇所番号を記載してください。（他の工事箇所番号と重複しないようにしてください。）
- 6 補助対象となる屋根の葺替え工事（2階を減築する箇所に設置する1階の屋根の新設工事を含ま）の施工面積の算定式を記載してください。施工面積は水平投影面積ではなく、実長に基づく面積です。

## ⑦ 耐震補強説明書・数量表

- ◇ 市様式は Excel 形式で作成されており、パソコン上で作成するタイプの様式（パソコン入力専用様式）と、手書きで記入するタイプの様式（手書き専用様式）と2通りのものがあります。

このうち、パソコン入力専用様式は、耐震補強説明書に入力する部分の多くが選択（プルダウン）で入力できるほか、耐震補強説明書を作成すれば、自動的に数量表が入力され、またその数量が補助金予定額算出シートに自動入力されるようになっています。

書類間の不整合を防ぎ、書類の作成及び審査の省力化を図るためにも、できる限りパソコン入力専用様式を使用するようにしてください。

なお、パソコン入力専用様式を使用する際には、保護されているセル（入力できないように設定されている部分）には入力を行わないでください。また、印刷後の手書き等での修正は行わないでください。

- ◇ パソコン入力専用様式と手書き専用様式は併用できません。
- ◇ パソコン入力専用様式を用いる場合は、提出を行うシートを同時に一括して印刷をしてください。これは変更の手続きを行う場合に、入力に変更がないシートがある場合も同様です。
- ◇ 耐力壁工事の耐震補強説明書はA3サイズで出力してください。
- ◇ 適用される補助限度額によって様式が異なりますので注意してください。
- ◇ パソコン入力専用様式の場合は、補強箇所及び補強方法の変更等を行う場合に、変更の前の Excel ファイルが残っていると、変更の書類が早く作成できますので、工事完了までは入力したファイルを保存しておいてください。
- ◇ 補助対象工事については、全てのものについて耐震補強説明書の作成が必要です。また、補助対象外工事であっても、構造耐力上重要なものは、補助対象外として耐震補強説明書を作成してください。
- ◇ 耐震補強説明書及び数量表は以下のように作成してください。

## 【耐震補強説明書・数量表の作成方法（パソコン入力専用様式の場合）】

### ● 耐震補強説明書・数量表（耐力壁工事）の作成方法

以下の手順で作成してください。

- 1 耐力壁工事の耐震補強説明書（パソコン入力専用様式）は、A3サイズで1枚に20箇所の耐力壁工事が入力できるようになっています。プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号に応じて、様式の左上に記載されている「工事箇所番号1～20」、「工事箇所番号21～40」及び「工事箇所番号41～60」の様式を使用してください。
- 2 プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号ごとに「補助上限単価区分（耐力壁工事及び建具取替え）、長さ、現況面材撤去、面材仕様、現況軸組撤去、筋かい金物新設、軸組仕様、基準耐力、剛性、基準耐力合計及び剛性合計」を入力してください。
- 3 「補助上限単価区分」の「耐力壁工事（階）」は、「1階片面補強、1階両面補強、1階新設、1階壁四隅補強、2階片面補強、2階両面補強、2階新設、2階壁四隅補強、1階対象外、2階対象外」から該当するもの1つを選んで入力してください。

なお、単価区分については、P. 19を参照し、間違いのないようにしてください。

- 4 「補助上限単価区分」の「建具取替」は、外壁の耐力壁新設工事に伴う補助対象とできる建具取替え工事（詳しくは、P. 19を参照）がある場合に、「腰窓、掃出窓、玄関」から取替え具の建具に該当するものを1つ選択入力してください。

なお、補助対象とできる建具取替え工事がない場合は、「無」を選択してください。

- 5 「長さ」には、耐力壁の長さ（柱間）を入力ください。入力する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。また、単位は入力不要です。
- 6 壁の仕様等については、「壁A」、「筋かい等」及び「壁B」に入力を行います。が、「壁A」にはプランニングシート（耐力壁工事）で番号を記載した側（矢印で指示した側）の壁の入力を行ってください。

- 7 「現況面材撤去」については、当該現況面材の撤去の有無を入力してください。また、「**現況軸組**」については、現況軸組（筋かい等）がない場合は「無」を、現況軸組（筋かい等）を残す場合には「存置」を、現況軸組（設置状況が良好である筋かい等）を撤去する場合は「撤去」を、設置状況が不良である筋かいを取替える場合は「不良」を選んで入力してください。

- 8 「面材仕様」には「面材名、張り方（大壁、受材（真壁）、胴縁、胴貫）、面材の厚さ、打ち方（四周打ち、川の字打ち）、釘ピッチ」を入力してください。P. 104に記載された壁仕様については、選択入力ができるようになっており、「基準耐力」及び「剛性」が自動的に入力されるようになっています。

厚さ及び釘ピッチの単位は（mm）とし、単位は省略して入力してかまいません。また、モルタル塗り壁の場合は下地まで入力し、特殊な工法の場合は工法名だけでなく、詳細な仕様まで入力してください。

なお、「耐力評価を行うもの」又は「軸組に直接施工するもの（されているもの）」を入力し、計算書と不整合のないようにしてください。

- 9 「軸組仕様」には、筋かいの場合には「片筋かい・たすき筋かいの別、寸法、筋かい金物

の有無」を入力し、土塗り壁の場合には厚さまで入力してください。P.104 に記載された壁仕様については、選択入力ができるようになっており、「基準耐力」及び「剛性」が自動的に入力されるようになっています。

厚さの単位は (mm) とし、単位は省略して入力してかまいません。また、特殊な工法の場合は工法名だけでなく、詳細な仕様まで入力してください。

なお、「耐力評価を行うもの」又は「施工するもの」を入力し（設置不良の筋かいは入力不要）、計算書と不整合のないようにしてください。

- 10 「**基準耐力**」及び「**剛性**」には、各面材仕様及び軸組仕様の「基準耐力」及び「剛性」を入力してください。また、単位は入力不要です。

なお、P.104 に記載された壁仕様については、自動的に入力されるようになっています。

- 11 「**基準耐力合計**」及び「**剛性合計**」には、壁A、筋かい等、壁Bの「基準耐力」及び「剛性」の合計が自動的に入力されます。ただし、「基準耐力」の合計が 14kN/mを超える場合は、自動的に「14」と入力されます。

- 12 「**数量表**」には、入力された耐力壁工事及び建具取替えの数量が自動的に入力されます。

#### ● 耐震補強説明書・数量表（基礎工事）の作成方法

以下の手順で作成してください。

- 1 プランニングシート（基礎伏図）に記載した工事箇所番号ごとに「工事箇所番号、補助上限単価区分、施工長さ、施工面積、現況基礎形式、計画基礎形式（補強方法）」を入力してください。

- 2 「**工事箇所番号**」には、プランニングシート（基礎伏図）に記載した工事箇所番号を入力してください。

- 3 「**補助上限単価区分**」には「布基礎新設・補強、ベタ基礎新設・補強、対象外」から該当するもの1つを選んで入力してください。

なお、玉石基礎及び束基礎の根固め施工の場合及び特殊な工法の場合は「布基礎新設・補強」と入力してください。

- 4 「**施工長さ**」には、布基礎、基礎根固め及び特殊な工法での補強工事を行う場合に、壁芯での施工長さを入力してください。入力する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。また、単位は入力不要です。

なお、プランニングシート（基礎工事）に記載した施工長さと不整合のないようにしてください。

- 5 「**施工面積**」には、ベタ基礎での補強工事を行う場合に、施工面積を入力してください。入力する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。単位は入力不要です。

なお、プランニングシート（基礎工事）に記載した施工面積と不整合のないようにしてください。

- 6 「**現況基礎形式**」には現況の基礎形式を、「**計画基礎形式（補強方法）**」には計画の基礎形式（補強方法）を入力してください。一般的な基礎形式（補強方法）については選択入力ができるようになっています。また、特殊な工法の場合は、工法名だけでなく、詳細な仕様

まで入力してください。

なお、プランニングシート（基礎工事）に記載した基礎形式と不整合のないようにしてください。

- 7 「数量表」には、入力された基礎工事の数量が自動的に入力されます。

#### ● 耐震補強説明書・数量表（屋根工事）の作成方法

以下の手順で作成してください。

- 1 プランニングシート（屋根伏図）に記載した工事箇所番号ごとに「工事箇所番号、葺き替え工事・2階減築工事、施工面積、現況屋根葺き材名、計画屋根葺き材名」を入力してください。
- 2 「工事箇所番号」には、プランニングシート（屋根伏図）に記載した工事箇所番号を入力してください。
- 3 「葺き替え工事・2階減築工事」には「葺き替え工事、2階減築工事、補助対象外」から該当するもの1つを選んで入力してください。
- 4 「施工面積」には、「葺き替え工事」の場合は、葺き替えを行う面積を水平投射面積ではなく、計画の実長に基づく面積を入力してください。また、「2階減築工事」の場合は、現況の2階屋根の水平投射と、計画の1階屋根の水平投射が重なる部分の、計画の実長に基づく面積（水平投射面積ではない）を入力してください。入力する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。また、単位は入力不要です。  
なお、プランニングシート（屋根伏図）に記載した施工面積と不整合のないようにしてください。
- 5 「現況屋根葺き材」には現況の屋根葺き材を、「計画屋根葺き材」には計画の屋根葺き材を入力してください。  
なお、土葺きの場合は、「屋根葺き材名」＋「土葺き」と入力してください。
- 6 「数量表」には、入力された屋根工事の数量が自動的に入力されます。

#### ● 耐震補強説明書・数量表（設備工事（配管移設・復旧））の作成方法

以下の手順で作成してください。

- 1 設備工事（配管移設・移設）については、プランニングシートに工事箇所番号を記載しないため、補助対象とする設備工事（給水管、給湯管、排水管、ガス管）ごとに耐震補強説明書に入力してください。  
なお、補助対象とする設備工事（給水管、給湯管、排水管、ガス管）はプランニングシート（耐力壁工事）に記載する必要があるほか、当該設備工事が必要であることが確認できる写真等の資料の提出が必要となります。
- 2 「設備種類」には、「給水管、給湯管、排水管、ガス管」の中から補助対象とする設備工事を1つを選んで入力してください。  
なお、補助対象である耐力壁及び基礎部分を設備管（給水管、給湯管、排水管、ガス管）が貫通、横断、縦断している場合に補助上限単価の積算額に算入できます（詳しくは、P. 20



を参照)。設備管の1つの貫通ごと、1つの縦断・横断ごとに入力してください。(1つの設備管が複数の耐力壁又は基礎を縦断・横断している場合も1行で入力してください。)

- 3 「**設備管が貫通する補助対象工事箇所番号**」には、設備管が貫通する補助対象である耐力壁及び基礎の工事箇所番号を入力してください(貫通ではなく、縦断又は横断の場合は入力不要)。

なお、設備管の1つの貫通ごとに入力するので、工事箇所番号は1つのみ入力してください。

- 4 「**設備管が縦断・横断する補助対象工事箇所番号**」には、設備管が縦断又は横断する補助対象である耐力壁又は基礎の工事箇所番号を入力してください(縦断又は横断ではなく、貫通の場合は入力不要)。

なお、1つの設備管が複数の耐力壁又は基礎を縦断又は横断している場合は、縦断又は横断する全ての補助対象工事箇所番号を入力してください。

- 5 「**数量表**」には、入力された設備工事(配管移設・復旧)の数量が自動的に入力されます。

#### ● **耐震補強説明書・数量表(その他工事)の作成方法**

以下の手順で作成してください。

- 1 その他工事とは、「補助対象工事のうち、市の補助上限単価がないもの(詳しくは、P. 20を参照)」のことをいい、その工事の種類ごとに入力してください。その他工事を補助対象にする場合は、耐震補強説明書のほか、当該工事の施工箇所・施工方法等を示した図面等を作成し、工事箇所番号を付番してください。

また、その他工事が必要と分かる資料を提出してください。例として、「床剛性を向上させるための補強工事」の場合は、現在の床仕様が分かる写真等、「腐朽部材(土台、柱、梁)の撤去・入れ替え工事」の場合は、腐朽部材の写真等が必要となります。

- 2 「**工事箇所番号**」には、1で作成した図面等に付番した工事箇所番号を入力してください。

- 3 「**工事名**」には、その他工事の名称を「○○○○工事」となるように入力してください。

なお、ここに入力した工事名は、自動的に補助予定額算出シートに転記されます。

- 4 「**工事目的・方法**」には、その他工事の目的とその方法について入力してください。

- 5 「**見積金額**」には、見積書のうち、補助対象とする「その他工事」の見積り金額(税込)を転記してください。単位は入力不要です。

なお、補助対象とするその他工事の見積りは1式計上ではなく、材料・大工手間等の数量及び単価まで明記してください。また、その他工事のうち、どこまでが補助対象とできるかP. 17以降を参照するほか、市に確認してください。

#### 【**耐震補強説明書・数量表の作成方法(手書き専用様式の場合)**】

##### ● **耐震補強説明書・数量表(耐力壁工事)の作成方法**

以下の手順で作成してください。

- 1 耐力壁工事の耐震補強説明書(手書き専用様式)は、A3サイズで1枚に10箇所の耐力壁

工事が記入できるようになっています。プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号の数に応じて、必要枚数を印刷して作成してください。

なお、手書き専用様式の場合、耐力壁工事のみ耐震補強説明書と数量表が別紙になっています。

2 プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号ごとに「工事箇所番号、補助上限単価区分（階、耐力壁工事及び建具取替え）、長さ、現況面材撤去、面材仕様、現況軸組撤去、筋かい金物新設、軸組仕様、基準耐力、剛性、基準耐力合計及び剛性合計」を記入してください。

3 「工事箇所番号」にはプランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号を記入し、「階」は当該工事を行う階を○で囲んでください。

4 「補助上限単価区分」の「耐力壁工事」は、「階片面補強、両面補強、新設、壁四隅補強、階対象外」から該当するもの1つを選んで○で囲んでください。

なお、単価区分については、P. 19を参照し、間違いのないようにしてください。

5 「補助上限単価区分」の「建具取替」は、外壁の耐力壁新設工事に伴う補助対象とできる建具取替え工事（詳しくは、P. 19を参照）がある場合に、「腰窓、掃出窓、玄関」から取替え具の建具に該当するものを1つを選んで○で囲んでください。

なお、補助対象とできる建具取替え工事がない場合は、「無」を○で囲んでください。

6 「長さ」には、耐力壁の長さ（柱間）をP単位（ $1P=0.91m$ ）で記入してください。ただし、P単位で記入しようとする場合、端数が出る場合は、m単位で記入してください。記入する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。また、単位は記入不要です。

7 壁の仕様等については、「壁A」、「筋かい等」及び「壁B」に記入を行います。壁Aにはプランニングシート（耐力壁工事）で番号を記載した側（矢印で指示した側）の壁の記入を行ってください。

8 「現況面材撤去」については、当該現況面材の撤去の有無について該当する方を○で囲んでください。また、「現況軸組」については、現況軸組（筋かい等）がない場合は「無」を、現況軸組（筋かい等）を残す場合には「存置」を、現況軸組（設置状況が良好である筋かい等）を撤去する場合は「撤去」を、設置状況が不良である筋かいを取替える場合は「不良」を選んで○で囲んでください。

9 「面材仕様」には「面材名、張り方（大壁、受材（真壁）、胴縁、胴貫）、面材の厚さ、打ち方（四周打ち、川の字打ち）、釘ピッチ」を記入してください。厚さ及び釘ピッチの単位は（mm）とし、単位は省略して記入してかまいません。また、モルタル塗り壁の場合は下地まで記入し、特殊な工法の場合は工法名だけでなく、詳細な仕様まで記入してください。

なお、「耐力評価を行うもの」又は「軸組に直接施工するもの（されているもの）」を記入し、計算書と不整合のないようにしてください。

10 「軸組仕様」には、筋かいの場合には「片筋かい・たすき筋かいの別、寸法、筋かい金物の有無」を記入し、土塗り壁の場合には厚さまで記入してください。厚さの単位は（mm）とし、単位は省略して記入してかまいません。また、特殊な工法の場合は工法名だけでなく、詳細な仕様まで記入してください。

なお、「耐力評価を行うもの」又は「施工するもの」を記入し（設置不良の筋かいは記入不要）、計算書と不整合のないようにしてください。

- 11 「**基準耐力**」及び「**剛性**」には、各面材仕様及び軸組仕様の「基準耐力」及び「剛性」を記入してください。また、単位は記入不要です。
- 12 「**基準耐力合計**」及び「**剛性合計**」には、壁A、筋かい等、壁Bの「基準耐力」及び「剛性」の合計が自動的に記入されます。ただし、「基準耐力」の合計が14kN/mを超える場合は、「14」と記入してください。
- 13 「**数量表**」は、耐震補強説明書とは別紙になっています。耐震補強説明書（耐力壁工事）の「工事箇所番号」及び「補助単価区分（階及び耐力壁工事）」ごとに、「長さ」に記入した数量をそのまま「数量表」に書き写してください。書き写したら、「1階新設・両面補強、1階片面補強、2階新設・両面補強、2階片面補強、壁四隅補強」ごとの合計を記入してください。記入する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。

なお、0.91mモジュールでない場合は、Pのm換算数値を修正して使用してください。（0.909mモジュールの場合は、 $1 P = 0.909m$ としてください。）

#### ● 耐震補強説明書・数量表（基礎工事）の作成方法

以下の手順で作成してください。

- 1 プランニングシート（基礎伏図）に記載した工事箇所番号ごとに「工事箇所番号、補助上限単価区分、施工長さ、施工面積、現況基礎形式、計画基礎形式（補強方法）」を記入してください。
- 2 「**工事箇所番号**」には、プランニングシート（基礎伏図）に記載した工事箇所番号を記入してください。
- 3 「**補助上限単価区分**」には「布基礎新設・補強、ベタ基礎新設・補強、対象外」から該当するもの1つを選んで○で囲んでください。

なお、玉石基礎及び束基礎の根固め施工の場合及び特殊な工法の場合は「布基礎新設・補強」を○で囲んでください。

- 4 「**施工長さ**」には、布基礎、基礎根固め及び特殊な工法での補強工事を行う場合に、壁芯での施工長さを記入してください。記入する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。また、単位は記入不要です。

なお、プランニングシート（基礎工事）に記載した施工長さと不整合のないようにしてください。

- 5 「**施工面積**」には、ベタ基礎での補強工事を行う場合に、施工面積を記入してください。記入する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。単位は記入不要です。

なお、プランニングシート（基礎工事）に記載した施工面積と不整合のないようにしてください。

- 6 「**現況基礎形式**」には現況の基礎形式を、「**計画基礎形式（補強方法）**」には計画の基礎形式（補強方法）を記入してください。また、特殊な工法の場合は、工法名だけでなく、詳細な仕様まで記入してください。

なお、プランニングシート（基礎工事）に記載した基礎形式と不整合のないようにしてください。

- 7 「数量表」の「布基礎新設・補強」には「施工長さ」に記入した数量の合計を、「ベタ基礎新設・補強」には「施工面積」に記入した数量の合計を記入してください。記入する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。

### ● 耐震補強説明書・数量表（屋根工事）の作成方法

以下の手順で作成してください。

- 1 プランニングシート（屋根伏図）に記載した工事箇所番号ごとに「工事箇所番号、葺き替え工事・2階減築工事、施工面積、現況屋根葺き材名、計画屋根葺き材名」を記入してください。
- 2 「工事箇所番号」には、プランニングシート（屋根伏図）に記載した工事箇所番号を記入してください。
- 3 「葺き替え工事・2階減築工事」には「葺き替え工事、2階減築工事、補助対象外」から該当するもの1つを選んで○で囲んでください。
- 4 「施工面積」には、「葺き替え工事」の場合は、葺き替えを行う面積を水平投射面積ではなく、計画の実長に基づく面積を記入してください。また、「2階減築工事」の場合は、現況の2階屋根の水平投射と、計画の1階屋根の水平投射が重なる部分の、計画の実長に基づく面積（水平投射面積ではない）を記入してください。記入する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。また、単位は記入不要です。

なお、プランニングシート（屋根伏図）に記載した施工面積と不整合のないようにしてください。

- 5 「現況屋根葺き材」には現況の屋根葺き材を、「計画屋根葺き材」には計画の屋根葺き材を記入してください。

なお、土葺きの場合は、「屋根葺き材名」＋「土葺き」と記入してください。

- 6 「数量表」には、「施工面積」に記入した数量合計を記入してください。記入する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。

### ● 耐震補強説明書・数量表（配管移設・復旧）の作成方法

以下の手順で作成してください。

- 1 設備工事（配管移設・移設）については、プランニングシートに工事箇所番号を記載しないため、補助対象とする設備工事（給水管、給湯管、排水管、ガス管）ごとに耐震補強説明書に記入してください。

なお、補助対象とする設備工事（給水管、給湯管、排水管、ガス管）はプランニングシート（耐力壁工事）に記載する必要があるほか、当該設備工事が必要であることが確認できる写真等の資料の提出が必要となります。

- 2 「設備種類」には、「給水管、給湯管、排水管、ガス管」の中から補助対象とする設備工事を1つ選んで○で囲んでください。

なお、補助対象である耐力壁及び基礎部分を設備管（給水管、給湯管、排水管、ガス管）が貫通、横断、縦断している場合に補助上限単価の積算額に算入できます（詳しくは、P. 20を参照）。設備管の1つの貫通ごと、1つの縦断・横断ごとに記入してください。（1つの設備管が複数の耐力壁又は基礎を縦断・横断している場合も1行で記入してください。）

- 3 「**設備管が貫通する補助対象工事箇所番号**」には、設備管が貫通する補助対象である耐力壁及び基礎の工事箇所番号を記入してください（貫通ではなく、縦断又は横断の場合は記入不要）。

なお、設備管の1つの貫通ごとに記入するので、工事箇所番号は1つのみ記入してください。

- 4 「**設備管が縦断・横断する補助対象工事箇所番号**」には、設備管が縦断又は横断する補助対象である耐力壁又は基礎の工事箇所番号を記入してください（縦断又は横断ではなく、貫通の場合は記入不要）。

なお、1つの設備管が複数の耐力壁又は基礎を縦断又は横断している場合は、縦断又は横断する全ての補助対象工事箇所番号を記入してください。

- 5 「**数量表**」には、「**設備種類**」に記入した設備管の数量（記入した行の数）を記入してください。

## ● 耐震補強説明書・数量表（その他工事）の作成方法

以下の手順で作成してください。

- 1 その他工事とは、「補助対象工事のうち、市の補助上限単価がないもの（詳しくは、P. 20を参照）」のことをいい、その工事の種類ごとに記入してください。その他工事を補助対象にする場合は、耐震補強説明書のほか、当該工事の施工箇所・施工方法等を示した図面等を作成し、工事箇所番号を付番してください。

また、その他工事が必要と分かる資料を提出してください。例として、「床剛性を向上させるための補強工事」の場合は、現在の床仕様が分かる写真等、「腐朽部材（土台、柱、梁）の撤去・入れ替え工事」の場合は、腐朽部材の写真等が必要となります。

- 2 「**工事箇所番号**」には、1で作成した図面等に付番した工事箇所番号を記入してください。
- 3 「**工事名**」には、その他工事の名称を「〇〇〇〇工事」となるように記入してください。
- 4 「**工事目的・方法**」には、その他工事の目的とその方法について記入してください。
- 5 「**見積金額**」には、見積書のうち、補助対象とする「その他工事」の見積り金額（税込）を転記してください。単位は記入不要です。

なお、補助対象とするその他工事の見積りは1式計上ではなく、材料・大工手間等の数量及び単価まで明記してください。また、その他工事のうち、どこまでが補助対象とできるかP. 17以降を参照するほか、市に確認してください。

## ⑧ 補助予定額算出シート【記入要領P. 125】

- ◇ 補助予定額算出シートの市様式は Excel 形式で作成されており、耐震補強説明書・数量表の様式（パソコン入力専用様式又は手書き専用様式）と同じ一つのファイルになっています。
- ◇ ここで算出した「補助上限単価の積算額」を【補強工事】計画承認申請書の第2面に転記してください。
- ◇ 補助予定額算出シートの作成方法は以下のとおりです。

### 【補助予定額算出シートの作成方法（パソコン入力様式の場合）】

以下の手順で作成してください。

- 1 パソコン入力専用様式を用いる場合は、耐震補強説明・数量表から数量等が自動的に入力されるので、「課税区分ごとの補助金限度額」及び「工事見積額（補強工事）」のみを入力してください。
- 2 「課税区分ごとの補助金限度額」には、一般世帯の場合は「課税」に、非課税世帯の場合は「非課税」に「1」を入力してください。
- 3 「工事見積額（補強工事）」には、工事費の見積書から補強工事費（補助対象）を入力してください。  
なお、金額は消費税込みのものを入力してください。
- 4 以上2つを入力すれば、自動的に「補助額（補強工事分）」が自動入力されます。

### 【補助予定額算出シートの作成方法（手書き専用様式の場合）】

以下の手順で作成してください。

- 1 手書き専用様式を用いる場合は、まず「基礎工事」、「耐力壁工事」、「屋根工事」及び「その他工事（補助上限単価がないものを除く）」の「数量」に、作成した「数量表」の数量をそのまま転記してください。
- 2 その他工事（補助上限単価がないもの）を補助対象とする場合には、作成した「耐震補強説明書（その他工事）」から、「工事名」及び「見積り金額」を「その他工事（補助上限単価がないもの）」の「内容」及び「単価」にそのまま転記してください。また、「数量」には「1」を記入してください。
- 3 「課税区分ごとの補助金限度額」には、一般世帯の場合は「課税」に、非課税世帯の場合は「非課税」に「1」を記入してください。
- 4 「数量」に記入した数量に「単価」を乗じたものを「金額」に記入し、それぞれの「小計」及び「合計（補助上限単価の積算額）」を記入してください。端数が出る場合は、小数点以下を切り捨ててください。
- 5 「工事見積額（補強工事）」には、工事費の見積書から補強工事費（補助対象）を記入してください。金額は消費税込みのものを入力してください。
- 6 「補助限度額（補強工事費）」には、「合計（補助上限単価の積算額）」と「課税区分ごとの補助金限度額」のうち額が少ない方をそのまま転記してください。
- 7 「補助額（補強工事分）」には、「補助限度額（補強工事）」と「工事見積額（補強工事）」のうち額が少ない方を記入してください（千円未満は切り捨ててください）。

## ★⑨ 案内図・配置図・平面図・立面図・断面図・求積図・求積表

- ◇ 増築及び間取りの変更等により、現況と計画が異なる場合（図面の記載事項が変更になる場合は、計画図面を提出してください。ただし、【耐震設計】計画承認申請時に計画図面を提出している場合は、その計画図面の内容に変更がなければ、再度提出する必要はありません。
- ◇ 計画図面も、【耐震設計】計画承認申請時の図面と同様に作成してください。  
なお、補助対象建築物であることを確認するための事項（P. 44に記載された事項）を記載し、補強工事に係る内容（補強を行う位置、壁仕様、筋かいの位置、設置する金物等）は記入しないでください。

## ⑩ 現地調査シート

- ◇ 現況と計画をあわせて1つのみ提出してください。
- ◇ 現地調査及び申請者等のヒアリングをもとに作成してください。

## ⑪ 精密診断法による耐震診断の計算書（現況・補強計画）

- ◇ 現況及び補強計画の精密診断法による耐震診断の計算書を提出してください。
- ◇ 補強計画の計算書にはN値計算又は変換N値計算の計算書を添付してください。
- ◇ 設計者が自ら現地調査を行い、現況の精密診断法による耐震診断の計算書を作成し、それをもとに、耐震改修工事の補強計画を立て、補強計画の精密診断法による耐震診断の計算書を作成してください。
- ◇ 登録事業者及び一時登録事業者の責務として、市長が指定する「木造住宅耐震診断プログラム」を用いて、計算書を作成するよう努めてください。
- ◇ 階及びX・Y方向ごとの壁保有耐力及び剛性の一覧に、プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号を、当該工事箇所に該当する行に記載してください。
- ◇ プランニングシート及び耐震補強説明書と不整合がないようにしてください。
- ◇ 基礎仕様及び接合部仕様が正しく入力されているか確認してください。
- ◇ 現況と補強計画とで、既存部分の不整合がないようにしてください。  
【不整合の例】現況の筋かいを残すはずが、補強計画の計算書で当該筋かいの入力がない。

## ⑫ 保有耐力診断書・補強効果判定書（現況・補強計画）

- ◇ 精密診断法による耐震診断の計算書から数値を転記して作成してください。
- ◇ 現況の計算と補強計画の計算とで、それぞれ1枚ずつ作成してください。
- ◇ 「木造住宅耐震診断プログラム」のうち「改修くん」を使用する場合は、プログラムから出力されたもので支障ありません。

## ⑬ 現況写真（工事箇所番号ごと、写真位置も添付）

- ◇ プランニングシート及び補強説明書の工事箇所番号ごとに、補強工事を行う箇所の写真を全て提出してください。
- ◇ 補助対象工事とする箇所の写真は全て必要です。

- ◇ 「設備工事」、「建具取替え」及び「その他工事（腐朽部材の撤去・入れ替え工事等）」等を補助対象工事とする場合は、当該工事が必要であることが分かる写真を提出してください。
- ◇ 写真の位置を表記した平面図もあわせて提出してください。

#### ⑭ 現況の精密診断法による耐震診断の根拠資料

現況の精密診断法による耐震診断の根拠資料として次のものを提出してください。

なお、登録事業者及び一時登録事業者の責務の一つに、「本事業の対象建築物について、『精密診断法1』に基づき、現地調査を詳細に行い、写真及び図面にて調査結果を正確に記録し、現況の保有耐力を正確に評価すること。」があります。現況の保有耐力を十分な調査を行わず評価すること、又評価しないことは、危険側になる可能性があるため、十分に現地調査を行い、適切な現況の耐震診断を行ってください。

#### 【現況の精密診断法による耐震診断の根拠資料として提出が必要なもの】

##### ア 既存の石膏ボード及び化粧用合板等の面材の厚み及び釘ピッチ等の施工状況の確認写真

- ◇ 既存の石膏ボード及び化粧用合板等の面材に耐力がある場合に提出が必要です。
- ◇ コンセントボックス、天井裏及び小屋裏等から確認した、材料の厚みの分かる、スケールをあてた写真を提出してください。（写真の位置を表記した平面図もあわせて提出してください。）
- ◇ 磁石を利用する、施工当時の写真、壁紙を一部剥がす等の方法で、釘ピッチを確認し、メジャーテープをあてて釘ピッチが分かる写真を提出してください。
- ◇ 外壁に耐力がある面材がある場合は、釘が川の字打ちか、四周打ちか分かる写真を提出してください。
- ◇ 提出する写真には、確認した面材の厚み及び釘ピッチ等を記載してください。
- ◇ 根拠資料の提出がない場合は、耐力評価をしないこととします。

##### イ 筋かいの設置状況写真

- ◇ 原則として、耐力の有無に関わらず床下、天井裏及び小屋裏等から筋かいの設置状況を調査した写真の提出が必要です。  
なお、設置不良の場合は、耐力の評価はできません。
- ◇ 写真の位置を表記した平面図もあわせて提出してください。
- ◇ 手が届く範囲に筋かいがある場合には、スケールをあてて寸法が分かる写真を提出してください。
- ◇ 提出する写真には、確認した筋かいの厚みを記載してください。

##### ウ モルタル塗りの壁の下地確認写真

- ◇ モルタルが塗られた壁は、下地によって耐力が異なるため、当該壁に耐力がある場合は下地の写真の提出が必要です。
- ◇ 床下、天井裏及び小屋裏等からモルタル塗り壁の下地を確認してください。
- ◇ 下地が面材の場合には、上記アのものが必要となります。



## エ 土塗り壁の施工状況写真

- ◇ 土塗り壁に耐力がある場合に提出が必要です。
- ◇ 土塗り壁は土台から桁まで（横架材間）全て施工されている場合のみ耐力評価できるので、床下、天井裏及び小屋裏等から目視調査を行い、横架材間全てに施工されていることが確認できる写真を提出してください。
- ◇ 内壁は、天井裏部分は施工されていない場合があるので、内壁に土塗り壁が施工されている場合は、天井裏の土塗り壁の施工状況を確認した写真を提出してください（外壁の確認だけで、内壁の確認をかねることはできません）
- ◇ 柱から塗り壁が施工されていない寸法を計測することで、塗り厚が確認できるので、塗り壁が施工されていない部分にスケールをあてた写真を提出してください。

## オ 新築時・増築時・リフォーム工事時の図面等のうち耐力評価の根拠資料となるもの

- ◇ 新築時・増築時・リフォーム工事時の図面等のなかで筋かい及び構造用合板等の仕様及び設置位置が記載されたものがあれば必ず提出してください。  
なお、【耐震設計】計画承認申請時に提出している資料については、再度提出する必要はありません。
- ◇ 上記図面等のみではその通りに施工されているか分からないため、根拠資料とはなりません。目視調査（精密診断法にため必要に応じて破壊を伴う調査）やその他の資料（旧住宅金融公庫の軸組検査を受けていることが分かる資料等）から当該図面等が根拠資料となるか判断してください。

## オ その他耐力がある既存壁の根拠資料

上記アからエのほか、耐力がある既存の壁がある場合は、その根拠資料を提出してください。

## カ 鉄筋コンクリート基礎の根拠資料

- ◇ 無筋コンクリート基礎ではなく、鉄筋コンクリート基礎と判断した場合に提出が必要です。
- ◇ 根拠資料については、P. 108 を参照してください。

### 【備考】

既存の壁の耐力評価を行うにあたり、全ての筋かい等の写真が必要なのではなく、建築物全体の壁の仕様が把握できる資料の提出が必要となります。

具体的には、床下、天井裏、小屋裏及びコンセントボックス等の目視調査が可能な部分は必ず調査を行い、調査結果の写真を提出してください（筋かいの設置を確認できない場合を含む）。また、筋かいの有無等は、耐力上大きく影響しますので、一部撤去して目視調査を実施することを検討してください（固定された押入の天袋を一時撤去する等）。

なお、現況の精密診断法による耐震診断の根拠資料を提出できない（壁の仕様を目視確認できない）場合は、実際に耐力評価ができない場合に上部構造評点がる恐れがあるため耐力評価はしないこととします。この場合は、「誓約書その1」を提出し、耐震改修工事着手後、

改めて当該建築物の現況（工事着手前の状況）を詳細に調査し、耐震改修工事完了の報告までに市長に報告する必要があります（現況の精密診断法による計算書が変更となる場合は、計画変更の手続きが必要となります。）。

#### 【壁の仕様が把握できる資料の例】

石膏ボードは同時期に施工されたものであれば、1箇所（壁）の厚み及び釘のピッチの確認の写真があれば支障ありません。また、筋かい（柱）は、図面通り筋かいが設置されている場合には、図面に記載のある筋かいを目視確認した箇所（壁）の写真があれば支障ありません。

#### ★⑮ 特殊な工法の資料

- ◇ 特殊な工法（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載のない工法）で補強を行う場合は、その技術評価書、設計・施工・監理仕様書及び資格証・受講証（設計・施工にあたり、資格や講習会の受講が必要な場合）等を添付してください。
- ◇ 特殊の工法を利用する場合には、【補強工事】計画承認申請を提出する前（補強工事の具体的な設計を行う前）までの、できる限り早い段階で必ず相談してください。使用の可否、設計・施工・検査方法、補助上限単価の取扱い等の確定に時間を要する場合があります。

#### ★⑯ 地盤調査資料の写し

【耐震設計】計画承認申請において、地盤調査費を補助対象とした場合は、地盤調査資料の写しを提出してください。

#### ★⑰ 確認済証の写し

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認申請が必要な場合は、確認済証の写しを提出してください。

#### ⑱ 工事費の見積書（施工事業者作成の見積書を添付）【参考様式・記入要領P. 126】

- ◇ 工事費の見積書作成の注意点は以下のとおりです。  
なお、市作成の参考様式がありますので、参考にしてください。

#### 【工事費の見積書の作成の注意点】

- ◇ 以下の項目を必ず記載してください。
  - ア 見積書を作成した日付
    - ※ 申請日より前の日付となります。
  - イ 依頼主氏名（申請者）
  - ウ 工事の名称
    - 【例】〇〇邸耐震改修工事
  - エ 工事を行う建築物の所在地

【例】横浜市〇〇区〇〇1-2-3

オ 施工事業者名・代表者名

※ 登録事業者又は一時登録事業者の事業者名・代表者名と同一としてください。

なお、法人の場合で、やむを得ず登録している事業者名及び所在地等と違う名称及び所在地等で見積書を作成する場合（事業者の登録は営業所だが、見積書は本社で作成する等の場合）は、登録している事業者と見積もりを作成するものが同一法人と確認できる組織表等を提出してください。

※ 社印又は代表印を必ず押印してください（担当者印のみは不可）。

◇ 補強工事費（補助対象）と、補強工事以外の工事費（補助対象外）は別々に計上するか、別々に見積書を作成してください。

※ 補強工事費（補助対象）及び補強工事以外の工事費（補助対象外）の詳細については、P. 17以降を参照してください。

◇ 補強工事費（補助対象）と補強工事以外の工事費（補助対象外）ごとに分けて小計（消費税込のもの）を記載してください（別々に見積書を作成する場合を除く）。

◇ 直接仮設、共通仮設、現場管理費、一般管理費、経費及び消費税等は、補強工事費（補助対象）と補強工事以外の工事費（補助対象外）ごとに分けてください。

◇ 補強工事費の見積もりは、内訳書の明細まで作成してください（仕様・種類及び寸法等を明記してください）。また、一式計上を避け、適切に数量を計算した上で、材料費及び労務費まで明記してください（数量・単価を明記）。

◇ 【補強工事】計画承認申請の受付日時点で有効期限内のものとしてください。

◇ 値引きを行う場合は、補強工事費（補助対象）からの値引きと、補強工事以外の工事費（補助対象外）からの値引きに分け、全体の工事費からの値引きはしないでください。また、消費税額の算出は、値引き後の工事費から行ってください。

◇ 見積書の工期は、【補強工事】計画承認申請の受付日以降とし、当該期間と、適用される消費税率に齟齬がないようにしてください。

なお、【補強工事】計画承認申請から、同計画承認通知を行うまでの間に、消費税率が変更された場合は、再度新消費税率での見積書を提出する必要があります。

◇ 工事費については、「工事が一括して完了した日」を基準に消費税率が適用されます。工事費に複数の消費税率を適用させる場合には、あらかじめ税務署で当該工事費に適用される消費税率を確認してください。

⑱ 【耐震設計】計画承認通知書（第2号様式）の写し

【耐震設計】計画承認通知書（申請者に送付されたもの）の写しを提出してください。

⑳ 設計契約書の写し

◇ 【耐震設計】計画承認通知書が発行された後に締結した、設計の契約書の写しを提出してください。

◇ 【耐震設計】計画承認申請時に提出した見積書に対する全ての契約書を提出してください。

- ◇ 【耐震設計】計画承認申請時に提出した見積書の内容と不整合のないようにしてください。  
なお、契約の内容が、【耐震設計】計画承認申請時に提出した見積書の内容から変更になる場合は、契約を締結する前に変更の手続きが必要です。変更の手続きを行わず、契約が締結された場合には、補助金が交付されない場合がありますので、十分に注意してください。変更手続きについては、次項「5 変更の手続き」を参照してください。
- ◇ 契約書に記載する設計者名（契約者名）は、登録事業者又は一時登録事業者の事業者名・代表者名と同一としてください。  
なお、法人の場合で、やむを得ず登録している事業者名及び所在地等と違う名称及び所在地等で契約書を作成する場合（事業者の登録は営業所だが、契約書は本社で作成する等の場合）は、登録している事業者と契約書を作成するものが同一法人と確認できる組織表等を提出してください。

## ★⑳ その他、市長が必要と認める書類

- ◇ 耐震補強計画が、精密診断法による耐震診断の上部構造評点が 1.0 以上となる適切な計画であるかを確認するために、その他の資料の提出が必要となる場合があります。
- ◇ 補助対象工事か否か、又、補助対象工事の範囲を確認するために、その他の資料の提出が必要となる場合があります。
- ◇ 「補強後の上部構造評点を 1.5 よりも大きく向上させる補強工事」は補助対象外です（ただし、上部構造評点を 1.5 まで向上させるために必要な補強工事は補助対象とする）。  
上部構造評点が 1.5 以上となる補強計画の場合は、補助対象工事の範囲を確認するため、上部構造評点が 1.5 となるまで耐震改修工事を行うと仮定した場合の、「精密診断法による耐震診断の計算書（補強計画）」、「数量表」、「補助予定額算出シート」、及び「工事費の見積書」の提出が別途必要です。
- ◇ 2階の増築工事を行う場合は、「2階の増築により増加する、1階の耐力壁工事」は補助対象外です。補助対象工事の範囲を確認するため、2階の増築工事をしないと仮定した場合の、「精密診断法による耐震診断の計算書（補強計画）」、「数量表」、「補助予定額算出シート」、及び「工事費の見積書」の提出が別途必要です。  
ただし、「実際の補強後の1階の保有する耐力」が、「2階増築工事を行わない場合の1階の必要耐力」の1.5倍以内である場合には提出は必要ありません。

## ㉑ 【補強工事】チェックリスト

- ◇ P. 116 のチェックリストに、チェックしたものを提出してください。
- ◇ チェック内容を確認してから【補強工事】計画承認申請を行ってください。

## 5 変更の手続き

### ● 変更の手続きが必要な場合

以下の場合、変更の手続きが必要になります。

なお、変更の手続きが適切に行われないうまま、変更に係る契約及び工事施工等が行われた場合には、補助金が交付できない場合がありますので、十分に注意してください。

#### 【変更の手続きが必要な場合】

##### ア 【耐震設計】計画承認通知が発行された後に、【耐震設計】計画承認申請書一式に記載された事項（耐震改修計画）を変更する場合

※ 図面及び建築物概要書の「4 建築基準法関係法令等の適合」に記載された事項（延べ面積及び建築面積等）の誤記については、変更手続きは必要ありません。【補強工事】計画承認申請時に提出する図面及び建築物概要書に正しい内容を記載してください。

※ 【耐震設計】計画承認申請書第2面に記入した「工事費概算額」及び「①のうち補強工事費予定額」が、【補強工事】計画承認申請の際に変更となっても変更手続きは不要です。

##### イ 【補強工事】計画承認通知が発行された後に、【補強工事】計画承認申請書一式に記載された事項（耐震改修計画）を変更する場合

※ 過去に変更手続きを行っている場合は、過去の変更後の耐震改修計画から、今回変更を行う場合を含みます。

※ 計画承認申請の際に提出した見積書の消費税率と、契約書の消費税率が異なる場合には、変更の手続きが必要です。

なお、耐震改修工事完了報告後に設計費及び工事費（消費税率を含む）の変更はできませんので、領収書のみ消費税率が異なるといったことのないように注意してください。

### ● 変更内容ごとの手続き

変更を行う場合は、計画変更承認申請又は計画変更報告の手続きを行います。変更の内容によって、手続きが異なりますので、以下を参照してください。

#### 【計画変更承認申請が必要な場合】

次のアからエの場合には、計画変更申請が必要となります。

##### ア 補助の区分（課税区分）の変更

補助の区分「課税区分」と「非課税区分」の変更を行う場合。

##### イ 補助予定額に係る変更

◇ 補助対象の設計費（耐震設計費）及び工事費（補強工事費）を変更することにより、補助予定額が変更になる場合。

◇ 補助予定額が変更とならない、設計費及び工事費の変更の手続きは、計画変更報告となります。ただし、耐震改修工事の計画が、当初計画から著しく変更になる場合（軽微な変更と認められない場合）は、計画変更承認申請が必要となる場合があります。

- ◇ 補助対象外である、補強工事以外の設計費及び工事費の変更の手続きは、計画変更報告となります。

#### ウ 設計及び工事を行う事業者の変更

別の事業者に変更を行う場合

#### エ その他市長が必要と認めた変更

上記アからウ以外においても、補助金を交付するうえで重要な事項の変更は、計画変更申請が必要となる場合があります。変更を行う場合には、その手続きについて、横浜市建築局建築防災課に確認してください。

### 【名義変更届の提出が必要な場合】

耐震設計事業者の代表者名、所在地若しくは代表となる設計者（資格・氏名）又は補強工事事業者の代表者名若しくは所在地を変更する場合（ただし、別の事業者に変更する場合を除く）には、「名義変更届」の提出が必要となります。

なお、登録事業者の登録内容の変更の手続きもあわせて必要となります（一時登録事業者を除く）。

### 【計画変更報告が必要な場合】

変更手続きが必要な場合で、上記の【計画変更承認申請が必要な場合】及び【名義変更届の提出が必要な場合】に該当しない場合は、計画変更報告が必要となります。（ただし、設計費又は工事費の消費税率のみを変更する場合には、【消費税率のみを変更する場合】を参照してください。）

具体的な例として次のようなものが挙げられます。

- ◇ 補強工事の内容を変更する場合（壁仕様の変更等）

※ 精密診断法1による耐震診断の計算書（現況及び計画）が変わらない変更（当初計画より強い柱頭・柱脚金物を設置する等）のみの場合については、計画変更報告ではなく、耐震改修工事完了の報告の際に、あわせて報告してください。

- ◇ 補助対象外である、補強工事以外の設計費及び工事費を変更する場合
- ◇ 補助対象である、耐震設計費及び補強工事費を変更するが、補助予定額に影響がない場合
- ◇ 【補強工事】計画承認申請の際に記載した、延べ面積等に誤記があった場合
- ◇ 同一の耐震設計事業者内で、申請者が本事業の手続き等を委任する者を変更する場合 等

## 【消費税率のみを変更する場合】

設計費又は工事費の消費税率のみを変更する場合には、手続きの進捗によって、以下のとおり手続きをしてください。

### ① 【耐震設計】計画承認通知書の交付

ここで**設計費**の消費税率のみを変更する場合は、③に「計画変更報告書」及び「消費税率変更後の設計見積書の写し」を添付してください。ただし、消費税率の変更により、補助金額が変更になる場合は、②の前に「変更計画承認申請書」を提出し、計画変更承認通知書の交付を受けてください。

### ② 設計契約の締結

ここで**設計費**の消費税率のみを変更する場合は、③に「計画変更報告書」、「消費税率変更後の設計見積書の写し」及び「設計契約書の写し（当初契約及び変更契約）」を添付してください。ただし、消費税率の変更により、補助金額が変更になる場合は、設計に係る変更契約の前に「変更計画承認申請書」を提出し、計画変更承認通知書の交付を受けてください。

### ③ 【補強工事】計画承認申請書の提出（設計契約書の写しの提出）

- ◇ **設計費**の変更の手続きは④以降に行ってください。
- ◇ ここでの工事費の消費税率の変更は、工事見積書の修正で行ってください。

### ④ 【補強工事】計画承認通知書の交付

- ◇ ④以降、**設計費**の消費税率のみを変更する場合は、⑦の際に「消費税報告書 兼 計画変更報告書」、「消費税率変更後の設計見積書の写し」及び「設計に係る変更契約書の写し」を提出してください。ただし、消費税率の変更により、補助金額が変更になる場合は、設計に係る変更契約の前に「変更計画承認申請書」を提出し、計画変更承認通知書の交付を受けてください。
- ◇ ここで**工事費**の消費税率のみを変更する場合は、⑥に「計画変更報告書」及び「消費税率変更後の工事見積書の写し」を添付してください。ただし、消費税率の変更により、補助金額が変更になる場合は、⑤の前に「変更計画承認申請書」を提出し、計画変更承認通知書の交付を受けてください。

### ⑤ 工事契約の締結

ここで**工事費**の消費税率のみを変更する場合は、⑥に「計画変更報告書」、「消費税率変更後の工事見積書の写し」及び「工事契約書の写し（当初契約及び変更契約）」を添付してください。ただし、消費税率の変更により、補助金額が変更になる場合は、工事に係る変更契約の前に「変更計画承認申請書」を提出し、計画変更承認通知書の交付を受けてください。

### ⑥ 検査申請書の提出（工事契約書の写しの提出）

⑥以降、**工事費**の消費税率のみを変更する場合は、⑦の際に「消費税報告書 兼 計画変更報告書」、「消費税率変更後の工事見積書の写し」及び「工事に係る変更契約書の写し」を提出してください。ただし、消費税率の変更により、補助金額が変更になる場合は、工事に係る変更契約の前に「変更計画承認申請書」を提出し、計画変更承認通知書の交付を受けてください。

### ⑦ 耐震改修工事完了報告書及び補助金交付申請書の提出

## 6 計画変更承認申請の申請書類

計画変更承認申請に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

### ① 【耐震設計・補強計画】計画変更承認申請書（第5号様式）

- ◇ 第2面の「建築物」、「耐震設計（予定）事業者」、「補強工事（予定）事業者」について、変更がある場合は、変更後を記入してください。
- ◇ 第2面の「精密診断上部構造評点」、「設計費」、「工事費」、「変更内容」は、変更前後のものを記入してください。
- ◇ 第2面の「変更理由」については、変更内容ごとに変更理由を記入してください。

### ② 変更に関する書類一式

- ◇ 【耐震設計】計画承認申請及び【補強工事】計画承認申請の必要書類のうち、変更に関わるものの全てを提出してください。
- ◇ 図面、プランニングシート、精密診断法による耐震診断の計算書等については、必ず変更箇所にマーキングをし、分かりやすく表記してください。
- ◇ 見積書は全体金額が変更とならない場合であっても、その内訳を確認する必要がある場合は提出が必要となる場合があります。
- ◇ 見積書は変更部分だけではなく、全体を提出してください。ただし、増額又は減額の変更金額で見積書を作成する場合は除きます。
- ◇ 精密診断法による耐震診断の計算書（現況及び計画）は、変更箇所だけではなく、全て提出してください。
- ◇ 耐震改修工事の内容を変更する場合について、耐震補強説明書及び数量表は、変更しないものも含め、全て提出してください。

## 7 名義変更届の書類

名義変更届に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

### ① 名義変更届（様式あり）

- ◇ 届出者は申請者です。
- ◇ 別の事業者に変更する場合には、計画変更承認申請となります。
- ◇ 登録事業者の登録内容の変更の手続きもあわせて必要となります（一時登録事業者を除く）。
- ◇ 代表となる設計者を変更する場合は、再度委任状を提出してください。

### ② 一時登録申請書類一式のうち変更となるもの（一時登録事業者のみ）

- ◇ 一時登録申請書類一式のうち変更になったものを提出してください。
- ◇ 登録事業者については、登録事業者の登録内容の変更の手続きで提出してください。



## 8 計画変更報告の書類

計画変更報告に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

### ① 計画変更報告書（様式あり）

- ◇ 報告者は申請者です。
- ◇ 「耐震設計事業者 住所・氏名」に、申請者から委任された、設計者（耐震設計事業者）の建築士印を押印してください。
- ◇ 「上部構造評点」、「設計費」、「工事費」、「変更内容」は、変更前後のものを記入してください。

### ② 変更に関する書類一式

- ◇ 【耐震設計】計画承認申請及び【補強工事】計画承認申請の必要書類のうち、変更に関わるもの全てを提出してください。
- ◇ 図面、プランニングシート、精密診断法による耐震診断の計算書等については、必ず変更箇所にマーキングをし、分かりやすく表記してください。
- ◇ 見積書は全体金額が変更とならなくても、その内訳を確認する必要がある場合には、提出が必要となります。
- ◇ 見積書は変更部分だけではなく、全体を提出してください。ただし、増額又は減額の変更金額で見積書を作成する場合は除きます。
- ◇ 精密診断法による耐震診断の計算書（現況及び計画）は、変更箇所だけではなく、全て提出してください。
- ◇ 耐震改修工事の内容を変更する場合について、耐震補強説明書及び数量表は、変更しないものも含め、全て提出してください。

## 9 消費税報告兼計画変更報告の書類

消費税報告書兼計画変更報告にて消費税率のみを変更する場合の必要書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

### ① 消費税報告書兼計画変更報告書 第1面及び第2面（様式あり）

#### ② ①の第3面（設計費に複数の消費税率が適用される場合）

- ◇ 設計費の全てに単独の消費税率が適用される場合には提出する必要はありません。
- ◇ 設計費に複数の消費税率を適用させる場合には、あらかじめ税務署に当該設計費に適用される消費税率を確認してください。

#### ③ ①の第4面（工事費に複数の消費税率が適用される場合）

- ◇ 工事費の全てに単独の消費税率が適用される場合には提出する必要はありません。
- ◇ 工事費に複数の消費税率を適用させる場合には、あらかじめ税務署に当該工事費に適用される消費税率を確認してください。

#### ④ 設計費の見積書の写し及び契約書の写し（設計費を変更する場合）

- ◇ 消費税率変更後の見積書の写しと契約書の写しを提出してください。
- ◇ 見積書は変更部分だけではなく、全体を提出してください。

#### ⑤ 工事費の見積書の写し及び契約書の写し（工事費を変更する場合）

- ◇ 消費税率変更後の見積書の写しと契約書の写しを提出してください。
- ◇ 見積書は変更部分だけではなく、全体を提出してください。

#### ⑥ その他市長が必要と認める書類

### 10 検査申請の書類

検査申請に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

#### ① 検査申請書（第8号様式）【記入要領P. 127】

記入要領に従って記入してください。

#### ② 工事契約書の写し

- ◇ 【補強工事】計画承認通知書が発行された後に締結した、工事の契約書の写しを提出してください。
- ◇ 【補強工事】計画承認申請時に提出した見積書に対する全ての契約書を提出してください。
- ◇ 【補強工事】計画承認申請時に提出した見積書の内容と不整合のないようにしてください。  
なお、契約の内容が、【補強工事】計画承認申請時に提出した見積書の内容から変更になる場合は、契約を締結する前に変更の手続きが必要です。変更の手続きを行わず、契約が締結された場合には、補助金が交付されない場合がありますので、十分に注意してください。変更手続きについては、P. 68を参照してください。
- ◇ 契約書に記載する工事施工者名（契約者名）は、登録事業者又は一時登録事業者の事業者名・代表者名と同一としてください。  
なお、法人の場合で、やむを得ず登録している事業者名及び所在地等と違う名称及び所在地等で契約書を作成する場合（事業者の登録は営業所だが、契約書は本社で作成する等の場合）は、登録している事業者と契約書を作成するものが同一法人と確認できる組織表等を提出してください。

#### ③ 工事工程表【参考様式・記入要領P. 128】

- ◇ 工事着手から、全ての工事（補助対象外の耐震補強以外の工事を含む）が完了するまでの工事工程表を提出してください。
- ◇ 中間検査及び完了検査の時期を記載してください。
- ◇ 市の参考様式の記入要領を参考にしてください。

#### ④ 検査工程一覧表 {参考様式・記入要領P. 128}

- ◇ 検査工程及び検査予定日を一覧にしたものを提出してください。
- ◇ 市の参考様式の記入要領を参考にしてください。

#### ⑤ その他、市長が必要と認める書類

中間検査及び完了検査を適正に行うために、その他の資料の提出が必要となる場合があります。

### 11 工事完了報告の書類

工事完了報告に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

なお、工事完了報告書類一式と補助金交付申請書類一式は同時に提出してください。

#### ① 耐震改修工事完了報告書（第9号様式） {記入要領P. 129}

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 完了年月日には、「工事検査シート」の第3面の「工事監理者（設計者）確認欄」に工事監理者（設計者）が記入した日付を記入してください。

#### ② 消費税報告書兼変更報告書（様式あり）

- ◇ 設計費及び工事費に適用された消費税率を報告する書類です。消費税率の変更の有無に関わらず、提出が必要です。
- ◇ この報告書にて設計費又は工事費の消費税率を変更する場合には、設計費又は工事費の見積書の写し及び契約書の写しが必要となります。（「9 消費税報告書兼計画変更報告の書類」を参照してください。）

#### ③ 工事検査シート {記入要領P. 131}

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 工事監理者（設計者）及び検査員の署名及び押印があるものを提出してください。

#### ④ 工事写真

- ◇ 補助対象工事の全ての工事箇所について以下の写真を提出してください。

なお、中間検査及び完了検査の際には、以下の写真だけではなく、補助対象工事の全ての工事箇所及び工程の写真が必要となりますので注意してください。また、工事完了報告後、市が施工状況の確認を行うために工事写真の提出を求める場合がありますので、「補助金額の確定（補助金交付決定）通知書」及び「耐震改修済証」が交付されるまで必ず保存してください。中間検査及び完了検査のための写真の撮り方については、「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル 平成21年版-第2刷」のP. 115を参照してください。

## 【工事完了報告の際に提出する工事写真】

### ア 耐力壁工事の写真

- ・ 工事箇所ごとに、「工事着手前」、「軸組（筋かい等設置）完了時」、「面材（構造用合板等）設置完了時」及び「工事（仕上げ）完了写真」の写真为原则として各1枚ずつ提出してください。ただし、両面補強の場合は、「面材（構造用合板等）設置完了時」及び「工事（仕上げ）完了写真」は両面分提出してください。
- ・ 写真は当該工事箇所の耐力壁全体（左右の柱及び上下の横架材）が映るように撮影したものを提出してください。遠景からの撮影が難しい場合は、上下2枚に分けて撮影した写真を提出してください。

### イ 基礎工事の写真

- ・ 工事箇所ごとに、「工事着手前」、「配筋完了時」及び「工事完了時」の写真为原则として各1枚ずつ提出してください。
- ・ 基礎工事を行った箇所の全景が映るように撮影したものを提出してください。1枚で全景を撮影することが難しい場合は、複数枚に分けて撮影した写真を提出してください。

### ウ 屋根工事の写真

- ・ 工事箇所ごとに、「工事着手前（近景）」、「工事着手前（遠景）」、「既存屋根葺き材撤去完了時」、「野地板設置完了時」、「屋根工事完了時（近景）」及び「屋根工事完了時（遠景）」の写真为原则として各1枚ずつ提出してください。
- ・ 「工事着手前」及び「屋根工事完了時」の遠景写真はできる限り建築物全体が映っているものを提出してください。

### エ その他工事の写真

- ・ 補助上限単価のない工事を補助対象とした場合には、工事箇所ごとに、「工事着手前」、「当該工事の工事施工状況が分かる写真」及び「工事完了時」の写真を提出してください。

### オ 建築基準法関係法令等の是正工事

- ・ 建築基準法関係法令等の是正工事がある場合は、「是正前」及び「是正後」の写真提出してください。
- ・ メジャーテープ、下げ振り及びポール型メジャー等を適宜利用し、是正が行われたことが分かるように撮影した写真を提出してください。

### カ その他市長が必要と認める写真

その他補助対象工事が適切に行われたことを確認するために上記アからオ以外の写真の提出が必要となる場合がありますので、必ず補助対象工事の全ての工事箇所及び工程についての写真撮影を行うようにしてください。

- ◇ 工事箇所番号ごとに工事着手前から工事完了時までをまとめ、かつ、工事箇所番号順に並べたものを添付してください。（「軸組（筋かい等設置）完了時」のみの写真を工事箇所番号順で並べるなど、工事の段階ごとに並べたものは不可とします。）
- ◇ 写真はA4サイズに4枚入る程度の大きさに提出し、小さすぎないようにしてください。

## ⑤ 計画承認申請時に誓約した報告書類（誓約書その1を提出した場合）

- ◇ 補助対象建築物の登記が必要であった場合は、登記後の「建物の登記事項証明書（全部事項証明）」を提出してください。
- ◇ 申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居した場合は、入居後の「住民票の写し」を提出してください。
- ◇ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認申請が必要であった場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する「検査済証の写し」を提出してください。
- ◇ 耐震改修工事着手後、当該建築物の現況（工事着手前の状況）を詳細に調査し、耐震改修工事完了の報告までに市長に報告する必要があった場合で、かつ、調査の結果、現況の精密診断法による計算書が変更とならず、計画変更の手続きが必要なかった場合は、当該調査結果が分かる写真及び図面等（【補強工事】計画承認申請の「現況の精密診断法による耐震診断の根拠資料」と同様のもの）を提出してください。

## ⑥ その他、市長が必要と認めるもの

- ◇ 補助対象としたもの全てについて、施工状況が分かるものや、成果物等を提出してください。
- ◇ 特殊な工法で補強工事を行った場合は、設計・施工・工事監理仕様書（マニュアル）等で定められた方法で施工状況を確認した資料（施工チェックシート等）を提出してください。

## 12 補助金交付申請の申請書類

補助金交付申請に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

なお、⑤、⑥及び⑦については、後日提出も可ですが、補助金の支出の迅速化のため、できる限り一緒に提出するようにしてください。

### ① 補助金交付申請書（第1号様式）【記入要領P. 134】

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 完了年月日には、「工事検査シート」の第3面の「工事監理者（設計者）確認欄」に工事監理者（設計者）が記入した日付を記入してください。

### ② 提出書類チェックリスト（補助金交付申請）

### ③ 【耐震設計】計画承認通知書（第2号様式）の写し

### ④ 【補強工事】計画承認通知書（第4号様式）の写し

### ⑤ 計画変更承認通知書（第6号様式）の写し（発行を受けた場合のみ）

### ⑥ 補助金請求書（第4号様式）【記入要領P. 136】

記入要領に従い記入してください。

## ⑦ 通帳又はキャッシュカードの写し

- ◇ 補助金請求書に記入した口座の通帳若しくはキャッシュカードの写しを提出してください。
- ◇ 金融機関名、支店名（又は支店番号）、口座番号及び口座名義人のフリガナの4つの項目全てが分かるものを提出してください。通帳の場合は、見開きのページに4つの項目全てが記載されていれば、当該ページの写しを1枚提出してください。

## ⑧ 住宅耐震改修証明申請書・証明書（所得税特別控除の証明様式）

- ◇ 必ず両面印刷としてください。
- ◇ 工事完了日により様式が異なりますので注意してください。（「13 工事完了日の取扱い」を参照してください。）
- ◇ 耐震改修に係る所得税の特別控除を受ける場合に、申請者の住所（住民票の住所）、電話番号、氏名、家屋の所在地（対象建物の登記上の所在地）のみを申請者が記入し、申請者印を押印のうえ、提出してください。（他の項目は記載しないでください。）
  - ※ 所得税が非課税の場合等、当該証明書が必要ない場合は提出する必要はありません。
- ◇ 耐震改修済証及び補助金額確定通知書と同時に証明書の発行及び送付を行います。
- ◇ やむを得ない場合で、工事及び工期を完全に分離して耐震改修工事を行い、その一部の耐震改修工事について市に補助申請を行う場合（【補強工事】計画承認通知発行時に、先行して一部の耐震改修工事が既に完了している場合）は、耐震改修に要した費用を市で把握できないため、市で所得税特別控除の証明書の発行は行いません。この場合、本申請書の提出の必要はありません。（ただし、市に申請している耐震改修工事のみで所得税控除額が限度額以上となる場合は発行を行うことができます。）
  - なお、耐震改修計画を立てた建築士（代表となる設計者（工事監理者））も当該証明書の発行を行うことができます。

## 13 工事完了日の取扱い

「11 工事完了報告の書類」及び「12 補助金交付申請の申請書類」等に記載する工事完了日を以下のように取り扱います。

### 【工事完了日の取扱い】

「耐震改修工事完了報告書」、「補助金交付申請書」、「耐震改修済証」及び「耐震改修に係る所得税特別控除及び固定資産税の減額措置に必要な証明書」の工事完了日

⇒ 耐震改修工事が承認された耐震改修計画に従い適正に工事が行われ、対象建築物の上部構造評点が1.0以上となったことを工事監理者（設計者）が確認し、工事検査シート第3面の「工事監理者（設計者）確認欄」に署名した日

これにより、以下の点に注意してください。

- ◇ 設計費及び工事費に適用される消費税率は、実際に「設計（工事監理）の役務が一括して完了した日」及び「工事が一括して完了した日」で判断することとなります。
  - この「設計（工事監理）の役務が一括して完了した日」及び「工事が一括して完了した日」と「工事監理者（設計者）が工事検査シート第3面の『工事監理者（設計者）確認欄』に署名した日」は原則として同日としてください。
- ◇ 「耐震改修に伴う固定資産税の減額措置に必要な証明書」の発行は、耐震改修計画を立てた建築

士（代表となる設計者（工事監理者））が発行してください。（固定資産税の減額措置の手続きは、工事完了日から3カ月以内に各区役所で行う必要がありますが、「耐震改修に伴う固定資産税の減額措置に必要な証明書」は、市で発行する場合、工事監理者が工事完了を確認した後に、検査員による工事完了の確認、建物の登記が必要な場合の登記申請及び耐震改修工事完了報告書・補助金交付申請書の提出がされてから、市での決裁を行った後に発行するため、工事完了から発行までに時間がかかります。）

- ◇ 「耐震改修に係る所得税特別控除に必要な証明書」の発行は、市で発行できます。（耐震改修計画を立てた建築士（代表となる設計者（工事監理者））が発行することも可能です。）

## 14 収支決算書の書類

収支決算書に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

なお、補助金額の確定（補助金交付決定）通知後60日以内に収支決算書が提出されない場合には、補助金の返還を求める場合がありますので、必ず提出してください。

### ① 耐震改修工事等収支決算書（第5号様式）【記入要領P. 137】

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 収入欄の費目欄には、「補助金」と「自己資金」をそれぞれ記載してください。
- ◇ 支出欄の費目欄には、「耐震設計費用」、「補強工事費用」、「その他設計費用」、「その他工事費用」をそれぞれ記載してください。

### ② 設計費及び工事費の領収書の写し

申請において提出した、全ての設計及び工事の契約についての領収書（補助対象外のものを含む）の写しを提出してください。

## 15 耐震改修計画取下げ・取止め届の書類

やむを得ない事由により計画承認申請を取り下げるとき、又は耐震改修計画を取り止めるときは、速やかに以下の書類を提出してください。提出は1部です。

### ① 耐震改修計画取下げ・取止め届（第7号様式）

### ② 【耐震設計】計画承認通知書の原本

既に【耐震設計】計画承認通知書の交付を受けている場合は、原本の返却が必要となります。

### ③ 【補強工事】計画承認通知書の原本

既に【補強工事】計画承認通知書の交付を受けている場合は、原本の返却が必要となります。

### ④ 【耐震設計・補強工事】計画変更承認通知書の原本

【耐震設計・補強工事】計画変更承認通知書の交付を受けている場合は、原本の返却が必要となります。

## 16 申請書類の入手方法

申請書類は、「横浜市建築局建築防災課」、「一般社団法人横浜市建築士事務所協会」及び「ハウスクエア横浜」にて配布しているほか、以下の「横浜市建築局建築防災課」のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/bousai/mokutai/mokukaishu/>

## 17 申請書類の提出先

申請に係る書類は全て市の委託団体である「一般社団法人横浜市建築士事務所協会」に持参又は郵送で提出をしてください。ただし、計画変更報告については、横浜市建築局建築防災課に必要な書類一式を直接持参又は郵送してもかまいません。

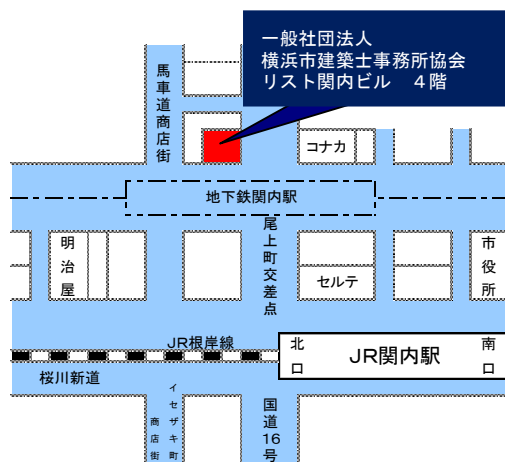
### 【一般社団法人横浜市建築士事務所協会】

〒231-0015

横浜市中区尾上町4-47 リスト関内ビル4階

TEL : 045-662-2711

受付時間：平日9時～12時、13時～16時



## 18 横浜市建築局建築防災課の所在地

本事業の所管課である、横浜市建築局建築防災課の所在地は以下のとおりです。本事業についての相談は、こちらをお願いします。

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル4階

横浜市 建築局 **建築防災課**

TEL : 045-671-2943 FAX : 045-641-2756

開庁時間：平日8時45分～17時15分（12時00分～13時00分を除く）

## 19 横浜市建築局建築情報課の所在地

建築確認申請台帳記載証明書等の発行を行う、横浜市建築局建築情報課の所在は以下のとおりです。

〒231-0012

横浜市中区相生町3-56-1 JNビル5階

横浜市 建築局 **建築情報課**

TEL : 045-671-4503

開庁時間：平日8時45分～17時15分





## 第2章 計画承認申請の技術ポイントについて

### Ⅰ 【耐震設計】計画承認申請の技術ポイントについて

#### 1 耐震設計計画承認申請

横浜市木造住宅耐震改修促進事業の耐震設計計画承認申請とは、市民の方から依頼を受け、事前調査・相談のうえ、申請書類の準備を行い、【耐震設計】計画承認申請を提出し、承認されるまでをいいます。耐震設計計画承認申請の主な目的は、申請する建築物や申請者が補助金を受けるための要件を満たしているかどうかを確認することです。

その要件のうち、「【耐震設計】計画承認申請の技術ポイント」では、「建築基準法関係法令等に適合する住宅」であることを確認するためのポイントについて記載しています。事前調査を行う際には、本章を参考にしてください。

なお、判断に迷う場合には、建築局建築防災課へ相談してください。

#### 2 建築基準法関係法令等

横浜市木造住宅耐震改修促進事業でいう、「建築基準法関係法令等に適合する住宅」とは、次のすべてに適合している住宅のことをいいます。詳細については、次項以降を参照するほか、「神奈川県建築基準法取扱基準—面積、高さ、階数等の算定方法—」、「横浜市建築基準法取扱基準集」及び「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（編集：日本建築行政会議）」を参照してください。

- ① 建築基準法第43条（敷地等と道路との関係）
- ② 建築基準法第44条（道路内の建築制限）
- ③ 建築基準法第47条（壁面線による建築制限）
- ④ 建築基準法第52条（容積率）
- ⑤ 建築基準法第53条（建ぺい率）
- ⑥ 建築基準法第56条（建築物の各部分の高さ）
- ⑦ 建築基準法第58条（高度地区）
- ⑧ その他特に必要な関係法令等

#### 【既存不適格及び不適合について】

◇ 既存不適格建築物とは、現行法に適合していないが、最終の建築行為（増築等を含む）を行った時点で、建築基準法に適合していた建築物のことをいいます。上記の①から⑧について、現況及び計画の建築物が建築基準法関係法令等上、既存不適格建築物として扱えるものは補助対象建築物とします。

ただし、今回、既存不適格部分を工事（補助対象外工事を含む）する場合及び増築等の建築行為を行う場合には、現行法に適合するように是正するものを補助対象建築物とします（誓約書の提出要）。

なお、今回の工事で建築行為が発生しない場合であっても、将来、増築等の建築行為が発生する場合には是正が必要となる旨を申請者に説明する必要があります。

◇ 最終の建築行為（増築等を含む）を行った時点で、建築基準法に適合しない部分のある建築物は、耐震改修工事の完了までに適合しない部分を是正するものは、補助対象建築物となります（誓約書の提出要）。

◇ 申請者の方には、補助を受けるためには是正完了が条件であることをよく説明してください。

### 3 建築基準法第 43 条（敷地等と道路との関係）及び第 44 条（道路内の建築制限）

敷地は建築基準法上の道路に 2 m 以上接していますか。又、建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等が道路に突き出していないか。

#### ア 接している道路の建築基準法上の道路種別ごとの設計ポイント等

建築敷地は、道路に 2 m 以上接する必要があります。又、道路内に建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等が建築又は築造されていない必要があります（生垣や植木鉢は、ここでいう制限の対象ではありませんが、道路法（占用の規定）、道路交通法（道路の使用規定）上できる限り撤去するように努めてください。）。

敷地が、接している道路の建築基準法上の種別によって、設計のポイントや必要な提出書類が異なります。以下に、道路種別ごとに説明します。

#### ① 法第 42 条第 1 項第 1 号～第 4 号

##### A 設計ポイント

- ◇ 法第 42 条第 1 項第 1 号～第 4 号道路とは、道路幅員が 4 m 以上確保されている公道（法第 42 条第 1 項第 1 号）や、開発等により築造された道路（法第 42 条第 1 項第 2 号）、基準時（昭和 25 年）当時から幅員が 4 m 以上である私道（法第 42 条第 1 項第 3 号）、道路法・都市計画法等により 2 年以内に事業執行予定として特定行政庁が指定する道路（法第 42 条第 1 項第 4 号）のことをいいます。幅員が 4 m 以上確保されていることが前提となりますが、確保されていない場合もありますので注意が必要です。必ず現地でも道路の現況幅員や道路境界を確認し、必要であれば道路台帳区域線図等で調査してください。
- ◇ 法第 42 条第 1 項道路、法第 42 条第 1 項第 2 号道路で、道路台帳区域線図及び開発登録簿等がある場合は、その図面上の幅員が現地でも確保されているか確認してください。

##### B 必要提出書類（現況幅員 4 m 未満、若しくは、道路図面上の幅員が確保されていない場合）

- ・ 公道の場合は、道路台帳平面図、道路台帳区域線図（若しくは、道水路等境界明示図・復元図）
- ・ 私道の場合は、開発登録簿（法第 42 条第 1 項第 2 号）写し、公図の写しや地積測量図（法第 42 条第 1 項第 3 号）
- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法が読み取れるもの）

##### C 不適合の場合の対処方法

◇ 法第 42 条第 1 項（5 号を除く、公道）の場合で、現況幅員が 4 m 未満の場合の対処方法は以下のとおりです。

現況幅員	公道図面の有無※1	公道図面上の幅員※2	道路再判定の要否※3	不適合の場合の対処法
4 m 未満	有	4 m 以上	否	道路境界線を配置図に明示します。道路境界線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物がある場合は、それを配置図に明示し、支障物の撤去等を行う旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「道路突出が有」とし、工事完了までに支障物を撤去する旨を記入してください。
	有	4 m 未満	要	道路判定結果後、その道路種別に従って設計してください。
	無	不明	要	

※1 「公道図面」とは、「道路台帳区域線図」、「道路台帳平面図」、「道水路等境界明示図・復元図（各土木事務所所管）」です。

※2 「公道図面上の幅員」が「4 m 以上」とは、補助対象建築物の建築敷地の前だけではなく、1 つの路線で一連に幅員 4 m 以上確保されていることをいいます。

※3 横浜市建築局建築道路課に道路相談票を提出して道路種別の再判定を依頼してください。

- ◇ 法第42条第1項第1～第2号道路で、現況幅員は4m以上あるが、道路図面上の幅員は確保されていない場合、図面上の道路形態を確保する必要があります。道路境界線を明確にして配置図に明示し、道路境界線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去等を行う旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「道路突出が有」とし、工事完了時まで形態を復元する旨を記入してください。

## ② 法第42条第1項第5号（位置指定道路）

### A 設計ポイント

- ◇ 現況幅員が道路位置指定図上の指定幅員以上確保されているか確認してください。（位置指定道路の幅員と公道の幅員が異なることがありますので、注意してください。）
- ◇ 角地の場合、道路位置指定図どおりの隅切が確保されているか確認してください（隅切部分も位置指定道路の一部です）。

### B 必要提出書類

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路位置指定図（横浜市建築局建築情報課で取得できます）</li><li>・ 現況幅員、隅切の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法が読み取れるもの）</li></ul> |
|---|

### C 不適合の場合の対処方法

- ◇ 道路位置指定図どおりに道路形態がない場合は、原則として道路位置指定図どおりの形態を復元する必要があります。まずは横浜市建築局建築防災課に相談してください。状況に応じて、復元方法等について横浜市建築局建築道路課への相談が必要となる場合があります。
- ◇ 位置指定道路の復元が必要な場合は、配置図に正しい位置指定道路の位置を示し、位置指定道路の道路境界線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去等を行う旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「道路突出が有」とし、工事完了までに支障物を撤去する旨を記入してください。

## ③ 法第42条第2項（2項道路）（狭あい道路の整備促進路線以外）

### A 設計ポイント

- ◇ 主に次項以降の方法で2項道路の中心線（後退線）等を判断してください。判断に迷う場合には、まずは横浜市建築局建築防災課に相談してください。状況に応じて、横浜市建築局建築道路課への相談が必要となる場合があります。
- ◇ 2項道路の中心線（後退線）は、公道（査定済みのもの）の場合、通常公道の中心となることが多く、区域線図や、道水路等境界明示図・復元図（査定図）から道路の中心線（後退線）を判断してください。  
ただし、過去の建築確認における2項道路中心線が公道中心となっていない場合には注意が必要です。
- ◇ 査定されていない公道や私道の場合には、当該地及び周辺宅地の過去の建築確認の状況、公図の写し、地籍測量図、現地の状況等から2項道路の中心線（後退線）を判断します。  
なお、過去の建築確認の状況は建築計画概要書及び建築確認申請台帳記載証明書で確認することができます（年代により建築計画概要書がない場合があります）。
- ◇ 「道路台帳区域線図」や「道水路等境界明示図・復元図」を確認したところ、道路が不整形である場合（反対側に一方的に拡幅されている等）は、旧公道から何らかの理由で道路後退をして、公道移管されている可能性があります。その場合は、公図の写し、後退用地の地積測量図、「道路台帳区域線図」及び「道水路等境界明示図・復元図」等から、旧公道の道路

境界を確認し、旧公道の中心線を判断する必要があります。

- ◇ 現況幅員が4 mより大きい場合は、敷地が道路に接していない可能性があります。上記の方法から2項道路の中心線（後退線）を判断し、敷地が2項道路に接しているかどうかを確認してください。

また、路線としてすでに幅員4 m以上で公道移管されている場合は、法第42条第1項第1号道路に判定替えできる可能性があります。

## B 必要提出書類

- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法が読み取れるもの）
- ・ 【公道の場合】道路台帳平面図、道路台帳区域線図（ホームページ、若しくは、道路局道路調査課で取得できます。）（道路台帳区域線図がない場合は、各土木事務所にある「道水路等境界明示図・復元図」があるかどうか調査します。）
- ・ その他必要に応じて、道路後退の判断資料等（当該地及び周辺宅地の過去の建築確認の「建築計画概要書」及び「建築確認申請台帳記載証明書」、公図の写し、地積測量図、土地の登記事項証明書等）

## C 不適合の場合の対処方法

- ◇ 配置図に、道路種別、2項道路の道路中心線及び道路後退線、支障地物、道路排水設備（U字溝）、市杭や公道の境界線（公道の場合）を明記し、2項道路の道路後退線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去等を行う旨を記載してください。
- ◇ 「建築物概要書」に「道路突出が有」とし、工事完了までに支障物を撤去する旨を記入してください。
- ◇ 耐震改修工事の完了検査までに支障物を撤去し、道路の中心から2 m後退（場合により、片側4 m後退）してください。
- ◇ 現況幅員4 m以上の場合で、法42条第2項道路境界線（道路の後退線）と敷地の間に第三者所有の土地が存在する場合（＝事実上当該地が2項道路境界線に接していない場合）、必要に応じて2項道路と敷地の間の土地所有者に土地使用の承諾を得る必要があります。その場合は、横浜市建築局建築防災課までご相談ください。配置図には、2項道路の中心線、2項道路境界線、敷地境界線等を明示してください。最終的には、当該地が2項道路境界線に接するように敷地を設定する必要があります。

## ④ 法第42条第2項（2項道路）（狭あい道路の整備促進路線）

### A 設計ポイント

狭あい道路の整備促進路線に接している場合は、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」（横浜市狭あい道路拡幅整備事業）に基づき、横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当に協議書を提出してください。【耐震設計】計画承認申請時に、協議が終了したことを証する、協議書の写し（協議済のもの）及び狭あい道路敷実測図の写しを提出してください。

なお、場所によっては協議の必要がない場合があります。（協議の要否についても横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当で判断します。）

### B 必要提出書類

- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法の確認できるもの）
- ・ 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づき協議が終了したことを証する、協議書の写し（協議書の裏面に市長印が押されたものとなります）（横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当発行）
- ・ 狭あい道路敷実測図の写し（横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当が作成したものがある場合）

### C 不適合の場合の対処方法（道路に突出した支障物がある場合）

工事の完了までに、2項道路の道路後退線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物を撤去することが必要です。横浜市狭あい道路拡幅整備事業の協議書に基づき、当該支障物の撤去を行ってください。

なお、横浜市狭あい道路拡幅整備事業の助成金については、横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当に問い合わせてください。

## ⑤ 法第43条ただし書き道路状空地

### A 設計ポイント

- ◇ 法第43条ただし書き道路状空地のみに接道している建築敷地は、建築物を建築（増築を含む）する前に法第43条ただし書き許可をとる必要がありますが、建築行為（増築を含む）がない耐震改修工事は許可までとる必要性はありません（増築を行う場合には許可が必要です）。
- ◇ 耐震改修工事と同時に建築行為が発生する場合は、建築確認申請の要・不要を問わず法第43条ただし書き許可を取得し、【耐震設計】計画承認申請時に許可通知書の写しを提出してください。
- ◇ 法第43条ただし書き許可が必要ないものについては、建築物及び建築物の敷地が法第43条ただし書き許可の建築審査会包括同意基準に該当するものを補助対象とします。建築審査会包括同意基準に該当するか否かについては、横浜市建築局建築道路課に相談し、その後に横浜市建築局建築防災課に相談してください。

なお、建築行為が発生する場合は、法第43条ただし書き許可の建築審査会包括同意基準3-3に該当させる必要がありますが、本事業においては、現況及び耐震改修工事完了後に、同基準のうち以下の基準を満たすものを補助対象とします。ただし、将来的に建築行為が発生する場合には、全ての基準に適合させる必要があることを必ず申請者に説明してください。

#### 【建築審査会包括同意基準3-3のうち本事業の補助要件とするもの】

※ **明朝体で記載されているものは、建築審査会包括同意基準3-3の原文のままです。ゴシック体で記載されているものは解説です。**

3-3 建築基準法施行規則第10条の2の2第3号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。  
(1) 平成11年5月1日（以下「基準時」という。）において、既に建築物の敷地として確認済証の交付がされた土地に、当該建築確認と同一の敷地形状とした建築物を建築する場合、又は現に建築物が建ち並んでいること等により、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項に規定する道路の築造が極めて困難な場合において、次に掲げる要件に該当する道に2m以上接する敷地に建築する建築物であること。

⇒ **下線部については、現在の建築物の敷地が道に2m以上接する敷地であることを補助要件とします。**

ア 道の幅員が1.8m以上あり、一般通行の用に供され法第42条に規定する道路に接続していること。

イ 敷地の前面の道の中心線から水平距離2m以上の部分（建築主事が基準時以前に別に定めている場合にあつては、その部分。以下「整備敷」という。）が道路状に整備されており、将来にわたり維持、管理する旨の関係権利者の誓約書が提出されていること。なお、整備敷の部分は敷地面積に算入しないこととする。

⇒ **下線部については、補助要件とはしません。又、上記「道路状に整備」については、建築物（門及び塀等を含む）及び擁壁等が整備敷へ突出していないことを補助対象とします（舗装は補助要件とはしません）。**

ウ 補助要件としません。

エ 補助要件としません。

- (2) 補助要件としません。
- (3) 補助要件としません。
- (4) みなし道路線から4m（建築主事が基準時以前に別に定めている場合又は特定行政庁が別に定める場合にあつては、その距離）外側の線までの土地を法第42条に規定する道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（法第43条第1項、第2項の規定に基づく横浜市建築基準条例及び横浜市建築基準法施行細則第13条の適用については、道路とみなさない。）に適合する建築物であること。  
⇒ **下線部の建築基準関係規定については、P. 80の「2 建築基準法関係法令等」に記載されている事項に適合していることを補助要件とします。**

2 一の建築物のみが利用する道の終端に接する敷地に建築する建築物は、前項の規定にかかわらず、次の各号の基準に適合する建築物であること。

- (1) 基準時において、現に建築物の敷地として使用されている土地で、同一の敷地形状であり、現所有者が建て替える建築物であること。

⇒ **下線部に「現所有者が建て替える建築物であること」とありますが、現在の建築物の敷地が基準時と同一の敷地形状であれば支障ありません。**

- (2) 次に掲げる要件に該当する道に接する敷地に建築する建築物であること。

ア 道の幅員は1.8m以上2m未満で、かつ、道の延長は15m以下であり、法第42条に規定する道路又は法第43条第1項ただし書の規定による許可における建築審査会包括同意基準に適合する建築物の敷地が接する道に接続していること。

イ 道の終端部に幅員2m以上かつ奥行2m以上の空地（以下「空地」という。）が確保されていること。

ウ 道及び空地の部分が道路状に舗装整備されており、将来にわたり維持、管理する旨の関係権利者の誓約書が提出されていること。なお、道及び空地の部分は敷地面積に算入しないこととする。

⇒ **下線部については、補助要件とはしません。又、「道及び空地の部分の道路状に舗装整備」については、建築物（門及び塀等を含む）及び擁壁等が整備敷へ突出していないことを補助対象とします（舗装は補助要件とはしません）。**

エ 補助要件としません。

オ 補助要件としません。

- (3) 補助要件としません。

- (4) 空地と敷地との境界線から4m外側の線までの土地を法第42条に規定する道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（法第43条第1項、第2項の規定に基づく横浜市建築基準条例及び横浜市建築基準法施行細則第13条の適用については、道路とみなさない。）に適合する建築物であること。

⇒ **下線部の建築基準関係規定については、P. 80の「2 建築基準法関係法令等」に記載されている事項に適合していることを補助要件とします。**

- ◇ 横浜市建築局建築道路課に相談する場合には、案内図・周辺現況図（現状の道の幅員を明記したもの）、公図の写し、地積測量図、登記事項証明書（道路状の空地部分と、それに接する土地等）、現場の写真、公道に関連する場合には「道路台帳平面図及び道路台帳区域線図」又は「道水路等境界明示図・復元図（各土木事務所で発行）」、その他相談に必要な資料を用意してください。
- ◇ 建築審査会包括同意基準に該当する場合には、配置図等などの包括同意基準に該当するかを記載してください。

## B 必要提出書類

- ・ 現況幅員や接道幅の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法が確認できるもの）
- ・ 【公道の場合】道路台帳平面図、道路台帳区域線図（ホームページ、若しくは、道路局道路調査課で取得できます。）（道路台帳区域線図がない場合は、各土木事務所にある「道水路等境界明示図・復元図」があるかどうか調査します。）
- ・ 公図の写し、地積測量図、土地の登記事項証明書（道路状の空地部分と、それに接する土地等）
- ・ その他必要に応じて、当該地及び周辺宅地の過去の建築確認の「建築計画概要書」及び「建築確認申請台帳記載証明書」、

## C 不適合の場合の対処方法（空地の未確保、形態整備が必要な場合）

- ◇ 現況で建築審査会包括同意基準のうち補助要件となるものに該当しない場合は、工事完了までに基準に該当させる必要があります。  
例として必要な建築審査会包括同意基準に該当させるために、敷地の前面の道の中心線から水平距離 2 m 以内の部分にある建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去が必要な場合は、耐震改修工事完了までに支障物の撤去を行うことが補助要件となります。
- ◇ 支障物の撤去が必要な場合は、配置図に、道路種別、空地の位置、撤去が必要な支障物、現況地物、市杭や公道の境界線（公道の場合）等を記載し、支障物の撤去を行う旨を記入してください。
- ◇ 「建築物概要書」に、工事の完了までに是正する旨を記入してください。

## ⑥ 否道路

### A 設計ポイント

すでに建築基準法上の道路に該当しないと判断された道です。法第 43 条ただし書き許可の建築審査会包括同意基準に該当するか否かについて横浜市建築局建築道路課に相談をし、その後、横浜市建築局建築防災課に相談してください。（⑤ 法第 43 条ただし書き道路状空地を参照してください。）

## ⑦ 未判定道路

### A 設計ポイント

- ◇ 横浜市建築局建築道路課に道路相談票を提出し、道路判定を依頼してください。（道路相談票は、横浜市建築局建築道路課のホームページからダウンロードできます。）
- ◇ 道路種別確定後、上記の各道路種別の扱いに従ってください。

## イ 接道長さ、敷地形態

### ① 接道長さ

#### A 設計ポイント

建築敷地が道路に 2 m 以上接しているか確認してください。

#### B 必要提出書類

- 現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法の確認できるもの）
- ※ 明らかに建築敷地が、道路に 2 m 以上接道している場合を除いて、敷地内通路形態の敷地、袋路状道路の終端の敷地は配置図だけではなく、現地メジャーテープあて写真も提出してください。

### C 不適合の場合の対処方法

接道幅が2m未満の場合、2m接するように隣接地から敷地を貸借し建築物の敷地としての使用承諾を得る必要があります。配置図に貸借した土地を明記し土地使用承諾書を添付してください。

なお、この場合、隣地の建築敷地が減となるので、隣地の建築物についても建築基準法関係法令等のチェックが必要となります。

## ② 敷地内通路形態（横浜市建築基準条例第4条）

### A 設計ポイント

敷地内通路幅員と延長の関係が条例に適合しているか確認してください。

#### 【通路の幅員と延長の規定】

路地上部分の長さ	路地状部分の幅員
15m以下のもの	2m以上
15mを超え25m以下のもの	3m以上
25mを超えるもの	4m以上

※ 建築時期によっては既存不適格扱いできる場合があります。

### B 必要提出書類

- ・ 通路幅と通路延長の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法の確認できるもの）
  - ※ 隣接地も敷地内通路形態の場合は、隣接地も市条例第4条に適合していることが分かるように、隣接地も含めた敷地内通路の幅員の写真を撮ってください。
- ・ 配置図に敷地内通路の幅員と延長を明記してください。

### C 不適合の場合の対処方法

原則は、市条例第4条に適合するように、隣接地から土地を貸借し、建築物の敷地としての土地使用承諾を得る必要があります。配置図に貸借した土地を明記し土地使用承諾書を添付してください。

なお、この場合、隣地の建築敷地が減となるので、隣地の建築物についても建築基準法関係法令等のチェックが必要となります。

## ウ その他

- ◇ 道路と敷地に高低差がある場合は、敷地内に道路に通じる階段や傾斜路等の有効な通路を設けられている必要があります。
- ◇ 接道は、隣接地の接道状況と密接にかかわりをもっています。当該地が適正に接道しているかどうかは、隣接地の接道を確認することではじめて確かめられます。特に敷地内通路で接道している場合や、道路が袋路状態の場合は、注意が必要です。

## 4 建築基準法第47条（壁面線による建築制限）

指定された壁面線を越えて建築物の壁や柱が存在していませんか。

### A 設計ポイント

壁面線指定地区（マッピーで確認できます）の場合、建築物の壁・柱、高さが2mを越える門・塀が決められた壁面線を越えて建築されていないか確認してください。

### イ 壁面線指定地区の場合

配置図に、指定された壁面線と、最短の外壁後退距離を記入してください。



## ウ 不適合の場合の対処方法

制限の対象となる突出物がある場合は、その位置を配置図に明示し、工事完了までに撤去する旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「壁面線突出」が「有」と記入し、工事完了までに撤去する旨を記入してください。

## 5 建築基準法第 52 条（容積率）

延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）は、決められた範囲内ですか。

### ア 設計ポイント

配置図及び平面図に建築物の配置や寸法等を明示し、求積図・求積表を提出してください。

なお、以下のものも床面積に算入されるため注意してください。

- ・ 物置
- ・ 自動車車庫や自転車置き場（その床面積が建築物の各階の床面積の合計の 5 分の 1 以下であれば容積率に算入しません）
- ・ ピロティ、ポーチ（屋内的用途に供する、外気に開放されていないもの）  
（注意）  
外気に開放されていないと判断されるバルコニー、ベランダ

### イ 小屋裏物置等がある場合（床面積算定、階の判断）

「神奈川県建築基準法取扱基準—面積、高さ、階数等の算定方法—」を確認し、階とみなし、床面積に算入されるかを確認してください。

なお、補助対象建築物となるのは「2 階建て以下」なので、3 階建てにならないかを確認してください。（3 階建てとなる場合には、工事完了までに 2 階建てとなるものは補助対象建築物として扱います。この場合、誓約書の提出が必要なほか、「建築物概要書」に、工事完了までに 2 階建てとする旨を記入してください。）

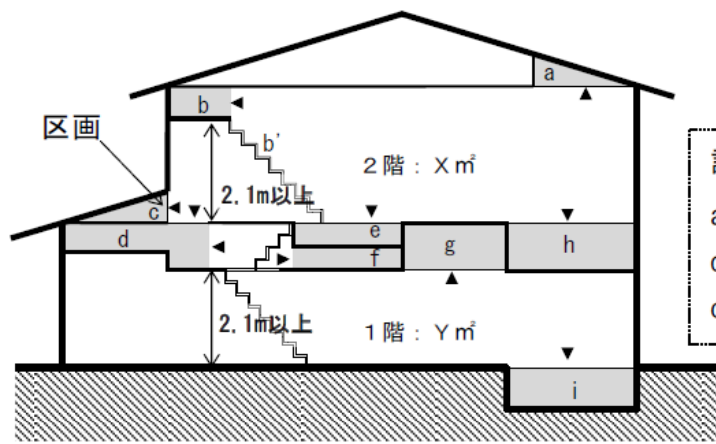
## 【神奈川県建築基準法取扱基準—面積、高さ、階数等の算定方法—（抜粋）】

### 6-1-1 小屋裏物置等

#### (1) 基本的な考え方

小屋裏や床下等の部分を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）で、次の①から⑤に該当するものについては、階とみなさないこととし、かつ、その部分は、床面積に算入しない。また、小屋裏物置等とは、小屋裏や床下等の余剰空間を内部から利用するものであり、用途については収納に限定される。なお、建築物の用途は特定しない。

- ① 一の階から利用する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計（共同住宅等にあつては各住戸単位で算定）が、当該小屋裏物置等を利用する階の床面積の  $1/2$  未満であること。また、階の中間に設ける小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計が、その接する上下それぞれの階の床面積の  $1/2$  未満であること。なお、床面に高低差があつて、その床面の差が 1.4m を超える場合は、小屋裏物置等の水平投影面積の算定上は別の階とみなして算定する。
- ② 小屋裏物置等の最高の内法高さが 1.4m 以下であること。また、上下階にそれぞれ小屋裏物置等が存在し、上下に連続する小屋裏物置等にあつては、内法高さの合計が 1.4m 以下であること。  
（図 6-2）
- ③ 階の中間に設ける小屋裏物置等については、当該部分の直下が居室である場合、当該居室の天井高さは 2.1m 以上であること。
- ④ 小屋裏物置等に窓等を設ける場合は、当該小屋裏物置等の床面積の  $1/20$  以下であること。ただし、当該小屋裏物置等が上下に接する場合には、その水平投影面積の  $1/20$  以下であること。
- ⑤ 図 6-1 の C のように、小屋裏物置等を水平投影した部分が、当該小屋裏物置等を利用する階の床面積に算入されていない場合は、当該小屋裏物置等とその他の部分が、床、天井、壁、戸等で区画されていること。



計算式

$$a+b+b'+c+d+e+h < X/2$$

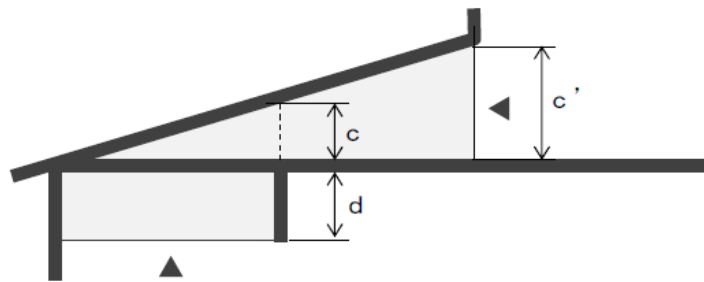
$$d+f+g+i < Y/2$$

$$c+d+e+f+g+h < X/2 \text{ かつ } Y/2$$

- a : 2階小屋裏物置の水平投影面積
- b : 2階ロフトの水平投影面積
- b' : 小屋裏物置等の利用にのみ供する固定階段の水平投影面積
- c : 2階から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積
- d : 2階床下物置・階段の踊場から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積

- e : 2階床下物置の水平投影面積
- f : 階段の踊場から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積
- g : 1階天井裏物置の水平投影面積
- h : 2階床下物置の水平投影面積
- i : 1階床下物置の水平投影面積
- X : 2階の床面積
- Y : 1階の床面積

図6-1 階とみなさない小屋裏物置等の条件



計算式

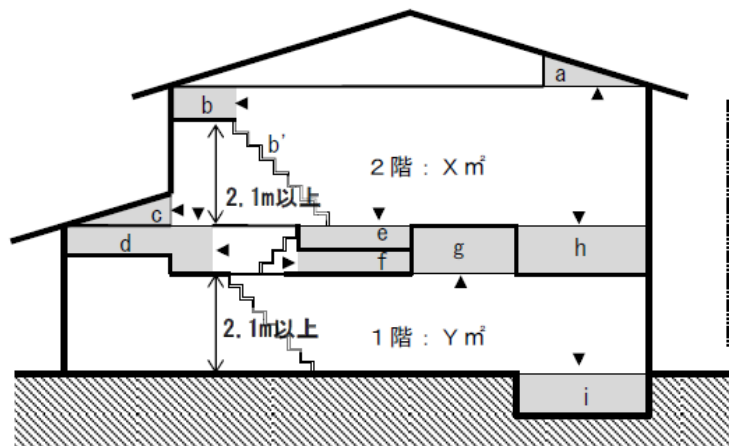
$$c + d \leq 1.4\text{m}$$

$$c' \leq 1.4\text{m}$$

図6-2 上下に連続する小屋裏物置等における合計の内法高さの算定方法

(2) 小屋裏物置等を利用する階段等

- ① 小屋裏物置等を利用するためのはしご等の設置方法は、特定しない。
- ② 小屋裏物置等の利用にのみ供する固定階段を設置する場合
  - ア 令第23条及び令第25条の規定を満たすこと。
  - イ 階段部分は、当該階段が設置される階の床面積に重複して算入せず、小屋裏物置等の水平投影面積に算入すること。(図6-3)



計算式

$$a+b+b'+c+d+e+h < X/2$$

$$d+f+g+i < Y/2$$

$$c+d+e+f+g+h < X/2 \text{ かつ } Y/2$$

図6-3 小屋裏物置等を利用する階段等

## ウ 不適合の場合の対処方法

容積率の限度を超える場合は、適合するように建築物（物置等を含む）を撤去・減築する必要があります。是正する部分の位置を配置図に明示し、工事完了までに撤去・減築等する旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「容積率」が「不適合」と記入し、工事完了までに是正する旨を記入してください。

## 6 建築基準法第 53 条（建ぺい率）

建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、決められた範囲内ですか。

### ア 設計ポイント

配置図及び平面図に建築物の配置や寸法等を明示し、求積図・求積表を提出してください。

なお、以下のものも建築面積に算入されるため注意してください。

- ・ 物置
- ・ 柱つきバルコニー
- ・ 屋根つきカーポート
- ・ 床面積に算入する出窓

### イ 不適合の場合の対処方法

建ぺい率の限度を超える場合は、適合するように建築物（物置、カーポート、柱つきバルコニー等を含む）を撤去・減築する必要があります。是正する部分の位置を配置図に明示し、工事完了までに撤去・減築等する旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「建ぺい率」が「不適合」と記入し、工事完了までに是正する旨を記入してください。

## 7 建築基準法第 56 条（建築物の各部分の高さ）、建築基準法第 58 条（高度地区）

建物の高さは制限内ですか。

### ア 道路斜線

#### A 設計ポイント

- ◇ 配置図に検討位置及び距離、立面図に検討距離、斜線及び検討式を記載してください。
- ◇ 検討方法は、天空率でも認められます。

#### B 不適合の場合の対処方法

- ◇ 検討の結果、是正が必要な場合は、立面図と屋根伏図（配置図）に斜線から突出している部分を示し、是正方法を記載してください。
- ◇ 「建築物概要書」に「道路斜線」が「不適合」と記入し、工事完了までに是正する旨を記入してください。

### イ 高度地区

#### A 設計ポイント

- ◇ 配置図に真北方向と検討位置及び距離、立面図には検討距離、斜線及び検討式を記載してください。
- ◇ 昭和 48 年 12 月 25 日（横浜市で高度地区が決定した日）以前に、建築確認を得て工事着手した建築物は、既存不適格とみなされる場合があります（昭和 48 年 12 月 25 日以降も、高度地区の変更により、既存不適格扱いができる場合があります）。
- ◇ 既存不適格扱いができるかどうかは、建築局建築防災課に相談してください。  
なお、建築（増築を含む）当時の高度地区については、横浜市建築局都市計画課で確認でき

ます。

- ◇ 市街化調整区域の場合は、「9 その他特に必要な関係法令等/ア 市街化調整区域内の建築物の場合」を参照してください。
- ◇ 既存不適格とみなされる場合で、今回の工事（補助対象外工事を含む）で屋根工事を行わない場合は、現況のままで認められますが、屋根工事を行う場合は、現行の規定に適合するようには是正する必要があります。

## B 不適合の場合の対処方法

- ◇ 検討の結果、是正が必要な場合は、斜線から突出している部分を、立面図、屋根伏図（配置図）に示し、是正方法を記載してください。
- ◇ 「建築物概要書」に「高度地区」が「不適合」と記入し、工事完了までには是正する旨を記入してください。

## 8 その他特に必要な関係法令等

### ア 市街化調整区域内の建築物の場合

#### A 設計のポイント

まず横浜市建築局建築防災課に相談したうえで、横浜市建築局調整区域課において、都市計画法に適合しているかを確認してください。

#### B 不適合の場合の対処方法

配置図や立面図には是正する部分を明示し、工事完了までに撤去・減築等する旨を記載してください。また、「建築物概要書」に、工事完了までには是正する旨を記入してください。

### イ 擁壁やがけが建築物に隣接している場合

#### A 設計のポイント

擁壁、地下車庫、架台等がある建築敷地は、ひび割れや、はらみがないか確認してください。なんらか危険と思われる箇所がある場合は、その補修方法や対応方法を検討してください。

#### B 必要提出書類

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現場状況写真</li><li>・ がけや擁壁のある場合は、断面図（がけの状況、高低差、擁壁の仕様、安息角を記載）</li><li>・ 配置図にがけや擁壁等に関する所見を記載</li></ul> |
|--|

#### C がけ地防災対策工事の支援制度（がけ地防災対策事業）

がけ崩れ災害の防止を目的として、がけ地防災対策工事費を支援する制度です。条件等の詳細は、横浜市建築局建築防災課がけ防災担当（TEL:045-671-2948）に問い合わせてください。

## 9 【耐震設計】チェックリスト

【耐震設計】計画承認申請時に、以下のチェックリストで審査項目をチェックし、申請書とともに提出してください。

## 横浜市木造住宅耐震改修促進事業

### 【耐震設計】チェックリスト

確認項目	参照ページ	チェック内容	提出者 チェック 欄	市 チェック 欄
法43条(道路と敷地)	81	建築基準法上の道路(42条)に接道していますか		
	81	* 42条1項1~4号道路以外の場合: 現況幅員がわかる現地テープあて写真を添付していますか		
	82	* 42条2項道路の場合: 道路の中心線のとり方は適正ですか		
	83	* 狭あい促進路線の場合: 建築防災課狭あい道路担当と協議済みですか		
	82	* 位置指定道路の場合: 指定幅員や隅切が確保されていますか(位置指定図、寸法が確認できる現況写真を添付)		
	84	* 43条ただし書き道路状空地や否道路の場合: 43条ただし書き許可の建築審査会包括同意基準に該当しますか(建築道路課に相談しましたか)		
	86	接道長は2m以上ですか		
	87	* 敷地内通路の場合: 市条例4条に適合していますか(幅員と延長の現地テープあて写真を添付)		
法44条(道路内建築制限)	81	道路に突出している建築物、擁壁等はないですか		
法47条(壁面線による建築制限)	87	壁面線指定地区の場合: 規定の外壁後退をしていますか		
法52条(容積率)	88	物置やカーポート等がある場合、床面積に算入していますか(配置図に表記)		
	88	容積率は指定された容積率限度内ですか		
法53条(建ぺい率)	90	物置、柱つきバルコニー、屋根付カーポート等がある場合、建築面積に算入していますか		
	90	建ぺい率は指定された建ぺい率限度内ですか		
法56、58条(高さ、高度地区)	90	建物高さは道路斜線制限以内ですか(配置図、立面図に検討距離、検討式、斜線を表記)		
	90	建物高さは高度地区制限以内ですか(配置図、立面図に検討距離、検討式、斜線を表記)		
宅地の安全性	91	擁壁、地下車庫、架台がある場合、亀裂やはらみなどの危険な箇所はありませんか(現地写真添付)		
設計の見積書	38	設計費は、耐震改修に関わる部分とその他の部分にそれぞれ分けて計上していますか(補強工事以外の工事がある場合、それに対する設計費を見積もっていますか)		
図面	44	現況と合致した図面であり、表記すべきことが表記されていますか		

ページは、申請の手引きのものです。

## II 【補強工事】計画承認申請の技術ポイントについて

### 1 補強工事計画承認申請

横浜市木造住宅耐震改修促進事業の補強工事計画承認申請とは、【耐震設計】計画承認後、設計契約を締結し、耐震改修工事の計画を立て、施工事業者を決定し、申請書類の準備を行い、【補強工事】計画承認申請を提出し、承認されるまでをいいます。補強工事計画承認申請の主な目的は、耐震補強計画が、精密診断法による耐震診断の上部構造評点が 1.0 以上となる適切な計画であるかを確認することです。

「【補強工事】計画承認申請の技術ポイント」では、補強工事計画を立てるうえでのポイントについて記載しています。補強工事計画を立てる際には、本章を参考にしてください。

### 2 精密診断法と一般診断法

木造住宅の耐震診断の方法には、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める、一般診断法又は精密診断法があります。

「精密診断法」は、大地震動での倒壊の可能性に関して評価し、特に補強の必要性が高い木造住宅に対して、既存住宅の診断はもちろん、補強計画の立案や補強後の耐震性を検証する目的として考案された診断方法です。診断項目として、「上部構造の耐力の診断」と「各部の検討」の2項目について行います。「上部構造の耐力の診断」は大地震動に対して当該住宅に求められる耐力（必要耐力）と、実際に保有している耐力（保有耐力）とを比較することで評価します（保有耐力÷必要耐力＝上部構造評点）。「各部の検討」は、上部構造評点に反映しない部分的な欠陥を調査し（「現地調査シート」参照）、問題箇所を指摘し対処方法を検討することです。

参考までに、「一般診断法」は、精密診断法と同様に大地震動での倒壊の可能性を評価するものですが、あくまでも耐震補強等の必要性を判断するための手法であり補強立案を目的としていません。精密診断法とは違い、全ての部位を詳細に検討せず、代表的部位で平均的な評価をしますので、診断結果には不確定要素が含まれます。それに対応して必要耐力にあらかじめ安全率を乗じて割り増しますので、一般診断をもとに耐震設計を行いますと必要以上の補強計画となってしまう可能性があります。

### 3 現地調査

設計者は必ず自身で精密診断法 1 による耐震診断を行い、現況の建築物の耐震性を把握してください（市の耐震診断報告書や、【診断後】訪問相談の資料のみを参考にして、耐震改修工事の計画を作成することはしないでください。）。

現地調査は、全ての部位に対して調査し、写真を撮影してください。主に以下の事項を確認します。

なお、精密診断法による耐震診断においては、必要に応じて、調査のために材料の一部撤去等を検討してください。

#### 【主な現地調査で確認する事項】

- ◇ 壁の面材はどのような材料で、厚さは何ミリで、釘ピッチはいくつですか。また、耐力評価できますか。
- ◇ 筋かいがありますか。（あれば、その寸法及び設置状況も確認します。確認申請時の図面だけに頼らずに必ず床下、天井裏、屋根裏等から、可能な限り目視確認をします）。
- ◇ 柱頭・柱脚に金物は設置されていますか。あれば、どのような仕様の金物ですか。
- ◇ 基礎は、どのような仕様ですか（鉄筋コンクリート布基礎、無筋コンクリート布基礎、東石基礎等）。ひび割れ等の亀裂が見られますか（内壁側の基礎の有無）。
- ◇ 屋根葺き材の仕様はどうですか（重い瓦、軽いスレートや金属板）。
- ◇ 無開口壁は必要な高さ 2.4m 以上確保されていますか（特に 1 階下屋上の 2 階外壁に注意します）。有開口壁の開口幅の寸法はどうですか。

- ◇ 腐朽部材はみられますか（申請者へのヒアリングや、目視で可能な限り把握します）。
- ◇ 浴室の壁は、ブロック積みの腰壁である可能性がありますのでご注意ください（ブロック積み腰壁を耐力壁とする場合は、補強方法を検討する必要があります）。

## 4 耐震改修方法

耐震改修方法は、現在のところ以下の方法が考えられます。

### ア 強度抵抗型

強度の高い耐力壁を増設し、水平抵抗力を増加させて建物全体を強くします。

### イ 靱性確保型

建物の粘り強さを増して、変形に伴うエネルギー吸収によって倒壊を防ぎます。

### ウ 制震工法

地震のエネルギーを制震装置等により吸収し応答低減をします。

### エ 免震工法

地震動の周期特性と建物の周期特性を利用して地震入力を小さくします。

一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の精密診断法1や一般診断法では上記のアは評価できますが、イ～エは評価できません。

本事業において新工法で補強する場合は、「一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価」、又は、「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定」を取得したものである必要があるほか、必ず事前に建築局建築防災課への相談が必要です。

## 5 本事業における耐震補強計画

本事業においては、『一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」』及び本手引きに従って耐震補強計画を作成してください。

また、原則として、「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル 平成21年版-第2刷」を従って施工ができるように計画を立ててください（マニュアルに従った施工が困難な場合は、事前に建築局建築防災課に相談してください）。

なお、その他、以下のものも参考とできます。

ア 一般社団法人横浜市建築士事務所協会：「既存木造住宅の耐震設計マニュアル改訂版」

イ 一般財団法人日本建築防災協会：「木造住宅の耐震補強の実務-リフォームにあわせた耐震補強のすすめ-」

ウ 一般財団法人住宅金融普及協会：「木造住宅工事仕様書」

## 6 本事業における耐震補強計画の立て方

### ア 上部構造評点

建築物の設計図書が十分でない場合や、目視調査が困難である場合には、ある程度想定して計画をせざるを得ないことが多々あります。そのため、工事の変更が発生する可能性が高いことから、耐震補強計画の変更対応がしやすいように、補強後の上部構造評点にある程度余裕をもたせた耐震補強計画の立案するように努めてください（上部構造評点が、1.0に近い耐震補強計画はできる限り避けてください）。

### イ 必要耐力

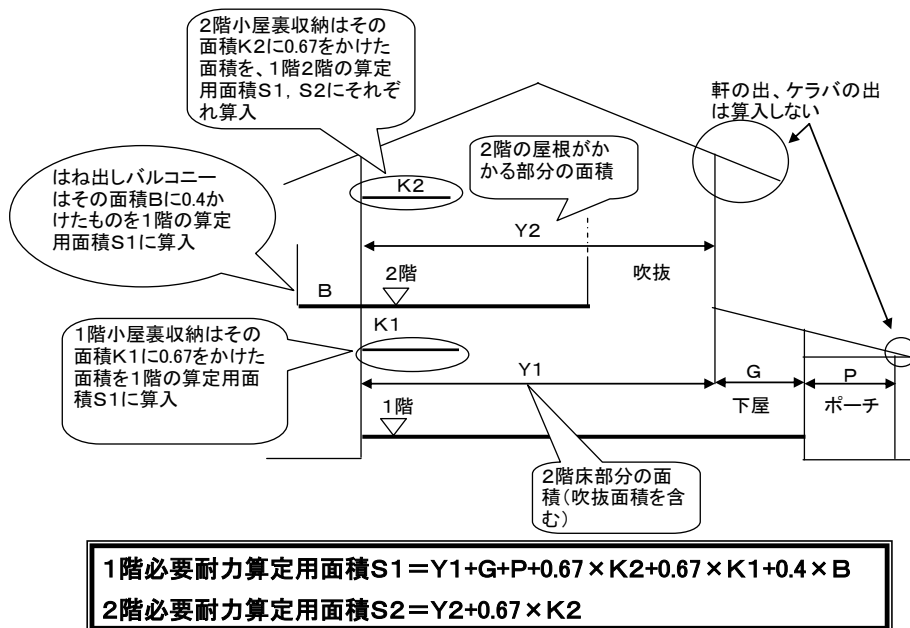
必要耐力は、略算法及び精算法（建築基準法施行令）のどちらによってもかまいませんが、建築物の形状及び材料により適切に必要な耐力を算出してください。ただし、現況と計画とは同じ方法

によって精密診断法による耐震診断を行ってください。

### ① 必要耐力算定用面積

必要耐力算定用面積は次のようになります。

なお、これは一般的なものを示したものであり、建築物の状況により、建築物の荷重を考慮し、適切に必要耐力算定用面積に算入するか否かを判断する必要があります。



- Y2: 2階計算用床面積(2階屋根面)
- K2: 2階小屋裏収納部面積( $K2 \times 0.67$ を1階、2階の必要耐力にそれぞれ算入する)
- K1: 1階小屋裏収納部面積( $K1 \times 0.67$ を1階の必要耐力に算入)
- Y1: 1階計算用床面積(2階床面/吹抜面積を含む)
- B: 建物本体と一体化した床組の2階はね出しバルコニー( $B \times 0.4$ を1階の必要耐力に算入)
- G: 下屋部分の面積(1階の必要耐力に算入)
- P: ポーチ部分の面積(1階の必要耐力に算入)

### ② バルコニー及び外廊下(階段)の必要耐力算定用面積

略算法における、バルコニー及び外廊下(階段)の必要耐力算定用面積への算入については、形態により次のように取扱います。

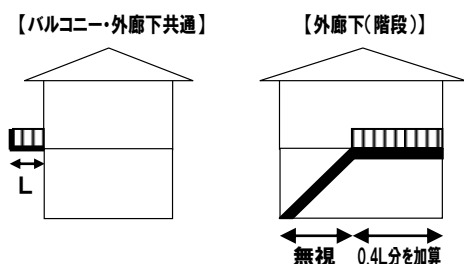
#### 【表：略算法におけるバルコニー及び外廊下(階段)の取扱いについて】

以下の形態ごとに「必要耐力算定用面積への算入」及び「2階床・屋根入力(木造住宅耐震診断プログラムのうち、「改修くん」を使用する場合のみ)」を行います。

なお、バルコニー及び外廊下(階段)に軽い材質の簡易な屋根が付いている場合(軽い材質のサンルームとなっている場合を含む)は、屋根を無視し、1から8のいずれかとして取扱うこととします。

なお、外廊下やサンルーム等に常時ある程度重いもの(洗濯機、物置等)がある場合で、形状が「半自立外付け型」及び「半自立・屋根載せ外付け型」の場合は「重い材質」として取扱います。

#### 1 一体跳ね出し型



#### ① 必要耐力算定用面積への算入

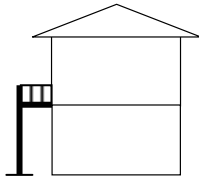
- ・ Lの幅の0.4までの部分を1階の面積へ算入します。
- ・ 外廊下及び外階段の場合は、廊下部分はLの幅の0.4までの部分を1階の面積へ算入し、階段部分は無視します。

#### ② 2階床・屋根入力

2階床・屋根入力の必要はありません。



## 2 半自立外付け型(軽い材質)

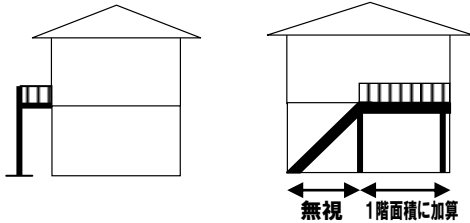


- ① 必要耐力算定用面積への算入  
必要耐力算定用面積へは算入しません。
- ② 2階床・屋根入力  
2階床・屋根入力の必要はありません。

## 3 半自立外付け型(重い材質)

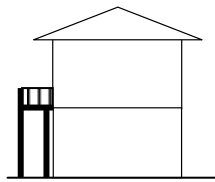
【バルコニー・外廊下共通】

【外廊下(階段)】



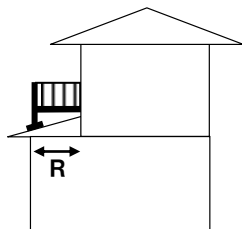
- ① 必要耐力算定用面積への算入
  - ・ ポーチと同様に扱い、1階の面積に算入します。
  - ・ 外廊下及び外階段の場合は、廊下部分は1階の面積へ算入し、階段部分は無視します。
- ② 2階床・屋根入力  
1階の屋根を軽い屋根としてとして入力します。

## 4 自立外付け型



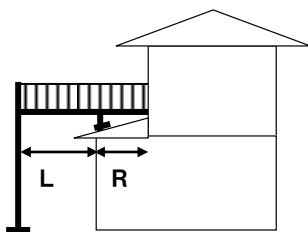
- ① 必要耐力算定用面積への算入  
必要耐力算定用面積へは算入しません。
  - ② 2階床・屋根入力  
2階床・屋根入力の必要はありません。
- ※ 材質の重い軽いは問いません。

## 5 屋根載せ外付け型



- ① 必要耐力算定用面積への算入
  - ・ 必要耐力算定用面積へは算入しません。(R部分は既に1階面積へ算入済。)
  - ・ 仮に外階段(屋根載せ型でない場合も含む)があった場合は無視します。
- ② 2階床・屋根入力  
R部分の1階の屋根は重い屋根とします。

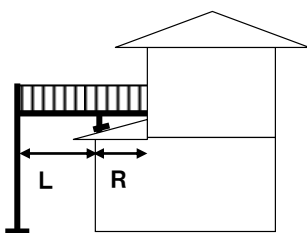
## 6 半自立・屋根載せ外付け型(軽い材質)



※ 中心の柱(下屋上の柱)の有無は問いません

- ① 必要耐力算定用面積への算入
  - ・ L部分及びR部分ともに必要耐力算定用面積へは算入しません。(R部分は、既に1階面積へ算入済。)
- ② 2階床・屋根入力
  - ・ L部分の入力はありません。
  - ・ R部分の1階の屋根は重い屋根とします。

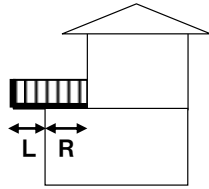
## 7 半自立・屋根載せ外付け型(重い材質)



※ 中心の柱(下屋上の柱)の有無は問いません

- ① 必要耐力算定用面積への算入
  - ・ L部分はポーチと同様に扱い、1階の面積に算入します。
  - ・ R部分は必要耐力算定用面積へは算入しません。(既に1階面積へ算入済。)
  - ・ 外廊下及び外階段の場合は、廊下部分は前2項に従い、階段部分は無視します。
- ② 2階床・屋根入力
  - ・ L部分の1階の屋根は軽い屋根とします。
  - ・ R部分の1階の屋根は重い屋根とします。

## 8 一体・一部跳ね出し型



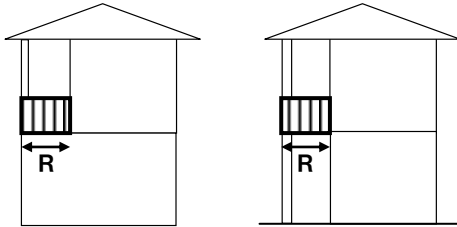
### ① 必要耐力算定用面積への算入

- ・ Lの幅の0.4までを1階の面積へ算入します。R部分はそのまま1階の面積へ算入します。
- ・ 仮に外階段（形態は問わない）があった場合は無視します。

### ② 2階床・屋根入力

R部分の1階の屋根は重い屋根とします。

## 9 屋根一体・柱付き型



ここでいう屋根とは、簡易な屋根ではなく、建物本体と一体化している屋根を指します。

### ① 必要耐力算定用面積への算入

- ・ R部分は1階だけでなく、2階の面積にも算入します。
- ・ 外廊下及び外階段の場合は、屋根（簡易な屋根を除く）がある部分は、外階段部分を含め、1階及び2階の面積へ算入します。

### ② 2階床・屋根入力

R部分も2階の床として入力します。

## ③ 形状割増係数

### A 短辺長さ

形状割増係数を求める際に用いる短辺長さは、矩形分割法による短辺長さ（下図参照）としてください。

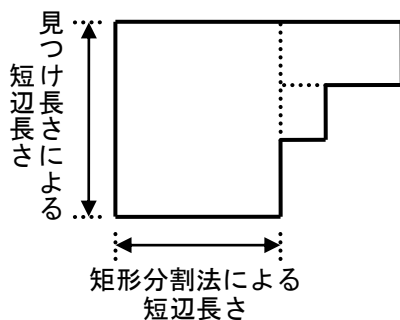
#### 【図 矩形分割法による短辺長さ】

矩形分割法による短辺長さの求め方は以下の手順のとおりです。

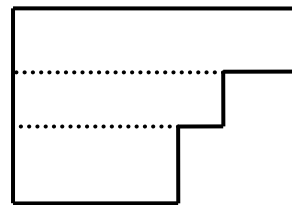
- ① 最も大きい面積の矩形が含まれるように分割します。（1階の場合はポーチ等で柱がある部分を含みます。）
- ② 矩形数が最少となるように分割します。
- ③ 各階の最も大きい矩形の短辺が、各階の矩形分割法による短辺長さです。

※ ①及び②を満たすものが2通り以上ある場合は、そのうち『最も大きい面積の矩形』の短辺がより短い方（形状割増係数が大きい方）を採用してください。

#### 正しい例



#### 間違い例



### B 略算法と精算法

精算法と略算法では形状割増係数の扱いが異なるので注意してください。

#### ◇ 略算法

2階建ての2階部分に短辺 6.0m未満があれば、形状割増係数を1階の必要耐力に乗じます。1階や平屋に短辺 6.0m未満があっても、形状割増係数を乗じません。

#### ◇ 精算法

「住宅の簡易重量表」（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補

強方法」に記載) を用いて必要耐力を算定する場合は、2階建ての1階部分に短辺 6.0m未満があれば、1階の必要耐力に形状割増係数を乗じます。平屋に短辺 6.0m未満があれば、平屋の必要耐力に形状割増係数を乗じます。つまり、2階建の2階部分(最上階)に短辺 6.0m未満があっても、どの必要耐力にも形状割増係数を乗じません。

なお、必要耐力算定の際に「住宅の簡易重量表」を用いず、建物の重量を実状に応じて求める場合は、形状割増係数は乗じません。

**【表 形状割増係数】**

短辺	4.0m未満	4.0m以上6.0m未満	6.0m以上
割増係数	1.3	1.15	1

**④ 1階と2階で重さ区分が違う場合**

1階が「軽い建物」で、2階が「重い建物」の場合、1階の必要耐力を「軽い建物」の係数で計算すると、実際よりも低く見積もってしまいます。この場合の方法は、以下とおりです。

<p>◇ <b>略算法</b> 1階も2階も「重い建物」で計算します(安全側をみて)。</p> <p>◇ <b>精算法(建築基準法施行令)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「住宅の簡易重量表」を用いず必要耐力を算定する場合は、建築物の重量を実状に応じて求めます。</li> <li>「住宅の簡易重量表」を用いて必要耐力を算定する場合は、1階は「軽い建物」の数値を、2階は「重い建物」の数値を採用します。</li> </ul>
---

また、1階が「重い建物」で、2階が「軽い建物」の場合の方法は、以下のとおりです。

<p>◇ <b>略算法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1階も2階も「重い建物」で計算します(安全側をみて)。</li> <li>2階は「軽い建物」で計算し、1階は安全側をみて、建築物全体を「重い建物」と仮定して計算します。</li> </ul> <p>◇ <b>精算法(建築基準法施行令)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「住宅の簡易重量表」を用いず必要耐力を算定する場合は、建築物の重量を実状に応じて求めます。</li> <li>「住宅の簡易重量表」を用いて必要耐力を算定する場合は、1階は「重い建物」の数値を、2階は「軽い建物」の数値を採用します。</li> </ul>
--

**⑤ 屋根の重量**

屋根が二重葺きの場合や、屋根の上にソーラーパネルがのっている場合等は、その重量(kN/m<sup>2</sup>)を算定し、以下の「重さ区分別各仕様の固定荷重」に加えて比較し、判断してください(略算法の場合)。また、判断に迷う場合には、精算法により、必要耐力を算出してください。

**【表 重さ区分別各仕様の固定荷重】**

	葺き材	野地板等	垂木等	小屋組等	天井	合計(kN/m <sup>2</sup> )
軽い屋根	カラーベスト葺き	0.1	0.04	0.15	0.15	0.69
	0.25					
重い屋根	桧瓦葺き	0.1	0.04	0.15	0.15	0.92
	0.48					
非常に重い屋根	瓦葺き	0.1	0.04	0.15	0.15	1.52
	0.48					
	葺き土厚さ 45 mm					
	0.6					
	計 1.08					

(単位: kN/m<sup>2</sup>)

## ⑥ 著しく軟弱な地盤

著しく軟弱な地盤の場合には、必要耐力を 1.5 倍してください。ただし、必要耐力が大きくなると、補強箇所（耐震補強工事費）が増加しますので、著しく軟弱な地盤であるという明確な根拠がある場合に必要耐力を 1.5 倍にしてください。

なお、盛土でも、地盤改良や転圧等が適切に行われていれば著しく軟弱な地盤とは扱いません。

## ウ 壁の補強

筋かいや、構造用合板を張るなどの補強により、壁の耐力を向上させます。既存壁の評価方法や、壁の補強計画の立て方等は以下のとおりです。

### ① 既存壁の評価

#### A 壁の仕様

既存の壁を評価するときには、必ず「現地調査時にコンセントボックスをはずす、天井裏・屋根裏からのぞく等して、壁の厚さをノギス等で計測する」ほか、「磁石を利用する、施工当時の写真、壁紙を一部剥がす等の方法で、釘ピッチを確認」し、調査結果をもとに耐力評価してください。

根拠資料の提出がない場合は、実際に耐力評価ができない場合に、上部構造評点が下がる恐れがあるため、耐力評価をしないこととします（精密診断法では壁の仕様の確認できないものは、耐力なしと扱います）。着工後に耐力評価ができることが判明した場合は、変更で対応してください。

なお、昭和 56 年以前の木造住宅は以下の点を満たさないことが多いので、特に注意して現場調査をしてください。

◇ 和室の真壁の石膏ボードは厚さ 9mm 以上確保されていますか。釘のピッチはいくつですか。  
⇒ 真壁、大壁ともに、厚さ 9mm 未満の場合は、耐力なしと扱います。（昭和 56 年以前の木造住宅は、厚さ 7.5mm 程度がほとんどですので注意してください。）

⇒ 施工されている釘のピッチを考慮し、耐力評価してください。

◇ 化粧合板の厚さは 5.5mm 以上確保されていますか。釘のピッチはいくつですか。

⇒ 真壁、大壁ともに、厚さ 5.5mm 未満の場合は、耐力なしと扱います。（昭和 56 年以前の木造住宅は、厚さ 5.5mm 未満がほとんどですので注意してください。）

⇒ 施工されている釘のピッチを考慮し、耐力評価してください。

◇ 外壁がモルタル塗りの場合、その下地（軸組に直接取り付けられているもの）により耐力が異なります。下地がラスボードでその厚さがおおむね 7.5mm のものは耐力なしと扱います。漆喰などの塗り厚も考慮しません。

なお、耐震改修工事の復旧工事において、モルタル塗りの下地を現況から変更すると、耐力も変化しますので、注意してください。

⇒ モルタル塗り壁：きずり下地 1.6kN/m（下地厚さ 15mm 以上）

あらし板下地 1.6kN/m（下地厚さ 9mm 程度（きずり形状で、きずりより薄いもの））

⇒ 以下は、軸組に直張りしている下地のみの耐力を評価（モルタルの耐力は無視）

ラスシート下地 2.7kN/m（下地厚さ 0.4mm 以上）

ラスボード下地 1.2kN/m（大壁）（下地厚さ 9mm 以上）

1.3kN/m（真壁）（下地厚さ 9mm 以上）

構造用合板下地 構造用合板の耐力のみ

◇ 昭和 56 年以前の木造住宅では、筋かいのサイズはほとんど 30×90mm 以下です。45×90（二つ割）が使用されていることはまれですので、よくサイズを確認してください。また、筋かいの設置状況を床下、天井裏及び小屋裏等から確認し、設置不良の場合は、耐力なしとしてください。

⇒ 筋かいの設置不良とは、「劣化、切欠き、もしくは、木割れがある」、「筋かいの端部が柱

と横架材接合部に取りついていない」、「筋かいの傾き（高さ÷幅）が3.5を超える」といった状態のことをいいます。

なお、「筋かいの端部が柱と横架材接合部に取りついていない」とは、下図の範囲に筋かいが施工されていない場合をいいます。



- ◇ トタン、下見板は耐力なしとします。
- ◇ 戸袋のある外壁で、戸袋の部分はモルタルがない可能性があります。横からみて確認してください。無ければ当該部分のモルタル塗り壁の耐力なしとします。
- ◇ 土塗り壁は土台から桁まで（横架材間）全て施工されている場合のみ耐力評価できます。現地調査にて、横架材間全ての施工が確認できた場合のみ耐力評価します。

## B 壁の長さ

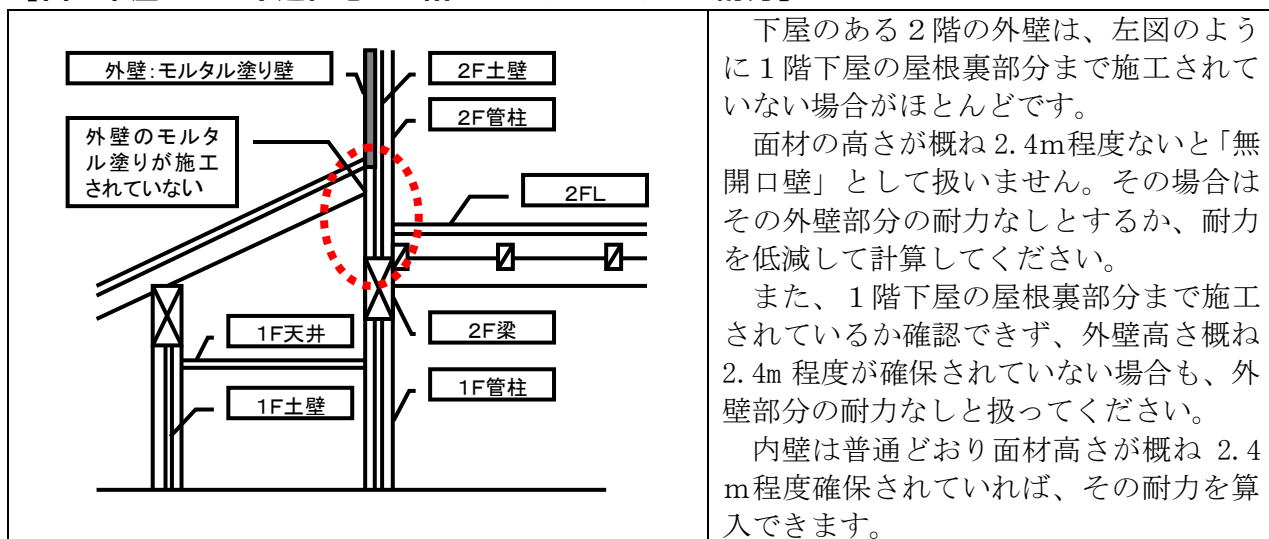
筋かい壁で長さ0.9m未満、面材壁で長さ0.6m未満は、耐力なしです。

## C 高さ2.4m以下の壁

下屋上、母屋下がり及び基礎の立ち上がり等で、無開口壁として必要な壁高さ2.4m（胴差一桁梁間が3m未満）が確保されていない場合があります。その場合は、耐力なしとするか、耐力を低減して計算してください。

低減の方法としては、基準耐力に「施工されている高さ（m）/2.4m」を乗ずる、開口部低減を用いる等の方法があります。

### 【図 下屋のある木造住宅の2階のモルタル塗り壁の耐力】



## ② 壁の補強計画

### A 設計のポイント

- ◇ 壁の補強方法は、大壁か真壁か、入り隅か出隅か否か、柱や筋かいの径、柱間のスパンなどにより、施工が可能かどうか（部材や金物が入るかいなか）を見据えた上で決定することが必要です。（「H 出隅、入隅の納まり」を参考にしてください。）
- ◇ 壁の仕様として、大壁仕様、受材仕様、胴縁仕様、胴貫仕様があるので、混同しないよう

に注意してください。また、本事業においては、受材仕様については、真壁の基準耐力を用いることとします。

- ◇ 開口のある壁を開口壁のまま面材で補強しても、補強効果は大きく上がりません。面材で補強する壁は、原則として無開口壁としてください。
- ◇ 「45mm×90mm（二つ割）のダブルの筋かい」＋「川の字打ちの壁補強」については、間柱の寸法が適切に確保できず、川の字打ちの施工が困難であるため、この仕様の場合には、「川の字打ちの壁」は耐力なしと扱います。
- ◇ 「45mm×90mm（二つ割）のダブルの筋かい」＋「壁の長さが910mmを超える面材での壁補強」については、継材の最低有効寸法（45mm×90mm）が適切に確保できず、面材の施工が困難であるため、この仕様の場合には、新設柱を設置し、壁の長さを910mm以下に分けてください。（ただし、筋かいの設置は壁の長さが900mm以上である箇所に行います。）

- ◇ 「45mm×90mm（二つ割）のダブルの筋かい」＋「受材仕様の壁補強」については、筋かい金物と、受材と、柱頭・柱脚金物の納まりが困難になります。これまでも、四隅部分の受材が適切に施工されず、面材の釘が空打ちされている、金物の設置方法が不十分というような指摘が多くありましたので、できる限りこの仕様は避けて補強計画を作成してください。

なお、やむを得ずこの仕様での補強計画を立てる場合には、あらかじめ金物の製品を特定し、納まりの検討が必要です。また、右図のように、四隅部分のみを大壁仕様として施工する方法も検討してください（この場合、壁の評価は真壁（受材）仕様とします）。

- ◇ 通常は、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載された工法で補強を行うものとします。
- ◇ 上記に記載のない工法（特殊な工法）での補強を行う場合には、「一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価」、又は、「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定」を取得したものである必要があるほか、必ず事前に補助対象となるか等の本事業での取扱いについて、早い段階での建築局建築防災課への相談が必要です。使用の可否、設計・施工・検査方法、補助上限単価の取扱い等の確定に時間を要する場合があります。
- ◇ 「一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価」の場合には、基準耐力の評価をそのまま採用することができます。

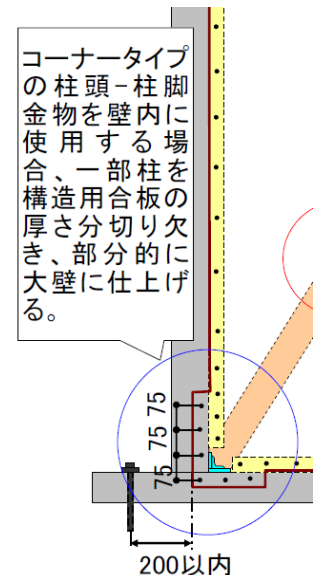
なお、評価を受けたものの一覧は、一般財団法人日本建築防災協会のホームページに記載されています。

- ◇ 「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定」の場合には、性能評価書をもとに、壁基準耐力及び剛性を算出する（※）必要があります。算出方法については、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」を参照するほか、建築局建築防災課への相談が必要です。

※ 原則として、基準耐力については「終局耐力と靱性により決定される数値」を採用し、剛性については「荷重変形曲線における、1/200rad.の割線剛性」を採用します。

また、「一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価」のように、既存住宅の耐震改修工事を前提としたものではないので、補強後の上部構造評点にある程度余裕をもたせた耐震補強計画の立案するように努めてください。

- ◇ 特殊な工法で補強を行う場合には、申請の際に、その技術評価書、大臣認定書、設計・施工・監理仕様書及び資格証・受講証（設計・施工にあたり、資格や講習会の受講が必要な場合）等を添付してください。



## B 大壁仕様の標準型

ここでいう大壁仕様とは、柱及び横架材に直接釘打ちで留めつけるものをいいます（構造上の大壁）。

耐力壁、準耐力壁仕様の構造用合板は原則、3'×10'版（910mm×3,033mm）を縦貼りです。やむを得ず、3'×6'版（910mm×1,820mm）を用いる場合は、縦張り又は横張りです。柱間が半間を超える場合は、継ぎ材を介して張る方法もあります。

【継ぎ材】断面 45mm×90mm 以上

## C 真壁仕様（受材仕様）の標準型

ここでいう真壁仕様（受材仕様）とは、柱及び横架材に受材を介して釘打ちで留めつけるものをいいます（構造上の真壁）。

構造用合板の張り方は原則的に、3'×10'版（910×3,033mm）を縦張りですが、やむを得ず、3'×6'版（910×1,820mm）を用いる場合は縦張り又は横張りとしします。柱間が半間を超える場合は、継ぎ材を介して張る方法もあります。

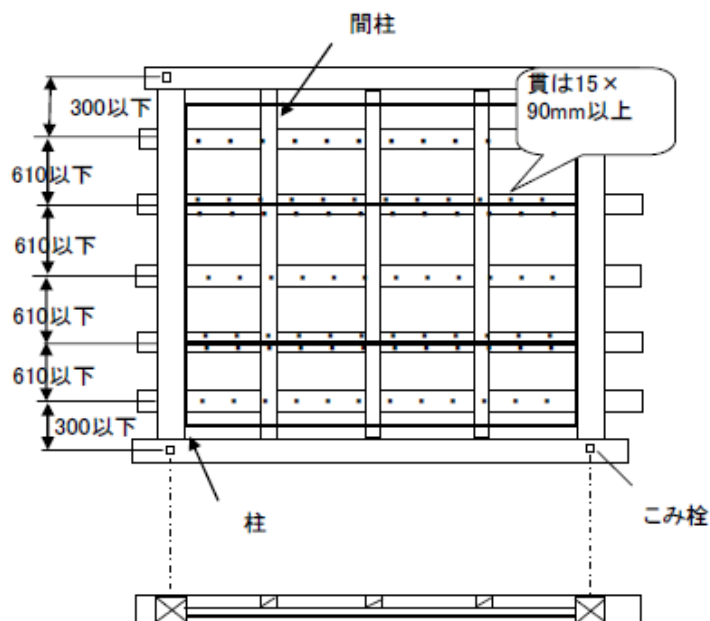
【受材】断面 45mm×45mm 以上

【継ぎ材】断面 45mm×90mm 以上

## D 胴貫仕様の標準型

構造用合板は、原則横張りとし、貫は断面 15mm×90mm 以上を 5 本以上入れます。面材は貫上で継ぎます。

胴縁仕様や、きずり釘打ちと混同しないように注意してください。



（一般財団法人住宅金融普及協会「木造住宅工事仕様書」より）

## E 胴縁仕様の標準型

胴縁（15mm×45mm 以上、ピッチ 310mm 以下で柱・間柱及び横架材にN50 打ち）下地に、構造用合板を張りつけます。

なお、胴縁仕様の場合は、基準耐力の代わりに修正基準耐力を用いるので注意してください。また、胴貫仕様や、きずり釘打ちと混同しないように注意してください。

## F 面材に使用する釘

原則的に、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「要素基準耐力と要素基準剛性」で面材ごとに規定されている釘、決められた釘ピッチ、打ち方で施工してください。

規定されている釘以外の釘や、ねじ等で施工する場合は、基準耐力及び剛性が変化するため、「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定」が必要です。この場合、使用する釘や、ねじ等によって、計算に影響するため、耐震補強計画の段階での検討が必要です（現場のみでの対応不可）。この場合の取扱いは、特殊な工法と同様です。

## G 筋かいの補強方法

- ◇ 補強する箇所に筋かいがある、若しくは、筋かいを新設して補強する場合は、必ず筋かい金物を設置してください。筋かいで補強する場合は、筋かいの位置及び接合方法について以下の点に注意が必要です。
- ◇ 筋かいの端部の近くには、横架材の継ぎ手を設けないでください（ある場合は、面材補強が望ましい）。段違い梁部に筋かいを設置すると、梁継手部が損壊する恐れがあります。やむを得ず、筋かいを設置する場合には、枕梁を用いた補強が必要です。
- ◇ 間柱等で筋かいを切り欠いてはいけません。

## H 出隅、入隅の納まり

- ◇ 出隅や入隅の場合は、構造用面材、筋かい、受材、継ぎ材等の部材が入るかどうか、金物が設置できるかどうかを考慮したうえで、補強方法を計画する必要があります。
- ◇ 入隅の納まりを大壁にする場合には、原則として、耐力上の受材仕様で計画をしてください。
- ◇ 施工現場で納まり上の大壁・真壁と、耐力上の大壁仕様・真壁仕様を混同しがちです。耐震補強計画における仕様のとおり、現場を施工するように注意してください。

### 【納まり上の大壁】

面材が構造部材の面より外側に張られた状態

### 【納まり上の真壁】

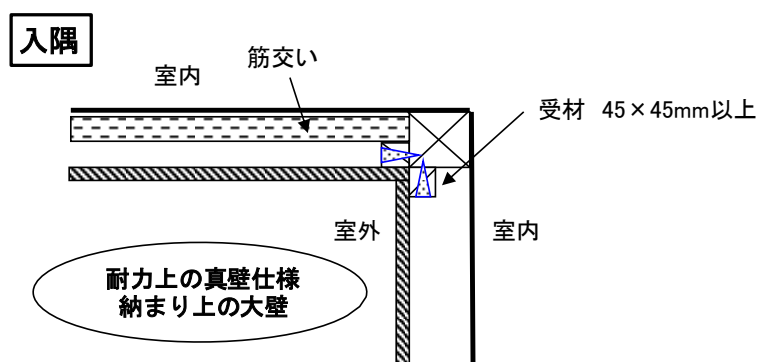
面材が構造部材の面より内側に張られた状態

### 【耐力上の大壁仕様】

面材が構造部材に直張りされた状態

### 【耐力上の真壁仕様（受材使用）】

面材を構造部材の面の外側に張るか内側に張るかに関わらず、受材を介して構造部材に張られた状態



【図 入隅、大壁の納まり】



## I 面材の張り方と基準耐力

面材の張り方を間違えると、計画していた基準耐力が見込めず、工事着手後に計画変更が必要となる場合があります。設計者及び施工者ともに、正しい面材の張り方を確認したうえで、設計・施工にあたってください。

## J 壁仕様記号

本事業で使用している、壁仕様の記号は以下のとおりです。

【表 壁仕様記号一覧（面材）】

記号	仕様					基準耐力 (kN/m)	剛性 (kN/rad/m)
	材料	張り方	厚さ	打ち方	ピッチ		
P 1	構造用合板	大壁	7.5mm 以上	四周打ち	150mm 以下	5.2	730
P 2	構造用合板	胴貫	7.5mm 以上	—	150mm 以下	3.3	460
P 3	構造用合板	大壁	7.5mm 以上	川の字打ち	150mm 以下	3.1	440
P 4	構造用合板	真壁(受材) 大壁	7.5mm 以上	川の字打ち	200mm 以下	2.5	360
P 5	構造用合板	真壁(受材)	7.5mm 以上	四周打ち	150mm 以下	4.9	690
M	モルタル塗り	大壁	—	—	—	1.6	320
S	窯業系サイディング (釘止め)	大壁	—	—	—	1.7	260
G 1	石膏ボード	大壁	12mm 以上	四周打ち	150mm 以下	2.1	560
G 2	石膏ボード	胴貫	12mm 以上	—	150mm 以下	1.6	440
G 3	石膏ボード	大壁	9mm 以上	川の字打ち	200mm 以下	1.2	320
G 4	石膏ボード	真壁(受材)	9mm 以上	川の字打ち	200mm 以下	1.3	300
G 5	石膏ボード	大壁	12mm 以上	川の字打ち	150mm 以下	1.3	340
L 1	化粧用合板	大壁	5.5mm 以上	川の字打ち	200mm 以下	1.4	200
L 2	化粧用合板	真壁(受材)	5.5mm 以上	川の字打ち	200mm 以下	1.0	150

【表 壁仕様記号一覧（軸組材）】

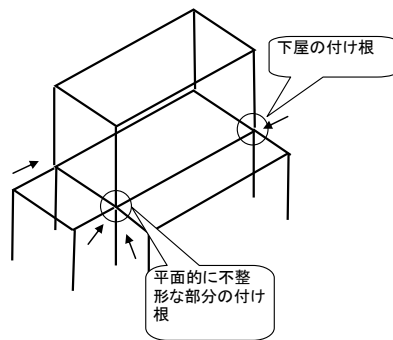
記号	仕様		基準耐力 (kN/m)	剛性 (kN/rad/m)
	材料	筋かい金物設置（筋かい） ／塗厚（土塗り壁）		
B 1	片筋かい 15×90	金物なし	1.6	320
B 2		金物あり	1.6	320
B 3	たすき筋かい 15×90	金物なし	3.2	640
B 4		金物あり	3.2	640
B 5	片筋かい 30×90	金物なし	1.92	384
B 6		金物あり	2.4	480
B 7	たすき筋かい 30×90	金物なし	3.84	768
B 8		金物あり	4.8	960
B 9	片筋かい 45×90	金物なし	2.56	520
B 10		金物あり	3.2	650
B 11	たすき筋かい 45×90	金物なし	5.12	1040
B 12		金物あり	6.4	1300
B 13	片筋かい 90×90	金物なし	2.88	498
B 14		金物あり	4.8	830
T 1	土塗り壁	50 mm未満	1.7	260
T 2	土塗り壁	50 mm以上 70 mm未満	2.2	400
T 3	土塗り壁	70 mm以上 90 mm未満	3.5	640
T 4	土塗り壁	90 mm以上	3.9	700

## エ 壁のつりあいよい配置（壁補強場所の選定の要点）

- ◇ 偏心率を 0.15 以下（偏心率低減係数 1.0）に抑えるように計画をしてください。耐震補強計画の立て方の 1 つとして、外壁を中心として補強を行うことがあげられます。  
なお、特殊の構造であり、ゾーニングをして検討を行う場合には、できる限りゾーンごとの偏心率と全体の偏心率を 0.15 以下（偏心率低減係数 1.0）に抑えるように計画をしてください。
- ◇ 剛性率を 0.6 以上（剛性率低減係数 1.0）となるように計画をしてください。
- ◇ 壁の配置は、東西南北に均等に配置されるようにしてください。
- ◇ 建物の角（出隅部）を L 型（X、Y 方向）に壁で固めて補強すると効果的です。少なくとも、1 方向には壁を設置してください。
- ◇ 東西南北の各外壁面の長さの 1/5 以上耐力壁が存在することが好ましいです。（不整形な平面の場合は、長方形ゾーンに分割して検討するのが望ましいです。）
- ◇ 押入壁の補強は、比較的費用がかからず、生活面で施主への影響が少ないので耐震補強しやすい場所です。ただし、基礎がない場合も考えられますので、できる限り、事前に床下の目視調査を行ってください。
- ◇ 耐力の高い壁で四隅を固める計画や、出隅側に片筋かいの上端部がくる計画であると、引抜力が大きくなります。無筋コンクリート基礎で、なるべく基礎補強をしない計画とする場合は、耐力の低い壁を、まんべんなく配置することで引抜力を抑えられる可能性があります。

## オ 接合部・金物

- ◇ 壁を補強し、柱、梁、土台などの構造要素を強くしたとしても、接合部が緊結されていなければ意味をなしません。接合部の補強として以下に注意してください。
- ◇ 補強する耐力壁の柱、横架材、筋かいには、必ず平成 12 年建設省告示第 1460 号に適合する金物を設置してください。これには、筋かい金物、柱頭・柱脚金物及び仕口・継手に設置する金物があります。
- ◇ 柱頭・柱脚金物は、N 値計算又は変換 N 値計算を行い、引抜力を算定し、それに耐えうる金物を選定してください。（次項の「オ 柱頭・柱脚金物」を参照してください。）
- ◇ 選定した金物は、決められた接合具を使用し、所定の位置に正しく取り付けることが重要です。接合具はしっかりと打ちつけ、締め付けてください。  
特に、向きやビスの本数の間違いや、計画段階で収まりに無理があるもの等が見受けられます。事前に設置方法をメーカーに確認し、計画している補強方法で金物の設置が可能かどうかをあらかじめ検討しておく必要があります。
- ◇ 入り隅、出隅において、両方に耐力壁を設けた場合、接する部分の柱頭・柱脚金物を片方で兼ねることで、省略されている場合があるので、両方とも壁耐力が有効に働くように接合（仕口等を金物で補強）してください。
- ◇ 補強する耐力壁には、基礎と土台を繋ぐアンカーボルトを必ず設置してください。
- ◇ 下屋の付け根、平面的に不整形な部分の付け根、既存部分と増改築部分との接合部は、地震時に大きな力がかかるので、横架材と柱、横架材どうしの仕口・継手を金物で補強することが望ましいです。



【図 下屋のある建築物】

## カ 柱頭・柱脚金物

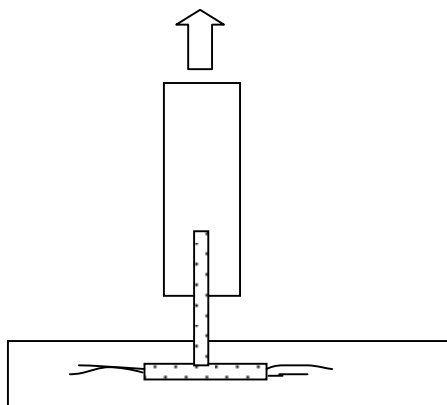
- ◇ 補強する壁の柱は、全てN値計算又は変換N値計算により、柱頭・柱脚にかかる引抜力（もしくはN値）を計算し、それに耐える金物（告示仕様）を設置する必要があります。
- ◇ 補強しない壁の接合部の仕様は、原則として「3kN未滿」としてください。ただし、明確な根拠資料（建築時の施工写真等）の提出が可能な場合はこの限りではありません。
- ◇ 金物は、平成12年建設省告示第1460号によってZマーク表示金物（木造在来軸組工法住宅を対象とした補強金物）を代表とする接合金物を設置します。同等認定金物（財団法人日本住宅・木材技術センターが同等認定の規程に基づき、Zマーク表示金物と同等以上の性能と品質を有する金物として認定する金物）でも可能です。
- ◇ Zマーク表示金物ではないものを設置する場合、Zマーク表示金物と品質や性能が同等以上の性能を有するとして、財団法人日本住宅・木造技術センターが評価し、認定書が発行された金物（同等認定品）、財団法人日本住宅・木造技術センターで性能認定を受けている（性能認定品）、若しくは、国土交通省の指定性能評価機関で定められた試験に基づく評価方法で性能を確認し、試験報告書や試験成績証明書がある金物（性能試験済みの金物）であることが必要です。  
 なお、接合具も金物にあったものを適正に使用してください。
- ◇ 金物の選定の際には、N値計算又は変換N値計算により、「いろはにほへと…」に該当する金物のうち、どの金物が必要かを（下記の表「告示表三の呼称・N値・引抜力(kN)・柱頭・柱脚仕口の一覧」をもとに) 決定し、その金物以上のものを設置することを原則とします。  
 必要に応じて、金物を「いろはにほへと…」ではなく、金物の短期許容引抜耐力又は短期基準引抜耐力で金物を決定する場合には、「許容」引抜耐力と、「基準」引抜耐力との違いや、金物の性能評価の際の実験方法の違い（隅柱での実験と、中柱での実験）を十分に考慮する必要があります。

【表 告示表三の呼称・N値・引抜力(kN)・柱頭・柱脚仕口の一覧】

告示表三の呼称	N値	引抜力(kN)	柱頭・柱脚仕口
(い)	0以下	0	短ほぞ差・かすがい打
(ろ)	0.65以下	3.4	長ほぞ差込栓打・CPL
(は)	1.0以下	5.1	CPT・VP
(に)	1.4以下	7.5	羽子板ボルト・短冊金物(スクリュー釘なし)
(ほ)	1.6以下	8.5	羽子板ボルト・短冊金物(スクリュー釘あり)
(へ)	1.8以下	10	HD-B10(S-HD10)
(と)	2.8以下	15	HD-B15(S-HD15)
(ち)	3.7以下	20	HD-B20(S-HD20)
(り)	4.7以下	25	HD-B25(S-HD25)
(ぬ)	5.6以下	30	HD-B15(S-HD15)×2ヶ

- ◇ N値計算により引抜力を算定し、柱頭・柱脚金物を決定する場合は、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法が耐力壁だけではなく、準耐力壁及び雑壁の耐力を見込む方法になっているため、N値計算についても、できる限り準耐力壁及び雑壁の耐力を見込んで計算を行ってください。（準耐力壁及び雑壁の耐力を期待するということは、当該耐力により発生する引抜力に耐えることができる金物が設置されている必要があります。）具体的には、壁基準耐力（kN/m）を1.96kN/mで割ったものを壁倍率として計算してください。ただし、特殊な工法等の場合で、予め壁倍率の定めがあるものはその数値を使用してください。
- ◇ 引抜力に1個で耐えうる金物を設置するのが原則ですが、引抜力10kN（N値1.8）未満（ホールダウン金物が不要な場合）までは金物が同じであれば2個設置し、その耐力の足し合わせも可とします。（例：引抜力8kNの柱にVP金物を2個設置）（ただし、告示表三（ぬ）のみHD-15kNの2個使い可です。）

ただし、木材の割裂によって接合部の耐力が決まるような場合は、2枚の接合金物を設置しても耐力は2倍にはなりません。また、接合具が異なる場合は、接合具の剛性が異なるため単純に耐力の足し合わせはできません。



かど金物（GP-T等）は繊維直角方向の割裂を生じやすいです。このような破壊を起こす可能性のある金物を表裏や隣り合わせに2個とりつけても耐力の倍増は望めません。

#### 【図 かど金物CP-T等による接合部の破壊】

- ◇ 既存の基礎が無筋で、10kN（N値1.8）を超える引抜力がかかる場合は、原則として、基礎を有筋補強することが必要となります。
- ◇ 引抜力が10kN（N値1.8）を超える場合は、基礎を有筋補強したうえで、できる限りホールダウンタイプの金物を使用するようにしてください。  
 なお、ホールダウンタイプのような基礎への打ち込みのない、土台取り付けタイプの（コーナータイプ等の）金物も使用できますが、土台などの部材の劣化状態により、取り付けたとしても耐力が発揮できないこともありますので、適宜判断して使用してください。また、この場合においても、アンカーボルトを通して基礎に引抜力は伝達しますので、原則として、基礎を有筋補強することが必要となります。
- ◇ HD-15kN以上の金物に代わるものとして、炭素繊維等を用いた特殊な工法があります。本事業での使用にあたっては、早い段階での事前相談が必要となります。使用の可否、設計・施工・検査方法、補助上限単価の取扱い等の確定に時間を要する場合があります。

## キ 基礎

### A 設計のポイント

- ◇ 無筋コンクリート基礎は、鉄筋コンクリート基礎を増し打ちする（ツイン基礎）ことが有効です。
- ◇ 予算上、基礎補強を行わない場合は、あまり高耐力の耐力壁で補強せず、低耐力の耐力壁を分散して配置するようにし、引抜力を抑えてください。
- ◇ 基礎補強を行う場合は、外観及び床下の目視調査をもとに、基礎のプランニングシート（基礎伏図）を作成してください。
- ◇ 耐力壁工事を行う箇所の基礎は、必ず基礎Ⅰ又は基礎Ⅱの仕様の基礎としてください。また、基礎がない場合には、鉄筋コンクリート布基礎又はベタ基礎を新設してください。特に、室内の基礎は、束石基礎である場合がありますので、事前によく現場調査で確認してください。
- ◇ 束石基礎・玉石基礎（基礎Ⅲの仕様）の場合は、柱脚に足固めを設置する必要があります。足固めの方法については、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」及び「木造住宅の耐震補強の実務—リフォームにあわせた耐震補強のすすめ—」を参考にしてください。

【表 基礎の仕様】

仕 様	基礎種別
基礎Ⅰ	健全な鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎
基礎Ⅱ	ひび割れのある鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎
	無筋コンクリート造の布基礎
基礎Ⅲ	柱脚に足固めを設けた玉石基礎・束石基礎
	柱脚に足固めのない玉石基礎・束石基礎 その他の基礎

- ◇ 柱直下に、換気口がある箇所での耐力壁工事は避けてください。当該箇所で、耐力壁工事を行う場合は、換気口を鉄筋コンクリートで塞ぎ、換気口の移設を行ってください。  
なお、耐力壁工事を行う箇所に換気口があるが、位置が柱の直下ではない場合は、当該箇所の柱の引抜力の大きさ等から、換気口を鉄筋コンクリートで塞ぐ必要があるか否かを判断してください。

### B 既存の基礎の有筋の判断

昭和56年以前の木造住宅は、無筋コンクリート基礎がほとんどであり、有筋コンクリート基礎はまれです。既存の基礎を有筋とするか無筋とするかは、計算上大きく影響することなので、有筋とする場合は判断した根拠がわかる資料を必ず提出してください。例として、以下のような資料があります。

- ◇ 建築時の施工写真
- ◇ 床下リフォームにより掘削された人通り口や換気口から見える鉄筋の写真
- ◇ 一部を破壊して確認した写真
- ◇ 鉄筋探査機の反応（確認時の写真を提出）
- ◇ 旧住宅金融公庫の融資に係る基礎配筋の中間検査を受検した資料
- ◇ 当時の建築確認通知書＋有筋と判断できる図面＋検査済証（この場合、実際の調査結果に基づくものではないため、図面の信頼性も含め、設計者として慎重に判断してください。）

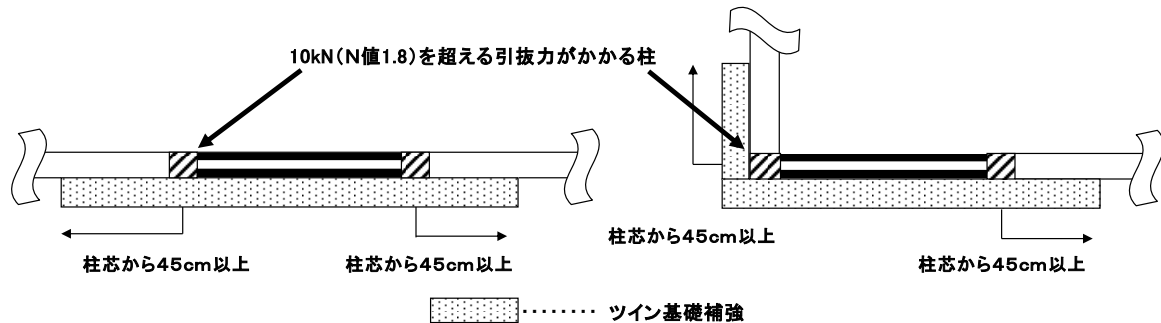
### C 基礎補強が必要な場合

- ◇ 現況が無筋コンクリート基礎等（基礎Ⅱ又は基礎Ⅲ仕様の基礎）であり、N値計算や変換N値計算により、10kN（N値1.8）を超える引抜力がかかる場合には、原則として、鉄筋コンク

リート基礎（基礎Ⅰ仕様）に補強してください。

ただし、応力度計算により安全性が確かめられた場合等は、この限りではありません。

- ◇ 無筋コンクリート基礎から、鉄筋コンクリート基礎への補強の方法としては、「ツイン基礎を施工する方法」や、「無筋コンクリート基礎を撤去のうえ、鉄筋コンクリート基礎の新設する方法」等があります。
- ◇ 基礎の補強を行う場合は、補強を行う壁の柱の両側ともに 45 cm 以上延ばして施工するようにしてください。

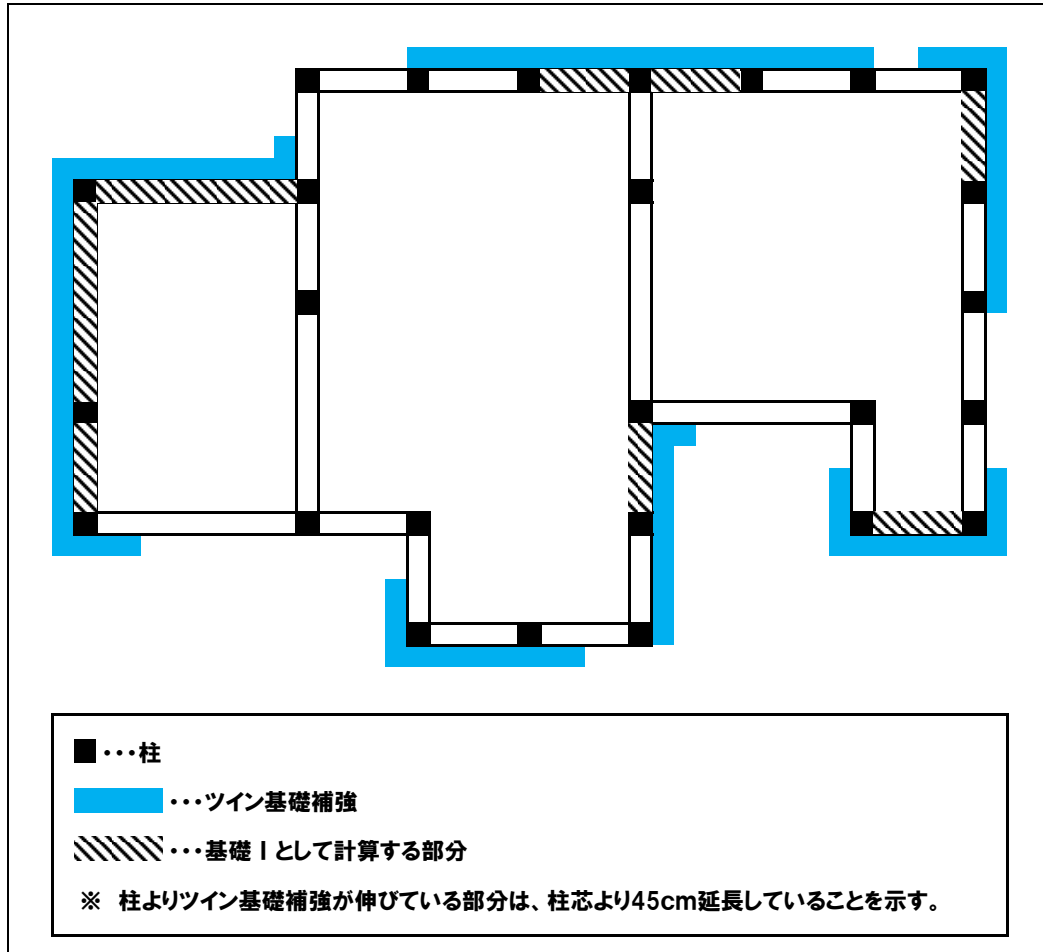


【図 ツイン基礎補強の延長】

#### D 計算において基礎Ⅰ仕様として扱うもの

基礎Ⅰ仕様の基礎（健全な鉄筋コンクリート基礎）が当該壁より、0.91m（半間）以上、かつ、隣の柱（当該壁から 0.91m（半間）未満以内の柱を除く）まで連続してある場合は、基礎Ⅰ仕様として計算して支障ありません。

また、入隅及び出隅部分については、入隅及び出隅の柱芯から 45 cm 以上基礎Ⅰ仕様の基礎が連続してある場合は、基礎Ⅰ仕様として計算して支障ありません。



【図 基礎Ⅰ仕様の取扱い】

上記のほか、基礎Ⅰ仕様の基礎（健全な鉄筋コンクリート基礎）が、当該壁の両端より 0.9m以上連続している場合は、当該壁部分は基礎Ⅰ仕様として計算して支障ありません。（この場合、上記の入隅及び出隅の考え方は採用しません。）

また、当該壁の一方が隅部である場合は、基礎Ⅰ仕様の基礎（健全な鉄筋コンクリート基礎）が、当該壁のもう一方の端から 1.8m以上連続している場合は、当該壁部分は基礎Ⅰ仕様として計算して支障ありません。（当該壁の一方が隅部でない場合は、この考え方は採用しません。）

## E ベタ基礎の扱い

- ◇ 布基礎との併用（異種基礎併用）は避けてください。
- ◇ ベタ基礎はツイン基礎よりも費用が高めです。よって、ベタ基礎を計画する場合は、その必要性が問われます。地盤調査等（スウェーデン式サウンディング試験等）の結果、軟弱地盤であることが判明した等の場合にベタ基礎にする必要性を検討してください。
- ◇ ベタ基礎を補助対象とするためには、地盤調査の結果、地盤の長期許容支持力が 30kN/m<sup>2</sup>未満であることを確かめる必要があります。地盤の長期許容支持力が 30kN/m<sup>2</sup>以上の場合に行うベタ基礎での補強は補助対象外です。

## F その他

- ◇ 浴室の基礎は、無筋のブロックの空積みで高基礎としている可能性が高いので、よく調査してください。
- ◇ ブロック基礎は、有筋、無筋に関わらず地震力を地盤まで伝達することが困難であり、踏み外しの可能性があるため、そのままでは建物全体の破壊を誘導しかねませんので、耐力壁を設置する場合には、鉄筋コンクリート基礎の新設が必要となります。
- ◇ ひび割れのある基礎には、その補修方法を検討してください（ただし、補修工事（上部構造評点が上がらないもの）は補助対象外です）。

【表 基礎の補修・補強方法（概要）】

基礎の状態	補修・補強方法
小さなひび割れ	エポキシ樹脂等による補修
1mm程度のひび割れ	4.5mm以上のステンレス鋼板、または普通鋼板（SS400）であと施工アンカーを10本以上用いて補修・補強します
1.5mm以上の割れが連続している、不同沈下がみられる	無筋基礎の場合は、有筋基礎に変えます
	外側や内側から有筋基礎を増し打ちします
玉石基礎	構造用合板または筋交いと金物の足固めを用いて柱脚部を固め、鉄筋コンクリートの底盤を打設して基礎部分の一体化をはかります
	有筋基礎を増し打ちします

※ 補修工事（補修を目的とした工事）は補助対象外です。

## ク 建築物の一体性

地震による水平力を無理なく伝達させることが重要です。以下に注意してください。

- ◇ 水平構面を剛にするための補強を行います。（床や屋根・下屋に合板を張り補強する、火打ち材による補強を行います。水平構面の剛性が不足していると、住宅の耐力壁にバランスよく水平力が配分されず、全体的には耐力壁量が十分あったとしても、一部の耐力壁に水平力が集中して住宅が破壊する可能性があります。）

- ◇ オーバーハング部やピロティ部分の補強を行い、上階から下階へ力を無理なく伝達させます(下部に壁や支柱を設置する等)。
- ◇ 上下階の耐力壁や隅柱の位置を一致させます。

## ケ 腐朽・蟻害

補強工事を行う部分に、湿気による木材の腐朽や、蟻害がある部分は、原則として部材の取替えを行ってください。(腐朽部材の撤去・入れ替え工事を、補助対象とする場合は、腐朽部分の写真を提出する必要があります。)

また、今後の予防策として、防湿フィルム等で床下の防湿工事をする、床下換気、外壁や屋根の防水材料、開口部や水廻りのコーキングやシーリングの補修・取替えを行うことも有効です(ただし、耐震補強工事には該当しないため補助対象外となります。)

**【表 腐朽・蟻害の程度による補修方法】**

腐朽・蟻害の範囲	劣化の程度	補修方法	施工ポイント
材幅の1/2以下で長さ10cm以下	軽い	局部的なはぎ木等による部分補修	本体とはぎ木との間にゆるみや隙間がないようにします。
材幅の1/2を超え、長さが10cmを超える	柱脚接合部の耐力がほとんどない、もしくは部材断面の20%を越える程度の劣化深さ	根継ぎ等により部材を一部交換	ゆるみや隙間がないように施工するとともに、金物や接着剤を併用して力が確実に伝達するように接合します。
部材の大半に腐朽・蟻害がみられる			

## コ 建築物の軽量化

- ◇ 重い屋根(日本瓦等)を軽い屋根(スレート等)に変更することで、大地震時に建築物にかかる水平力を減らすことができます。
- ◇ 外壁工事とあわせて外壁仕上げを軽い材料に変更することで、大地震時に建築物にかかる水平力を減らすことができます。

## サ 小屋組補強等

小屋組の部材が動かないように雲筋かい等を用いて連結させることで、小屋組の倒壊を防ぐことができます。また、垂木金物の設置も検討してください。

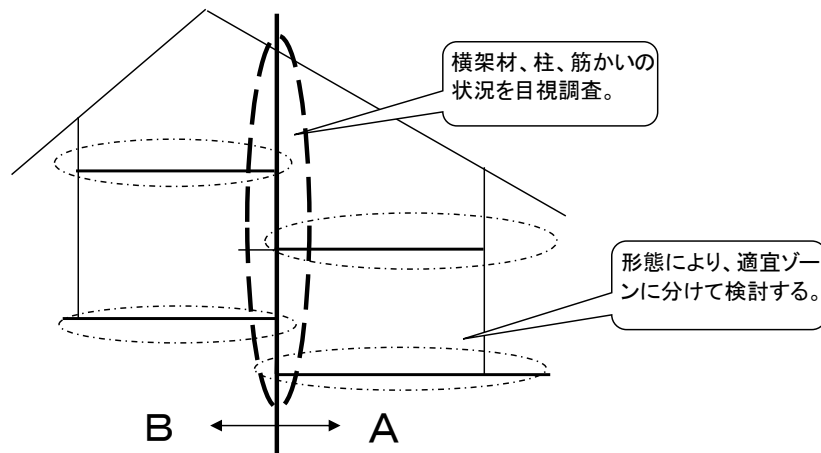


## シ 特殊な構造

特殊な形態の場合は、耐震補強計画を立てる際に配慮が必要です。計算方法や補強方法等について、事前に建築局建築防災課への相談をしてください。

### A スキップフロア

- ◇ 水平構面（床、屋根、梁、小屋組）が一体ではなく分断されスキップしている場合は、その形態により適宜ゾーンに分けて検討し、個々のゾーンが安全となるように、壁量の確保や有害な偏心を起こさないように計画してください。また、別途全体での検討が必要となります。
- ◇ 個々のゾーンの境の部分には、応力が集中しやすいため、配慮が必要です。当該部分の横架材、柱、筋かいがどのように設置されているかを、屋根裏、小屋裏等から目視調査し、耐震補強計画を立てる必要があります。



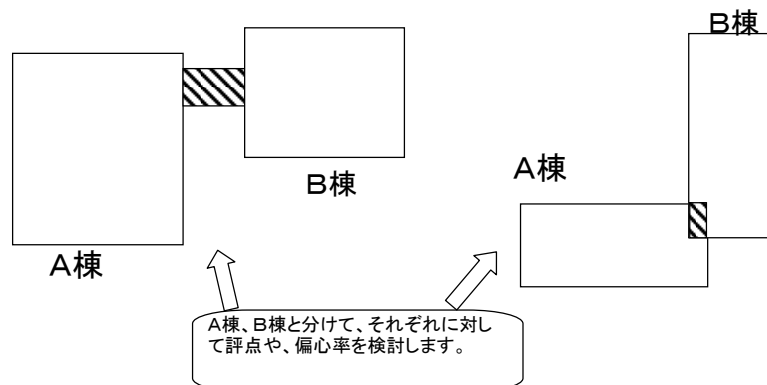
【図 スキップフロア】

### B 不整形な平面

- ◇ 平面が構造的に一体性のない場合（エキスパンションがある場合を含む）は、別棟としてそれぞれ上部構造評点や偏心率を検討します。
- ◇ 例として、下図のような場合は、別棟としてそれぞれ検討が必要です。
- ◇ 平面的に不整形な部分の付け根は、エキスパンションの設置等の検討をしてください。

#### \* 渡り廊下型

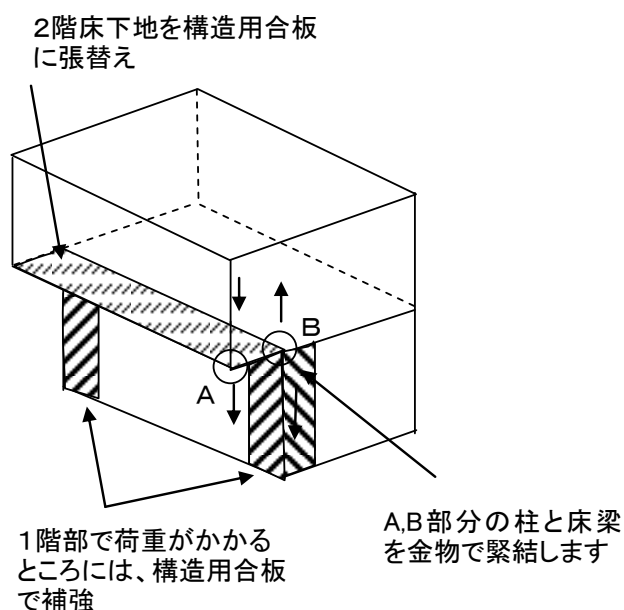
#### \* 重なり型



【図 不整形な平面】

### C ピロティやオーバーハング

- ◇ ピロティ又はオーバーハング部分の2階の耐力壁や隅柱に力が加わった時に、1階の耐力壁や柱へ力が無理なく伝達するように、できる限り補強を行うようにしてください。
- ◇ 補強方法としては、次のような方法があります。
  - ・ ピロティ又はオーバーハング部分の隅柱の直下に、1階の柱や耐力壁を新設する。
  - ・ ピロティ又はオーバーハング部分の2階の床下地を構造用合板に張替え、羽子板ボルト等で柱と床梁を緊結する。
  - ・ ピロティ又はオーバーハングのある側の1階の外壁（特に隅部）は荷重がかかりやすいので構造用合板で補強する。



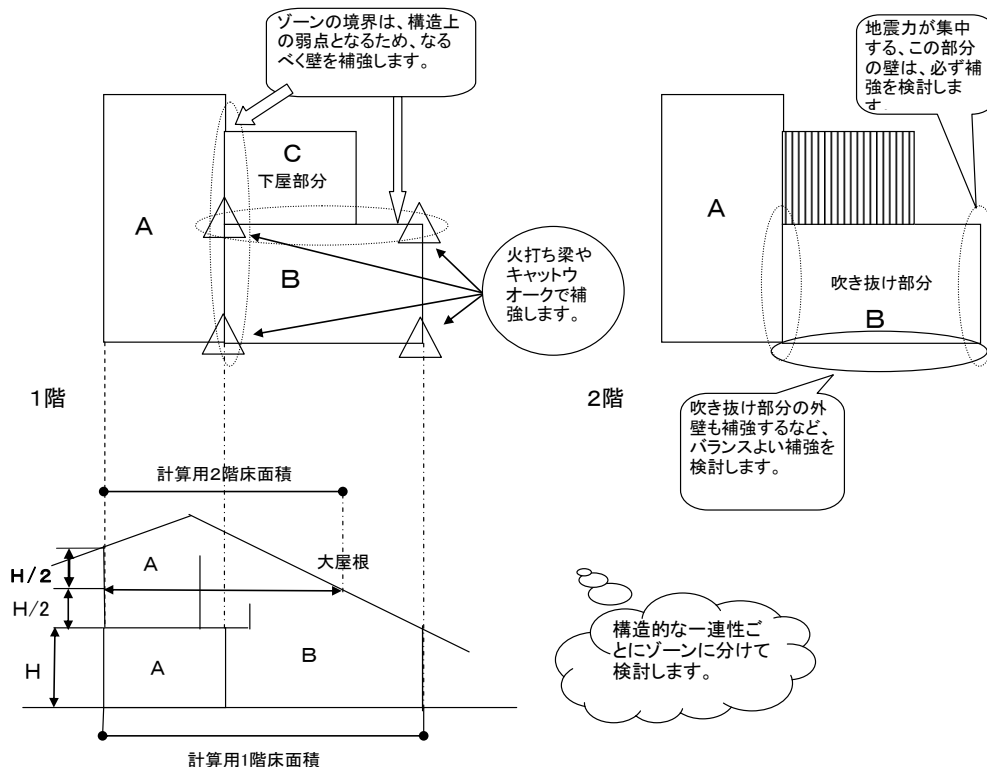
【図 ピロティやオーバーハング】

### D 柱や耐力壁の位置が上下階でずれている場合

- ◇ 柱や耐力壁の位置が上下階でずれている場合は、2階に生じる水平力を1階の耐力壁に伝達するために、できる限り補強を行うようにしてください。補強方法としては、床・屋根・下屋の下地を構造用合板で補強する、火打ち材で床組や小屋組の隅部を補強する（水平構面の補強）等が有効です。
- ◇ 下屋等により2階外壁の耐力壁の下に1階の耐力壁がない場合は、下屋の屋根下地を補強することで、2階の水平力を下屋の外壁に無理なく伝達することができます。

### E 大きな吹き抜け（一辺が4 mを超える吹き抜け）

- ◇ 平面的、立面的に水平構面や鉛直構面をみて、形態や構造的な一連性（吹き抜け部分、下屋部分、1階に2階がのっている部分等）ごとにゾーン分けして検討を行います。
- ◇ 2階の必要耐力算定用床面積は、2階床面から2階の階高の1/2をとった位置での床面積とします。
- ◇ 吹き抜けの部分の偏心率の評価は難しいので、（吹き抜け部分の外壁に筋交いをいれる等の方法で）ゾーンごとになるべくバランスよく壁の補強を計画します。
- ◇ 各ゾーンの境界は、構造的に弱点となるため、できる限り壁補強を行う計画としてください。
- ◇ 吹き抜け自体が構造的に弱点となりますが、火打ち梁等により面内剛性を確保することができます。



【図 大きな吹き抜けと下屋がある場合】

## F 建築物の一部に鉄骨や鉄筋コンクリート等がある場合

- ◇ 原則として、混構造は補助対象建築物とはなりません。ただし、在来軸組構法の木造住宅として、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法による耐震診断により、上部構造評点が 1.0 以上となる耐震改修工事を行うことが可能なものは、補助対象建築物とすることができる場合があります。
- ◇ 建築物の一部に鉄骨や鉄筋コンクリート等がある場合には、【耐震設計】計画承認申請を行う前に、事前に建築局建築防災課までお問い合わせください。
- ◇ 補助対象建築物となった場合も、耐震補強計画を立てる際には、その補強方法について建築局建築防災課への事前相談が必要です。
- ◇ 例としては、柱のみが鉄骨であり、なおかつ、木造在来軸組構法での補強が可能なものは、補助対象建築物となり、鉄骨フレームが水平力を負担するような構造は、補助対象建築物とはなりません。
- ◇ 補助対象建築物となった場合に、立面的に混構造の建築物は、必要耐力を 1.2 倍します。

## ス ブロック塀への対応

大地震時にはブロック塀の倒壊による人的被害の危険性もあります。危険なブロック塀に対しては、安全なブロック塀への改善（建築基準法施行令第 62 条の 8）や、撤去してフェンスや生垣などに改善する等の検討が必要です。（ただし、建築物の補強工事ではないため、本事業においては、補助対象外となります。）

- ① 危険性の高いブロック塀
  - ◇ 基礎に根入れがない。
  - ◇ 高さが 2.2m 超え
  - ◇ 控え壁がない
  - ◇ 傾きやひび割れがみられる
  - ◇ 鉄筋が入っていない

- ② 横浜市狭あい道路拡幅整備事業（道路後退に関する助成制度）  
条件等の詳細は、横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当（045-671-4544）に問い合わせてください。
  
- ③ ブロック塀等を撤去し、生垣を設置する場合の助成制度  
条件等の詳細は、公益財団法人横浜市緑の協会緑化推進課（045-228-9435）に問い合わせてください。

## 7 【補強工事】チェックリスト

【補強工事】計画承認申請時に、以下のチェックリストで審査項目をチェックし、申請書とともに提出してください。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業

【補強工事】チェックリスト

	確認項目	参照ページ	チェック内容	提出者 チェック欄	市 チェック欄
現況の耐震診断	建物重さ区分	98	既存建物の軽い、重い判断は屋根や壁の仕様に基づいていますか。		
	必要耐力算定用面積	95	必要耐力算定用面積は、各階正しく算定していますか(はね出しバルコニー、小屋裏収納、吹抜、ポーチ、下屋)。		
	形状割増係数	97	正しくとった短辺に基づいて形状割増係数を選択していますか。		
	基礎仕様	108	基礎仕様(I、II、III)の判断は適正ですか。( * Iを有筋基礎としている場合は、根拠資料が必要)・2階基礎はIです。		
	既存の壁	99	既存壁は当時の標準仕様のものでしょうか(厚さ、種類、筋交い寸法)。 * 下屋の場合、下屋部分の2階の外壁は高さ2.4m以上確保されていますか(ない場合は、開口部とするか耐力0)。		
	接合部(柱頭柱脚)	106	接合部仕様は「3kN未満(釘)」ですか(当時の建物は概ね金物は使用されていないため)。		
	評点	—	上部構造評点は1.0未満ですか。		
計画の耐震診断	建物重さ区分	98	既存建物の軽い、重い判断は屋根や壁の仕様に基づいていますか。		
	必要耐力算定面積	95	必要耐力算定用面積は、各階正しく算定していますか(はね出しバルコニー、小屋裏収納、吹抜、ポーチ、下屋)。		
	形状割増係数	97	正しくとった短辺に基づいて形状割増係数を選択していますか。		
	基礎補強	109	ツイン補強する場合、的確な範囲でIとしていますか。		
		110	* ベタ基礎補強する場合、その必要性がありますか(地盤状態)。		
	接合部(柱頭柱脚)低減係数	—	* 下屋のある家屋の場合、1階下屋部分の柱頭・柱脚接合部の耐力低減係数は「平屋」の区分でみていますか。		
		106	補強する壁の接合部仕様は告示(I)ですか。		
	壁の補強計画と耐力	—	耐震補強説明書の基準耐力は、軸組に直張りする面材の耐力のみ計上していますか。		
		103	* 補強箇所の筋交いにはプレート金物を設置し、その基準耐力で計算していますか。		
		—	基準耐力及び剛性は、補強説明書と計算書で一致していますか。		
		50	プランニングシートに、必要事項は記入されていますか。		
		101	* 特殊な工法で補強する場合、技術評価書、大臣認定書、設計・施工・監理仕様書及び資格証・受講証等が添付されていますか。		
	100	* 出隅や入り隅の場合は、面材、筋交い、継ぎ材、受け材等の部材や金物が納まるかどうか考慮した上計画していますか。			
	剛性率・偏心率	105	剛性率と偏心率による低減係数は1.0ですか。		
	柱頭・柱脚金物	50	プランニングシートにはN値(変換N値)計算により算定された金物が明記されていますか。		
106		* 使用する金物は、Zマーク表示金物、もしくは同等認定品、性能認定品ですか。			
108		* 引抜力が10kN(N値1.8)を超える場合は有筋基礎(両側柱芯より45cm延長)が計画されていますか(既存が無筋基礎の場合)。			
評点	—	1、2階X、Y方向の4箇所すべての上部構造評点が1.0以上ですか。			
補助金・見積書	数量表	18	各工事箇所の単価区分は正しいですか。 「その他の工事/その他(見積りによる)」は、補助対象工事ですか。		
		52	* 軽い仕様に葺き替える屋根工事がある場合、数量の根拠となる施工面積の算定式が記載されたプランニングシート(屋根伏図)は添付されていますか。		
	補助予定額算出シート	61	積算は正しくされていますか(申請書、数量表、見積書との整合性)。		
	見積書	65	補助対象工事と補助対象外工事で金額を分けていますか。補助対象工事は、内訳書の明細(単価、数量)を明記していますか。		

ページは、申請の手引きのものです。

### 第3章 記入要領について

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
【耐震設計】計画承認申請書

(申請先)  
横浜市長

年 月 日

※申請者は、当該住宅に居住している所有者  
(複数の場合は、その代表者)となります。  
所有者が居住していない場合は、所有者の  
配偶者又は一親等の親族(複数の場合は  
その代表者)が申請者となります。

申請者

〒  
住所  
氏名  
電話

( )

印

※申請者氏名欄は、本人直筆が原則です。(パソコン等  
で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱第5条第1項の規定により、次の木造住宅  
の耐震設計に係る計画の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

No. \_\_\_\_\_

(備考) 自署した場合は押印を省略することができます。

建築物	所在地	<b>登記事項証明書の所在欄にある地名・地番を記入してください。</b>		
	構造及び規模	木造 △ 階建	建築物本体延べ面積 (現況)	〇〇〇.〇〇m <sup>2</sup>
	所有者	<b>所有者全員の氏名を記入してください。</b>	耐震診断評点	わが家・一般・未診断 <b>下記の※へ</b>
予耐震	事業者名	株式会社 〇〇〇〇	本市登録事業者	登録No. 〇〇〇
	代表者名	代表取締役 △△ 太郎		一時登録
事業設計者計	所在地	横浜市中区港町〇〇	電話 045 (671) △△△△ FAX 045 (671) △△△△	
	代表となる設計者 (工事監理者) 資格・氏名 <small>※委任する者</small>	<input checked="" type="radio"/> 一級・二級・木造) 建築士 (大臣) 登録第〇〇〇〇〇〇号 △△ 太郎 <b>委任状の委任する者(代表となる設計者)と同じになります。</b>		
	その他の担当者氏名	<b>代表となる設計者以外に担当者がいる場合には記入してください。</b>		
工事費概算額 (全体)		☆, ☆☆☆, ☆☆☆ 円 ① <b>工事の見積書は不要</b>		
①のうち補強工事費予定額		☆, ☆☆☆, ☆☆☆ 円 <b>工事の見積書は不要</b>		
設計費予定額 (全体)		☆, ☆☆☆, ☆☆☆ 円 ② <b>金額は設計の見積書から転記</b>		
②のうち耐震設計費予定額		☆, ☆☆☆, ☆☆☆ 円 <b>金額は設計の見積書から転記</b>		
世帯の課税区分		<input checked="" type="radio"/> 課税 ・ 非課税 <b>補助の区分を○で囲む</b>		

(A4)

**※ 市の診断方法を選択し、診断結果を記入。市の診断を受けていない場合は「未実施」を選択し、評点は記入しないで下さい。**



**※当該建物に共有者がいる場合、又は、申請者が所有者でない場合は提出してください。**

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に係る耐震改修工事承諾届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

- ※ 申請者以外の所有者全員からの届出が必要です。
- ※ 氏名欄は、本人直筆が原則です。(パソコン等で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。)
- ※ 一人一枚ずつご提出ください。

届出者 千  
住所  
氏名 印  
電話 ( )

下記の建築物に関し、申請者が横浜市木造住宅耐震改修促進事業により耐震改修工事を行うことを承諾します。また、同建物について、申請者と賃貸借関係はありません。

1 申請者

住 所	申請者の住所
氏 名	申請者の氏名

2 所有する建築物の概要

所在地	登記事項証明書の所在欄にある地名・地番を記入してください	
所有者とその持ち分 (承諾者本人を含む)	〇〇 〇〇	〇分の△
	△△ △△	〇分の□
		分の

**※ 建物登記簿上の所有者全員の氏名とその持ち分を記入してください。**

(備考) 自署した場合は押印を省略することができます。

(A 4)

## 横浜市木造住宅耐震改修促進事業世帯員確認書

### 1 補助対象予定住宅に居住する全員分の住民票の提出

住民登録(住民票)上の世帯主氏名	住 民 票 の 提 出
※ 住民登録上の世帯主氏名を記入してください。また、同じ住宅に住	済 未
民登録上複数の世帯がある場合は、それぞれの世帯主を記入の	済 未
上、すべての住民票を提出してください。	済 未

### 2 一時的居住者の有無

有・無

(有の場合は次の項目を記入してください。)

氏 名	居住開始年月日	申請者との関係
※ 一時的居住者がいる場合は、居		
住開始日と申請者との関係を		
記入してください。		

### 3 単身赴任者等で補助対象予定住宅の居住者と生計を一つとする者の有無

有・無

(有の場合は次の項目を記入してください。)

氏 名	申請者との関係
※ 単身赴任等で生計は一つにしているが、一時的に居住していない場合、同一世帯として見なし、	
非課税区分を確認する対象となります。有りの場合は、氏名と申請者との関係を記入してください。	

### 4 耐震設計計画承認申請前3か月以内の補助対象予定住宅からの住民異動者の有無

有・無

(有の場合は次の項目を記入してください。)

氏 名	異動理由(※差し支えない範囲で記入ください)
※ 耐震設計計画承認申請前3ヶ月以内の	
異動者がいる場合は、氏名と異動理	
由を簡単に記入してください。	

以上の記載事項について事実と相違ありません。また、記載事項について横浜市が調査し、照会があった場合は調査協力することを了承します。

年 月 日

※ 記載事項に間違いがないか再度確認してください。また、横浜市の調査・照会に協力することを確認の上、住所・氏名・電話番号・記入日を記入し、署名してください。  
(氏名はパソコン入力不可)

申請者 住所 〒

氏名 (自署)

電話 ( )

(A 4)

横浜市 長

居住者 住所 〒 **※18才以上の方は、一人一枚ずつご署名をお願いします。**  
(フリガナ) **(氏名はパソコン入力不可)**  
氏名 (自署) **※必ずフリガナを記入してください。**

電話 ( )

### 同意書

私は、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認第3条第2号に基づき、横浜市税のうち、次の税目の納税状況について調査することに同意します。

#### 調査に同意する税目

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 3 固定資産税(償却資産)
- 4 軽自動車税
- 5 特別土地保有税

( \* 上記1～5は延滞金も含みます。 )

(A4)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
【補強工事】計画承認申請書

(申請先)  
横浜市長

年 月 日

※申請者は、当該住宅に居住している所有者  
(複数の場合は、その代表者)となります。

所有者が居住していない場合は、所有者の  
配偶者又は一親等の親族(複数の場合は  
その代表者)が申請者となります。

※申請者氏名欄は、本人直筆が原則です。(パソコン等  
で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。

申請者 〒 住所  
氏名 印  
電話 ( )

横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱第6条第1項の規定により、次の木造住宅の補強工事に係る計画の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

No. \_\_\_\_\_

(備考) 自署した場合は押印を省略することができます。

(A4)

建築物	所在地	<b>登記事項証明書の所在欄にある地名・地番を記入してください。</b>		
	構造及び規模	木造 △ 階建	建築物本体延べ面積(計画)	〇〇〇.〇〇㎡
	所有者	<b>所有者全員の氏名を記入してください。</b>	精密診断 上部構造評点	改修前 <b>下記の※へ</b> 改修後
耐震業者計	事業者名	株式会社 〇〇〇〇	本市登録 事業者	登録No.〇〇〇
	代表者名	代表取締役 △△ 太郎		一時登録
	所在地	横浜市中区港町〇〇	電話 045 (671) △△△△ FAX 045 (671) △△△△	
	代表となる設計者 (工事監理者) 資格・氏名 <small>※委任する者</small>	(一級) 二級・木造) 建築士 (大臣) 登録第〇〇〇〇〇〇号 △△ 太郎 <b>委任状の委任する者(代表となる設計者)と同じになります。</b>		
	その他の担当者氏名	<b>代表となる設計者以外に担当者がいる場合には記入してください。</b>		
予補 定強 工事 業者事	事業者名	株式会社 〇〇工務店	本市登録 事業者	登録No.〇〇〇
	代表者名	代表取締役 △△ 次郎		一時登録
	所在地	横浜市中区尾上町〇〇	電話 045 (662) △△△△ FAX 045 (662) △△△△	
工事費予定額 (全体)		☆, ☆☆☆, ☆☆☆ 円 ① <b>金額は工事の見積書から転記</b>		
①のうち補強工事費 予定額		☆, ☆☆☆, ☆☆☆ 円 <b>金額は工事の見積書から転記</b>		
補助上限単 積算 価額		☆, ☆☆☆, ☆☆☆ 円 <b>金額は補助予定額算出シートから転記</b>		
耐震設計計画 承認通知書番号		〇〇年〇〇月〇〇日 建建防 第△△△号 <b>通知書(第2号様式) の日付・番号を記入</b>		

※ 「建建防」は「建建企」の場合があります。

(A4)

※ 設計者の方が行った精密診断の評点を記入してください。

# 補助予定額算出シート

手書き専用様式

数量表で集計した数量を記入してください。

(単位:円)(消費税込み)

名称	数量	単位	単価(市)	金額	
1 基礎工事	布基礎新設・補強	4.55	m	30,000	136,500
	ベタ基礎新設・補強		m2	31,000	
	小計				136,500
2 耐力壁工事	1階 新設・両面補強	1.82	m	192,000	349,440
	1階 片面補強	9.39	m	116,000	1,089,240
	2階 新設・両面補強	0.91	m	213,000	193,830
	2階 片面補強	1.82	m	129,000	234,780
	壁四隅補強(金物使用) ※既存の筋かい等に対して採用	1	ヶ所	68,000	68,000
小計				1,935,290	
3 屋根工事	葺替え ※屋根の軽量化及び2階減築 工事に採用		m <sup>2</sup>	12,000	
小計				0	
4 その他工事	建具取替え (外部腰窓) ※壁新設時に採用		ヶ所	71,000	
	建具取替え (外部掃出し窓・玄関ドア) ※壁新設時に採用	1	ヶ所	179,000	179,000
	設備工事(配管移設・復旧) ※給水・給湯・排水・ガスのみ		ヶ所	89,000	
	補助上限単価 がないもの 工事		式		
小計				179,000	
① 合計 (補助上限単価の積算額) (1~4の合計額)				2,250,790	
補助額算定 (補強工事)	② 課税区分ごとの 補助金限度額 ※該当に「1」を入力	課税	1 式	1,300,000	1,300,000
		非課税	式	1,950,000	
	③ 補助限度額(補強工事) (①と②の 小さい方)				1,300,000
	④ 工事見積額(補強工事)(消費税 別)				2,500,000
	⑤ 補助額(補強工事分) ④の小さい方 千円未満切捨				1,300,000

その他工事(補助上限単価がない補助対象工事)に計上できるもの及び、その他工事の取扱いについてはP. 17及び20を参照してください。

この補助上限単価の積算額を、申請書第2面に転記します。

補助上限単価の積算額①と課税区分ごとの補助限度額②の低い額を③に記入してください。

比較 ↓

該当する課税区分に「1」を記入してください。

④に補強工事(補助対象工事)分の工事見積額を記入し、③と比較して低い額を⑤に記入してください。

2014.4-2 Ver.

# 工事見積書

〇〇 邸改修工事見積書		見 本 書 式					
名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
1	耐震改修工事 (補助対象工事)	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇円	消費税込み	
2	その他の工事 (補助対象外工事)	1	式		△,△△△,△△△円	消費税込み	
工事費合計					□,□□□,□□□円	消費税込み	

※ 補助対象工事と補助対象外工事に分けて消費税を含んだ額で作成してください。

〇〇 邸改修工事見積書		見 本 書 式					
名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
	耐震改修工事 (補助対象工事)						
1	仮設工事	1	式		△,△△△,△△△円		
2	基礎工事	1	式		△,△△△,△△△円	延べ長さ □□ m	
3	耐力壁工事	1	式		△,△△△,△△△円	延べ長さ □□ m	
4	屋根工事		式		円		
5	その他工事	1	式		△,△△△,△△△円		
小計					□,□□□,□□□円		
	消費税	5%	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇円		
合計					△,△△△,△△△円		

※ 内訳書の明細は補強箇所ごとに分けて作成する必要はありません。  
壁と基礎は延べ長さを表記してください。

※ 補助対象工事については見本に内訳書の明細まで作成してください。  
様式は任意ですが、内訳書の明細には単価と数量を記述してください。(一式計上は多用しない)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
検査申請書

（申請先）  
横浜市長

年 月 日

※申請者は、当該住宅に居住している所有者  
（複数の場合は、その代表者）となります。  
所有者が居住していない場合は、所有者の  
配偶者又は一親等の親族（複数の場合は  
その代表者）が申請者となります。

申請者 千  
住所  
氏名 印  
電話 ( )

※申請者氏名欄は、本人直筆が原則です。（パソコン等  
で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。）

※関係書類として工事工程表、検査一覧表、  
工事契約書（写し）を添付してください。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱第9条第2項の規定により、関係書類を添  
えて検査を申請します。

No. \_\_\_\_\_

建 築 物	所在地	登記事項証明書の所在欄にある地名・地番を記入してください。		
	構造及び規模	木造 △ 階建	建築物本体 延べ面積（計画）	〇〇〇.〇〇m <sup>2</sup>
	所有者	所有者全員の氏名を記入してください。		

耐震設計計画 承認通知書番号	① 〇〇年〇〇月〇〇日 建建防 第△△△号
補強工事計画 承認通知書番号	② 〇〇年〇〇月〇〇日 建建防 第△△△号

※ 「建建防」は「建建企」の場合があります。

※ 既に郵送済みの各通知書に記入されている日付・番号を記入してください。

- ① [耐震設計]計画承認通知書…第2号様式
- ② [補強工事]計画承認通知書…第4号様式

（備考）自署した場合は押印を省略することができます。



# 工事工程表

〇〇 邸 改修工事

〇月 〇日 作成

工事種別	5月			6月			7月			備考
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
1. 仮設工事	仮囲・足場設置			解体・清掃						
2. 土工事	掘削			埋戻し						
3. 基礎工事	はつり			配筋 打設 養生						
4. 外壁補強工事		1階壁		2階壁						
5. 内壁補強工事				2階壁						
6. その他工事				塀撤去・新設						
中間検査	☆	☆	☆							
完了検査						☆				

※ 工事工程表・検査工程一覧表は任意様式です。工事工程表には日付及び中間・完了検査のお知らせにある検査工程の予定を入れてください。

※ 検査工程は日付を入れて別途一覧表を作成してください(検査申請書は検査予定日の5日以上前に提出してください)。

## 検査工程一覧表

検査工程		該当	検査予定日	備考
基礎	根切完了時	レ	5月10日	
	配筋完了時	レ	5月19日	
耐力壁	耐力壁補強完了時 (筋交い・面材)	レ	5月19日	
	柱頭柱脚金物取付け完了時 (HD・VP・CPL等)	レ	6月5日	
屋根	既存屋根撤去完了時		月 日	
その他	道路後退完了時	レ	6月20日	完了検査時確認
	容積率・建ぺい率是正完了時		月 日	
	建物高さは正完了時		月 日	
			月 日	
完了検査			6月20日	

工事工程表及び検査工程一覧表は任意様式

**※ 本様式とあわせて補助金交付申請書(第1号様式)も一緒にご提出ください。**

第9号様式 第1面 (第10条第3項)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
耐震改修工事完了報告書

(報告先)  
横浜市長

年 月 日

**※ 報告者は、当該住宅に居住している所有者  
(複数の場合は、その代表者)となります。**

**所有者が居住していない場合は、所有者の  
配偶者又は一親等の親族(複数の場合は  
その代表者)が申請者となります。**

報告者 干  
住所  
氏名  
電話 ( )

印

**※ 報告者氏名欄は、本人直筆が原則です。(パソコン等  
で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。)**

横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱に基づき、承認を受けた耐震改修工事が完了しましたので、同要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

No. \_\_\_\_\_

(備考) 自署した場合は押印を省略することができます。

(A 4)

第9号様式 第2面 (第10条第3項)

建築物	所在地	横浜市 区		
	構造及び規模	木造 階建	建築物本体 延べ面積(計画)	m <sup>2</sup>
	所有者		改修後精密診断 上部構造評点	
耐震設計計画 承認通知書番号		年 月 日	第	号
補強工事計画 承認通知書番号		年 月 日	第	号
【耐震設計・補強工事】 計画変更承認通知書番号		年 月 日	第	号
完了年月日		年 月 日		

(A4)

※ **完了年月日には、「工事検査シート」の第3面の「工事監理者(代表となる設計者)確認欄」に工事監理者(代表となる設計者)が記入した日付を記入してください。**

※ **既に郵送済みの各通知書に記入されている日付・番号を記入してください。**

① **【耐震設計】計画承認通知書…第2号様式**

② **【補強工事】計画承認通知書…第4号様式**

※ **工事検査シートは、工事監理者(代表となる設計者)が記入してください。**

(第1面)

## 工事検査シート

### 1. 検査対象物件

申請者	〇〇 〇〇
No.	〇〇 W △△
耐震設計事業者 住所・氏名	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 △△ 太郎
補強工事事業者 住所・氏名	株式会社 〇〇工務店 代表取締役 △△ 次郎
工事監理者(代表となる設計者) 事業者名・建築士氏名 ※本シート記入者	株式会社 〇〇〇〇一級建築士事務所 △△ 太郎 <span style="float: right;">(印)</span>
その他の担当者氏名	

※ **工事監理者は、当該申請の代表となる設計者(委任を受けた者)としてください。**

※ **中間検査及び完了検査の立会人は、原則として、当該申請の代表となる設計者としてください。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者に所属する建築士の立会いでも可とします。この場合は、「その他の担当者氏名」に中間検査及び完了検査に立ち会う建築士の氏名を記入してください。**

### 2. 検査履歴

検査工程		立会人氏名	指摘	指摘番号
基礎	根切完了時	△△ 太郎	無・有	
	配筋完了時	△△ 太郎	無・有	
耐力壁	耐力壁検査は(補強工事)計画承認通知書を発行する際にお知らせします。指定された検査工程で必ず中間検査を受検してください。検査は写真報告で行う場合もあります。(詳細は検査員に確認してください。)	△△ 太郎	無・有	1
	取付け完了時 (HD・VP・CPL等)	△△ 太郎	無・有	
屋根	既存屋根撤去完了時	立会・写真	無・有	
		立会・写真	無・有	
その他	道路後退完了時	△△ 太郎	無・有	
	容積率・建ぺい率 是正完了時	立会・写真	無・有	
	建物高さは正完了時	立会・写真	無・有	
完了検査		△△ 太郎	無・有	

※ 該当する項目に記入 ※ 指摘が有の場合は3. 指摘是正確認へ

### 3. 指摘是正確認

指摘番号	指摘内容	是正内容	検査員 是正完了 確認日
1	⑦の筋交いプレート取り付け方法間違い	プレート撤去、取り付け直し	6/5 写真報告
※ <b>指摘があった項目は必ず内容を記述し、後日検査員の確認を受けてください。 (写真報告・立会は検査員の指示による)</b>			

(太枠の日付は検査員が記入)

#### 4. 変更履歴

変更内容		変更の手続き	変更承認通知日・報告日
1	⑥の壁補強仕様の変更(構造用合板→三つ割筋交いたすき)	変更申請・変更報告	5/19
2	※ 変更があった場合は概要を記入してください。	変更申請・変更報告	
3	※ 変更の手続きについてはP. 68を参照してください。	変更申請・変更報告	

#### 5. 検査結果

検査事項		工事監理者確認日	検査員確認日	
基礎	根切	床付面の状況、深さ	5/10	5/10
		既存の基礎形状、取り合い	5/10	5/10
	配筋	※ 「工事監理者確認日」は、工事監理者(設計者)が当該検査事項について、最終的に確認した日付(是正があった場合は是正確認後の日付)を記入してください。	5/19	5/19
		※ 「工事着手後に「計画変更承認申請」を行った場合、当該変更箇所の工事は「計画変更承認通知書」発行後に着手しなければならないため、「工事監理者確認日」は、「計画変更承認通知書」の発行日以降となります。	5/19	5/19
		※ 「検査員確認日」は、検査員が当該検査事項について、最終的に確認(写真での確認を含む)した日付を記入してください。必ず工事監理者が確認してから検査員が確認しますので、「検査員確認日」は「工事監理者確認日」より後になります。	5/19	5/19
		※ 中間検査を実施していない部分について、完了検査時に写真にて最終的に確認を行った場合は、当該検査事項の「検査員確認日」は完了検査日となります。		
耐力壁	耐力壁補強	面材(耐力壁)の種別、厚さ	6/10	6/20
		面材(耐力壁)の釘仕様、ピッチ	6/10	6/20
		軸組材の接合状況(羽子板ボルト等)	6/10	6/20
		軸組材の腐食等のチェック	6/10	6/20
	柱頭柱脚金物	柱頭金物の位置、仕様、納まり	6/10	6/20
		柱脚金物の位置、仕様、納まり	6/10	6/20
屋根	既存屋根撤去	下地(野地板)の状況		
		新設屋根葺材の仕様(軽量化の確認)		
その他	道路後退	後退後の幅員	6/20	6/20
	面積是正	是正後の面積		
	高さ是正	是正後の高さ		

※ 確認日は最終的に適正であることを確認した日付を記入 (太枠の日付は検査員が記入)

検査事項		工事監理者 確認日	検査員 確認日
計画全般 ※ 全項目必ず記入	建物の形状、間取り	6/20	6/20
	基礎の位置、形状、仕様 (既存及び補強部分)	6/20	6/20
	壁・金物の位置、形状、仕様 (既存及び補強部分)	6/20	6/20
	屋根の形状、仕様 (既存及び補強部分) ※ 検査事項の「計画全般」は、補助対象建築物が承認された補強工事計画と相違がないかを完了検査時に再度確認し、全ての項目を必ず記入してください。	6/20	6/20

確認日は最終  
※ 現況から建物形状及び屋根形状が変化している場合は、計画承認申請時に事前に市に当該工事に係る図面を提出している必要があります。

工事監理者(代表となる設計者)確認欄	
私は、本耐震改修工事の工事監理を行い、承認された耐震改修計画にしたがい、適正に工事が行われていることを確認いたしました。	
平成 26年 6月 20日	
住所	横浜市中区港町〇〇
電話	045-671-△△△△
事業者名	株式会社〇〇〇〇一級建築士事務所
氏名	△△ 太郎 (印)
報告事項	

検査員確認欄	
本耐震改修工事は承認された耐震改修計画にしたがい、適正に工事が行われていることを確認いたしました。	
平成 26年 6月 20日	
横浜市木造住宅耐震改修促進事業検査員	
住所	横浜市中区相生町〇〇
電話	045-671-□□□□
事務所名	△△建築士事務所
氏名	〇〇 〇〇 (印)
備考	

(太枠の中は検査員が記入)

- ※ 工事箇所ごとの工事施工写真を添付してください。
- ※ 写しではなく原本を提出してください。
- ※ 訂正をする場合は、訂正箇所に二重線を引き、工事監理者(代表となる設計者)の訂正印を押印し、その上に正しい内容を記載してください。(検査員が記入する部分を訂正する場合は、検査員が記入及び訂正印の押印を行う必要があります。)

**※ 本様式とあわせて補助金請求書(第4号様式)も一緒にご提出ください。**

第1号様式 第1面(第7条)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
補助金交付申請書

(申請先)  
横浜市長

年 月 日

**※申請者は、当該住宅に居住している所有者  
(複数の場合は、その代表者)となります。  
所有者が居住していない場合は、所有者の  
配偶者又は一親等の親族(複数の場合は  
その代表者)が申請者となります。**

申請者 〒  
住所  
氏名  
電話 ( )

印

**※申請者氏名欄は、本人直筆が原則です。(パソコン等  
で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。)**

横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の木造住宅の耐震改修について、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

(備考) 自署した場合は押印を省略することができます。

(A4)

No. \_\_\_\_\_

建築物	所在地	<b>登記事項証明書の所在欄にある地名・地番を記入してください。</b>			
	構造及び規模	木造 △ 階建	建築物本体 延べ面積(計画)	〇〇〇.〇〇m <sup>2</sup>	
	所有者	<b>所有者全員の氏名を記入してください。</b>	精密診断 上部構造評点	改修前	〇〇
				改修後	△△
完了年月日	〇〇年〇〇月〇〇日				
全体改修工事費	全体設計	①	☆☆☆,☆☆☆ 円	※ 設計者が行った精密診断の評点を記入してください。	
	全体工事	②	☆,☆☆☆,☆☆☆ 円		
のうち耐震改修工事 部分費用	耐震設計	③	☆☆☆,☆☆☆ 円		
	補強工事	④	☆,☆☆☆,☆☆☆ 円		
補助金申請額	耐震設計	⑤	☆☆☆,☆☆☆ 円	計	⑦ ☆,☆☆☆,☆☆☆ 円
	補強工事	⑥	☆,☆☆☆,☆☆☆ 円		
世帯の課税区分	<input checked="" type="radio"/> 課税 <input type="radio"/> 非課税 <b>補助の区分を○で囲む</b>				

※ 完了年月日には、「工事検査シート」の第3面の「工事監理者(代表となる設計者)確認欄」に工事監理者(代表となる設計者)が記入した日付を記入してください。

※ 補助金交付申請書に記入する各金額は以下のとおりです。

- ①及び③の金額は[耐震設計]計画承認申請書第2面に記載した金額です。
- ②及び④の金額は[補強工事]計画承認申請書第2面に記載した金額です。
- ⑤ [耐震設計]計画承認通知書の補助予定額(耐震設計分)
- ⑥ [補強工事]計画承認通知書の補助予定額(補強工事分)
- ⑦ ⑤+⑥の合計額

いづれも変更がある場合は変更後のものを記載してください。



**※ 本様式は補助金交付申請書(第1号様式)と一緒にご提出ください。**

第4号様式 (第10条)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
補助金請求書

(請求先)  
横浜市長

年 月 日

請求者 千  
住所  
氏名 印  
電話 ( )

**※請求書は、必ず押印が必要です。印は鮮明に押印してください。(請求者は申請者と同一です。)**  
**※誤字訂正については訂正箇所に訂正印を押印するか、欄外に捨印を押印してください。**  
**※補助金請求額欄の訂正は出来ません(無効となります)のでご注意ください。**

補助金額の確定(補助金交付決定)通知を受けた横浜市木造住宅耐震改修促進事業 補助金を次のとおり請求します。

No. \_\_\_\_\_

補助金額の確定 (補助金交付決定) 通知書番号	<b>※補助額の確定後に記入しますので記入しないでください。</b> 年 月 日 第 号
-------------------------------	---

木造住宅耐震改修促進 事業補助金請求額	¥	<b>耐震設計分と補強工事分の補助金額の合計額となります。</b> <b>未記入でご提出の場合はこちらで記入します。</b>	—
振込先金融機関	金融機関名	銀行	支店
	口座番号	普通 ・ 当座	
	フリガナ	<b>※必ず記入してください。</b>	
	口座名義人	<b>申請者と同一のものに限ります。</b>	

(A4)

**※ 金融機関の通帳又はキャッシュカードのコピーを添付してください。**  
**(金融機関名、支店名(又は支店番号)、口座番号、口座名義人のフリガナが分かるもの)**

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
耐震改修工事等収支決算書

(提出先)  
横浜市長

年 月 日

提出者 〒  
住所  
氏名 印  
電話 ( )

※申請者氏名欄は、本人直筆が原則です。(パソコン等で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。)

※誤字訂正については訂正箇所に訂正印を押印するか、欄外に捨印を押印してください。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 補助金について、次のとおり収支決算しましたので、同事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

※ 関係書類とは、領収書(写し)です。(銀行振込の受取書は領収書ではありません。申請において提出した、全ての設計及び工事の契約についての領収書(補助対象外のものを含む)の写しを提出してください。)

※ 補助金額の確定通知書(第2号様式)の日付・番号を記入してください。「建建防」は「建建企」の場合があります。

補助金額の確定 (補助金交付決定) 通知書番号	〇〇年〇〇月〇〇日 建建防 第△△号
-------------------------------	--------------------

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
補助金(設計)		耐震設計費	
補助金(工事)		補強工事費	
自己資金		その他設計費	
その他融資	※ご利用の場合、融資額を記入してください。	その他工事費	
計	☆,☆☆☆,☆☆☆ 円	計	☆,☆☆☆,☆☆☆ 円

※ 収入、支出の計は同じ額になります。

(備考) 自署した場合は押印を省略することができます。

(A4)

<参考文献>

- 1 一般財団法人日本建築防災協会：「木造住宅の耐震診断と補強方法」
- 2 一般財団法人日本建築防災協会：「木造住宅の耐震補強の実務—リフォームにあわせた耐震補強のすすめ—」
- 3 一般社団法人横浜市建築士事務所協会：「既存木造住宅の耐震設計マニュアル改訂版」
- 4 一般財団法人住宅金融普及協会：「木造住宅工事仕様書」
- 5 木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2008年版）：財団法人日本住宅・木造技術センター
- 6 神奈川県建築行政連絡協議会：「神奈川県建築基準法取扱基準—面積、高さ、階数等の算定方法—」
- 7 横浜市：「横浜市建築基準法取扱い基準集（平成24年版）」
- 8 日本建築行政会議：「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」
- 9 横浜市：「横浜市建築基準条例関係集（条例解説付）」
- 10 横浜市：「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル 平成21年版-第2刷」

横浜市が耐震改修工事費用の一部を補助します！

— 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 —

申請の手引き（事業者向け）

---

---

平成24年5月 発行

平成25年4月 改訂

平成26年4月 改訂第2版

編集・発行 横浜市建築局企画部建築防災課

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル4階

電話：045-671-2943 FAX：045-641-2756

---

---